

農産物の環境負荷低減に関する
評価・表示ガイドライン

令和6年3月 発行
(令和8年1月 改定)

農林水産省

農産物の環境負荷低減に関する評価・表示ガイドライン ～第1部 基本的な考え方

- 1. 農林水産分野における環境負荷低減の見える化の背景・必要性**
 - (1) 温室効果ガス（GHG）削減を巡る動向
 - (2) 生物多様性保全を巡る動向
 - (3) 温室効果ガス削減・生物多様性の見える化について
 - (4) 意義
 - (5) 本ガイドラインの位置付け
- 2. 環境負荷低減の見える化の基本的な考え方**
 - 2-1. 温室効果ガス削減の見える化の基本的な考え方**
 - (1) 農業分野から排出される温室効果ガス
 - (2) 生産者による温室効果ガス削減の取組のメリット
 - (3) 農業生産とライフサイクルアセスメント
 - (4) 本ガイドラインにおける算定の範囲
 - (5) 代表的な温室効果ガス低減技術
 - (6) 見える化の流れ
 - 2-2. 生物多様性保全の見える化の基本的な考え方**
 - (1) 生物多様性保全の見える化の考え方
 - (2) 見える化の流れ
- 3. 農産物の温室効果ガス簡易算定シートの概要**
 - (1) 簡易算定シートとは
 - (2) 簡易算定シートの算定範囲
 - (3) 簡易算定シートで取り扱うデータ
 - (4) 簡易算定シートで低減技術として採用している項目
 - (5) 簡易算定シートの利用の流れ
 - (6) 簡易算定シートの算定結果
- 4. サプライチェーン全体での温室効果ガス削減の実現に向けて**
(簡易算定シートの更なる活用方策)
SCOPE 3算定への活用に向けて 一次データとしての活用
(参考) 農産物のGHG簡易算定と事業者単位のGHG算定の関係
- 5. 水田における生物多様性保全の取組内容と記録方法**
 - (1) 化学農薬・化学肥料低減・不使用の取組
 - (2) 冬期湛水（別名：ふゆみずたんば）
 - (3) 中干し延期または中止
 - (4) 江の設置等（江、深溝、ビオトープ）
 - (5) 魚の保護
 - (6) 畦畔管理

参考資料

- 参考1：表示に関する一般的な留意事項
- 参考2：温室効果ガス排出量の低減技術について
- 参考3：コミュニケーション：見える化の事例紹介

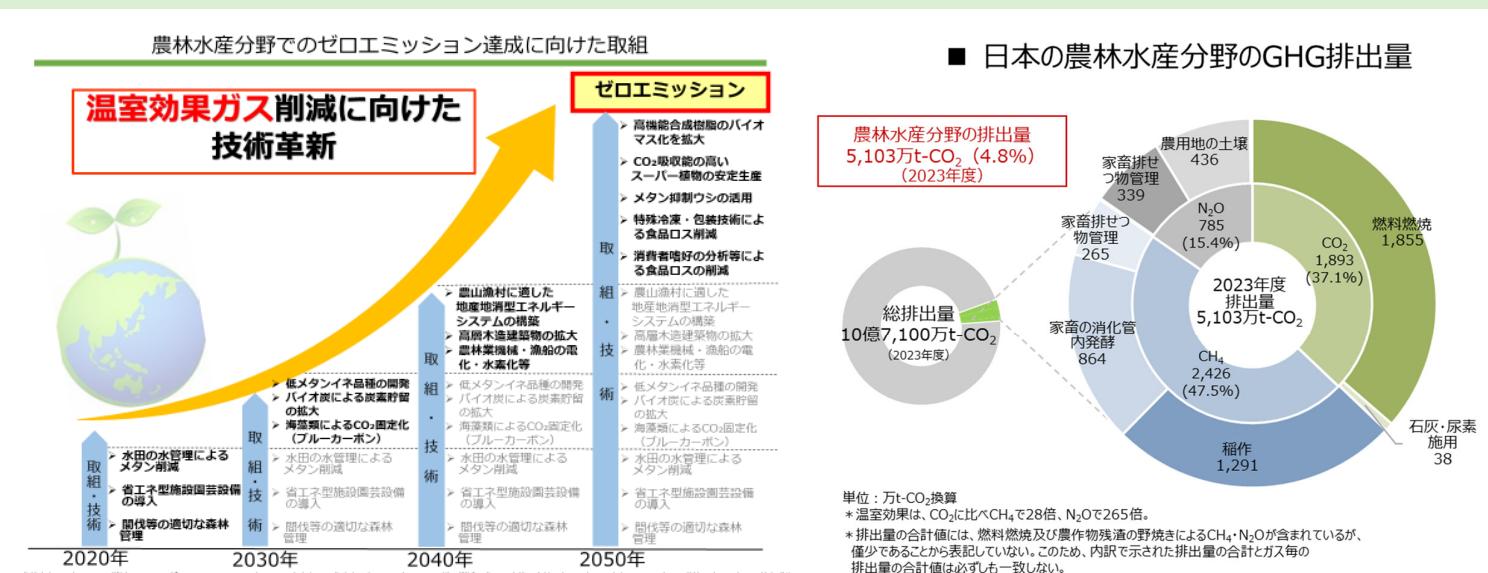
1. 農林水産分野における 環境負荷低減の見える化の背景・必要性

4

1. 農林水産分野における環境負荷低減の見える化の背景・必要性

(1) 温室効果ガス（GHG）削減を巡る動向

- 農林水産省は、2021年5月に、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現させるための新たな政策方針として「みどりの食料システム戦略」を策定しました。2022年7月には「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律」（みどりの食料システム法）が施行され、国が講すべき施策として環境負荷低減の取組の「見える化」を位置付けています。
 - 農林水産分野の温室効果ガス排出量は、我が国では国内全体の約4%を占め、世界全体でみると農林業に関連する温室効果ガス排出量は全体の約4分の1を占めています。
 - 我が国の2050年カーボンニュートラル、2030年度46%削減目標を実現し、さらに世界全体の温室効果ガス削減に貢献する上でフードサプライチェーン全体で温室効果ガス削減を進めていくことが求められています。



* 森林水資源においても白川町は例のN2Uセリエニシヨン化の実現(KPI)とともに、震源地をカバーする森林、N2U計画所、農業、森林、木材、津波における木質の採用、大量伐開拓による森林

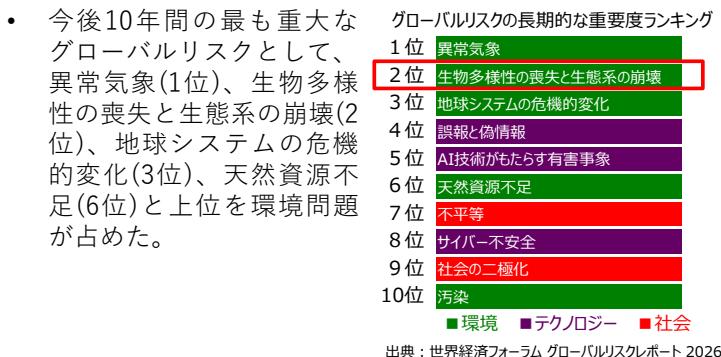
出典：「みどりの食料システム戦略」（2021年5月農林水産省策定）資料

1. 農林水産分野における環境負荷低減の見える化の背景・必要性

(2) 生物多様性保全を巡る動向

- 生物多様性の損失は、生存基盤への脅威として、気候変動と連携して取り組むべき深刻な危機であり、種の絶滅の速度や、生物に必須の元素である窒素やリンの循環は地球の限界を超えていると報告されています。
- 今まで通り(business as usual)から脱却し、社会変革をもたらす必要があり、個別ではなく全体的な対応が求められます。生物多様性の損失を止め、反転させる、いわゆるネイチャーポジティブを実現する必要があります。

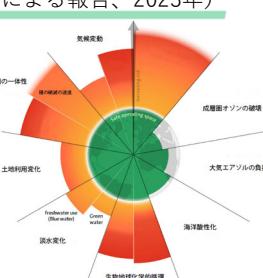
◆ 世界経済フォーラム報告書(2026年)



◆ プラネタリー・バウンダリー

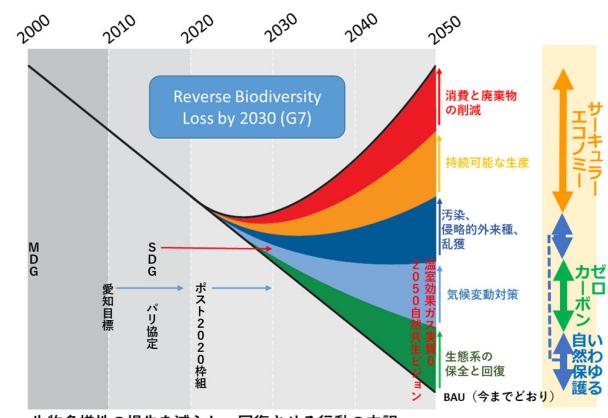
(ストックホルム・レジリエンス・センターによる報告、2023年)

- 9つの環境要素のうち、気候変動、生物圏の一体性（種の絶滅の速度・生態系機能の消失）、生物地球化学的循環（窒素・リン）、土地利用の変化、淡水利用、新規化学物質汚染の6つが人間が安全に活動できる領域を超えている。



◆ 地球規模生物多様性概況第5版(GBO5)(2020年)

- ほとんどの愛知目標についてかなりの進捗が見られたが、20の個別目標で完全に達成できたものはない。
- 2050年ビジョン「自然との共生」達成には、「今まで通り(business as usual)」から脱却し、社会変革が必要。食料生産・消費をはじめとする8分野(土地と森林、淡水、海洋、農業、食料システム、都市とインフラ、気候変動、ワン・ヘルス)での移行が重要。



地球規模生物多様性概況第5版 (GBO5) (生物多様性条約事務局2020年9月) を一部改変

6

1. 農林水産分野における環境負荷低減の見える化の背景・必要性

(3) 温室効果ガス削減・生物多様性の見える化について

- みどりの食料システム法において、国が講すべき施策として「見える化」を位置づけ。

<温室効果ガス削減>

- 農林水産省は、みどりの食料システム戦略等を踏まえ、2021年10月に、農林水産分野における地球温暖化対策を最大限推進していく観点から「農林水産省地球温暖化対策計画」を改定しました。
- 本計画において、分野横断的な対策の柱に温室効果ガス削減の実践とその見える化の推進を位置付け、農業者等の削減効果を把握するための簡易算定ツールの作成や消費者にわかりやすいカーボンフットプリントの伝達などフードサプライチェーンを通じた温室効果ガス削減の実践とその可視化を推進することとしています。

<生物多様性保全>

- 農林水産省は、生物多様性の新たな世界目標である「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択されたことを受け、2023年3月に「農林水産省生物多様性戦略」を改定しました。本戦略はみどりの食料システム戦略等と整合性をとりながら各施策の方向性を提示しています。
- 本戦略では、生物多様性保全をより重視した農業生産の推進を位置付けるとともに、農林水産分野における生物多様性保全の努力を生産物に表示する方法を検討することとしています。

- 農業者等は、温室効果ガス削減や生物多様性保全について、自らの生産実態や地域条件、経営方針などを考慮しつつ、できることに取り組むことが期待されます。
- 農業者等の努力について消費者にわかりやすく伝達するとともに、温室効果ガス削減や生物多様性保全に貢献する製品・サービスの使用など消費者の行動変容を促す仕組み=「見える化」が求められています。

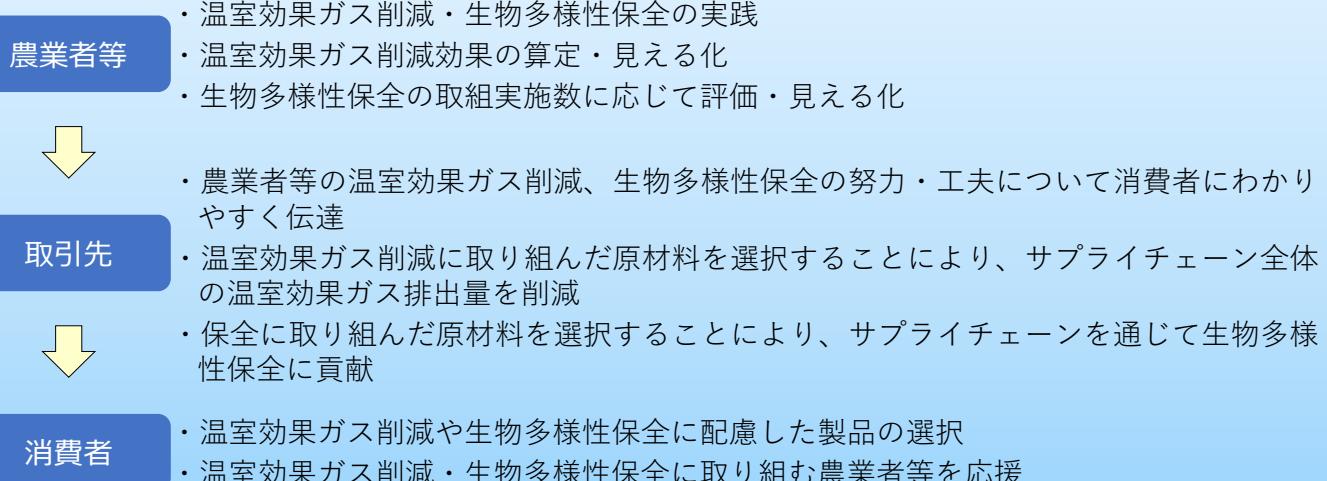
7

1. 農林水産分野における環境負荷低減の見える化の背景・必要性

(4) 意義

- 持続可能な食料システムの実現に向け、消費者を含むフードサプライチェーンの関係者が温室効果ガスの排出削減や生物多様性保全を自分事として認識し、環境負荷低減の行動を実施していくことが求められています。
- 環境負荷低減の見える化により、農業者等は生産段階のどの工程で温室効果ガス排出量や削減効果が高いかを認識し、エネルギー投資の効率化など経営の改善や効率的・効果的な排出削減等に取り組むこと、消費者は温室効果ガス削減や生物多様性保全に配慮した製品を選択することが可能となります。
- 環境負荷低減を単に負担として捉えるのではなく、経営を見直す機会や新たな活路を創出するチャンスとして環境負荷低減の見える化に取り組むことが期待されます。

【温室効果ガス削減・生物多様性保全の実践・見える化の流れ】



8

1. 農林水産分野における環境負荷低減の見える化の背景・必要性

(5) 本ガイドラインの位置付け

- 本ガイドラインは、農業者等が簡易算定シートを利用して温室効果ガス削減の取組効果を算定し、温室効果ガス削減の努力・工夫を見える化するための考え方を示したもので。また、生物多様性保全の取組が生物多様性や生態系サービスに与える効果を見える化するための考え方も示しています。

本ガイドラインの目的及び想定する利用者

- | | |
|-----|---|
| 目的 | <ul style="list-style-type: none">✓ 農産物の環境負荷低減の見える化にあたっての基本的な考え方の整理✓ 農業者等が温室効果ガスの排出量を把握し、また、生産活動による生物多様性への影響を理解する。温室効果ガス削減や生物多様性保全の努力・工夫を見える化することにより、環境負荷低減の取組や効果を取引先や消費者にアピールする✓ 農業者、食品製造業者、流通・小売業者、消費者等の温室効果ガス削減や生物多様性保全への意識を高め、持続可能性に配慮した国産の農林水産物を選択できるよう促し、サプライチェーン全体で環境負荷低減を推進する |
| 対象者 | <ul style="list-style-type: none">✓ 温室効果ガス削減や生物多様性保全に取り組む農業者及び農業者により構成される団体等✓ 普及指導員や営農指導員など営農計画や生産活動を支援する者✓ 食品小売事業者など持続可能性に配慮した製品を消費者に販売する者 |

9

2. 環境負荷低減の見える化の基本的な考え方

10

2-1. 温室効果ガス削減の見える化の基本的な考え方

11

2-1. 温室効果ガス削減の見える化の基本的な考え方

(1) 農業分野から排出される温室効果ガス

- 農産物の生産段階からの温室効果ガスの排出は、作物、栽培方法、地域等に左右され、また、二酸化炭素(CO₂)だけでなく農地からメタン(CH₄)や一酸化二窒素(N₂O)が排出されます。
- 農産物の生産段階からの温室効果ガスの排出量等は、農業者や地域によって異なり、また、不確実性が高いといった特徴があります。このような特徴を理解した上で、原材料生産・調達、生産、製造・加工の各段階に係る温室効果ガスの排出量や削減への貢献量を把握することが重要です。

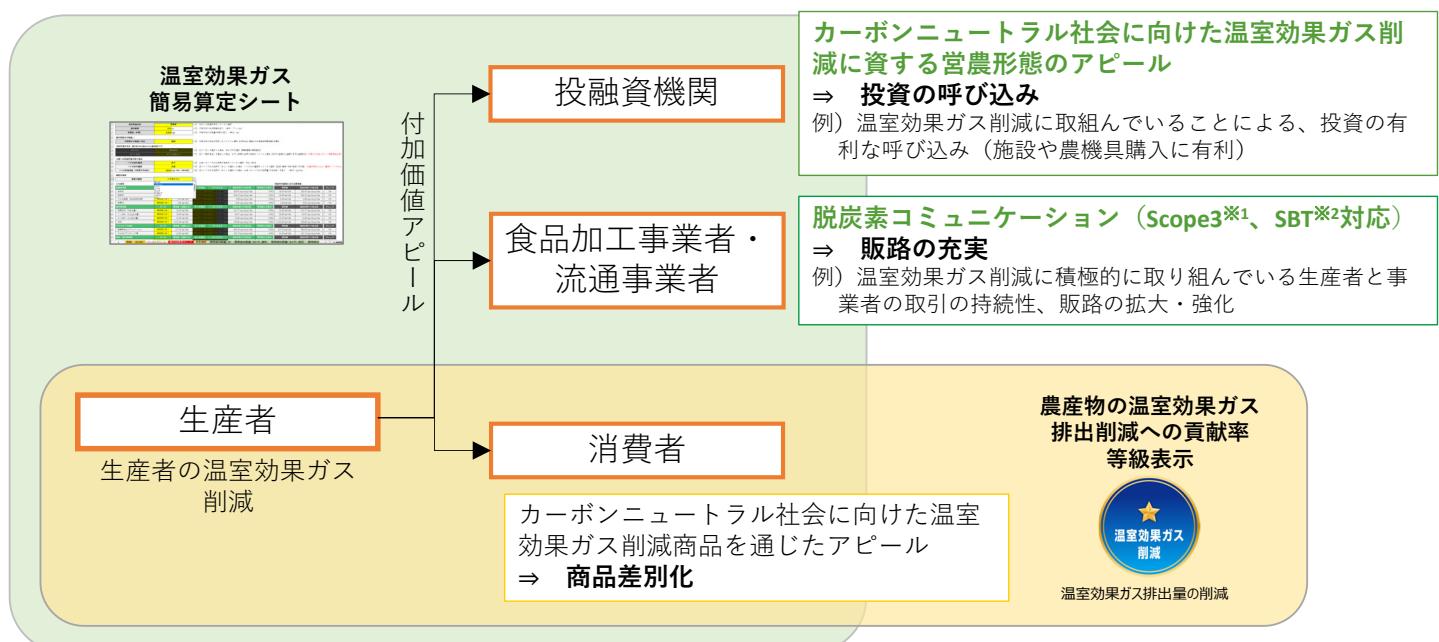


12

2-1. 温室効果ガス削減の見える化の基本的な考え方

(2) 生産者による温室効果ガス削減の取組のメリット

- 生産者が温室効果ガス低減技術に取り組むメリットとして、投資の呼び込み、販路の充実化、商品の差別化に向けてのアピールが想定されます。



※ 上記の商標は農林水産省の登録商標です。

※1 Scope3: GHGプロトコルにおける排出の範囲の概念です。ここでのScope3の数値とは、食品加工事業者の原材料や流通事業者への商品を納入した「生産者の活動に関連するGHGの排出量」を指します。

※2 SBT: パリ協定（世界の気温上昇を産業革命前より2°Cを十分に下回る水準(Well Below 2°C)に抑え、また1.5°Cに抑えることを目指すもの）が求める水準と整合した、5年～15年先を目標年として企業（ここでは食品加工事業者や流通事業者）が設定する、温室効果ガス排出削減目標のこと。

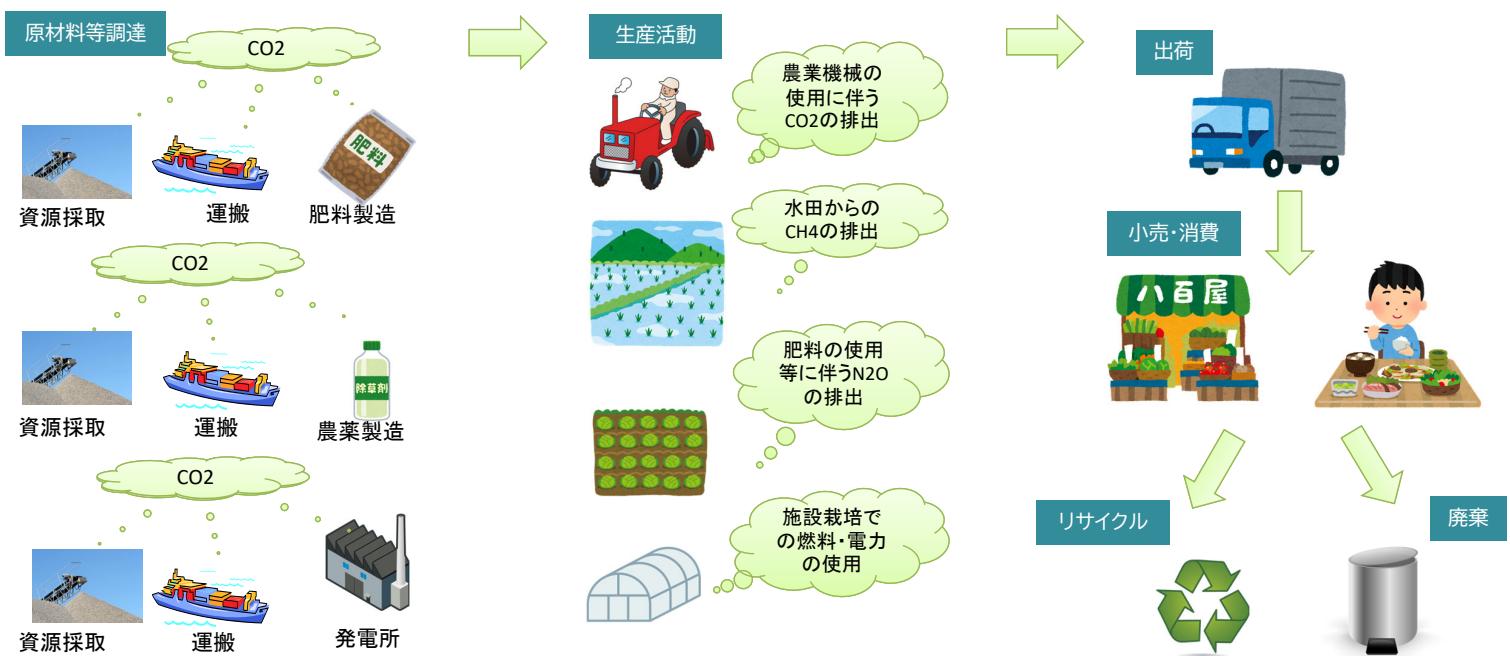
13

2-1. 温室効果ガス削減の見える化の基本的な考え方

(3) 農業生産とライフサイクルアセスメント

- 農産物の生産に伴い直接排出される温室効果ガスに加え、農業資材（肥料・農薬等）の原料生産・製造時や、電力等のエネルギー調達時においてもCO₂等が発生していることを考慮する必要があります。このような考え方はライフサイクルアセスメントとよばれており、本ガイドで扱う温室効果ガス簡易算定シートもこれに沿っています。

【農業生産における温室効果ガス排出のイメージ】

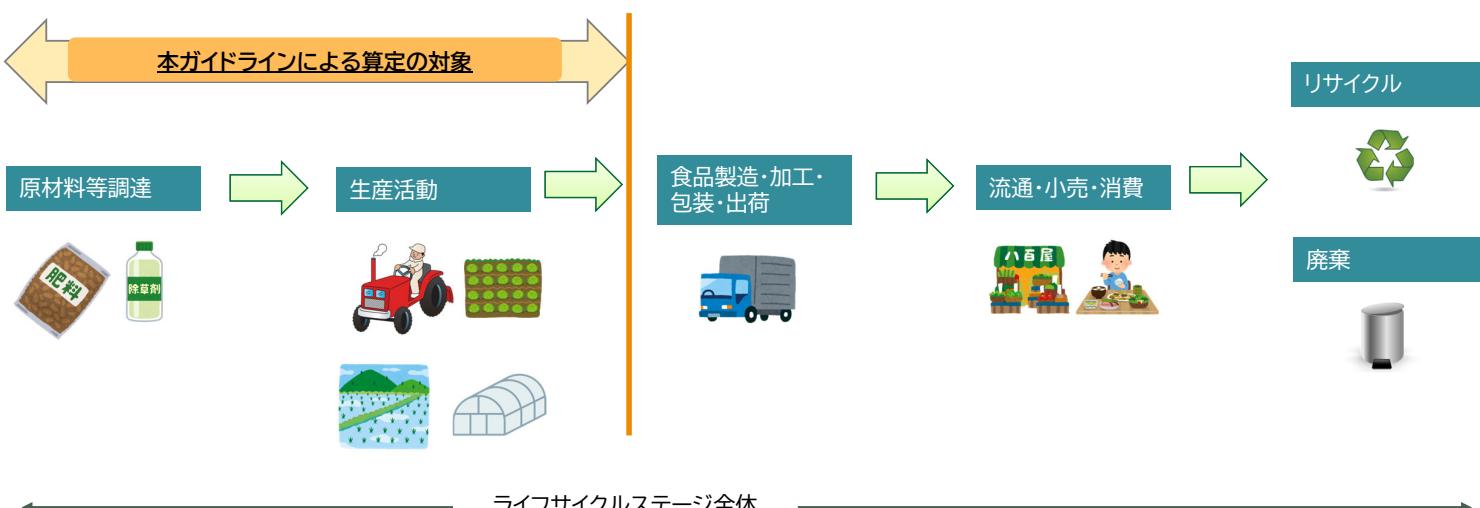


14

2-1. 温室効果ガス削減の見える化の基本的な考え方

(4) 本ガイドラインにおける算定の範囲

- ライフサイクルアセスメントでは、原材料等調達からリサイクル・廃棄に至るライフサイクルステージ全体を対象に評価を行う場合と、原材料調達から生産までを対象に評価を行う場合があります。
- 食品（農産物）の温室効果ガス排出については、ライフサイクル全体の中で原材料等調達を含む生産段階の排出が大きい(*)ことを考慮し、本ガイドラインに基づく温室効果ガス排出の算定では、生産活動までの段階を対象としています。



2-1. 温室効果ガス削減の見える化の基本的な考え方

(5) 代表的な温室効果ガス低減技術

- 生産者の方々が取り組まれている農法には、温室効果ガス排出の削減に寄与するものがいくつもあります。そのような取組を「温室効果ガス低減技術」と称し、その温室効果ガスの削減の取組例を紹介します。
- 簡易算定シートの算定結果の活用と組み合わせることで、生産者の方々の環境配慮への取組効果を「見える化」することができます。

共通

- ・化学肥料、
化学農薬使用量低減
- ・バイオ炭の施用

バイオ炭の農地施用



コメ

- ・中干し期間の延長
- ・秋耕の実施

水田メタン排出削減



施設野菜

- ・加温用燃料を木質ペレット等に置き換え

加温用燃料の置き換え



露地野菜

- ・堆肥の施用
- ・緑肥の使用

堆肥等の有機物施用の推進



16

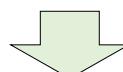
2-1. 温室効果ガス削減の見える化の基本的な考え方

(6) 見える化の流れ

- 温室効果ガス削減の見える化は、農産物の種類、栽培地域や気象条件等を踏まえ、農業者等が主体的に取り組むことが期待されます。
- 営農において温室効果ガス低減技術は、他の環境負荷（生物多様性保全への影響など）とトレードオフの関係となる場合があることに留意が必要です。

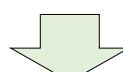
【温室効果ガス低減技術の検討】

- 農産物の生産段階での温室効果ガスの排出削減の努力・工夫を伝えることに重点を置き、関係者間で温室効果ガス低減技術を検討



【温室効果ガスの排出量・削減への貢献率の算定】

- 必要なデータを収集・整理
- 農産物の温室効果ガス簡易算定シートを活用して、排出量や地域の標準的な排出量と比較した削減への貢献率を算定



【温室効果ガス削減効果の見える化】

- 本ガイドラインに沿って、削減への貢献率から等級を決定し、ラベル表示を通じて見える化

17

2-2. 生物多様性保全の見える化の基本的な考え方

18

2-2. 生物多様性保全の見える化の基本的な考え方

(1) 生物多様性保全の見える化の考え方

- 生物多様性保全の見える化の対象品目は、水田が、生物多様性の保全に重要な役割を果たしていること、保全の取組と効果に一定の知見があること、国内農地面積に占める割合が高いことから、まずはコメとします。なお、コメ以外の作物の品目拡大に向け、取組による生物多様性保全の効果に関する調査を令和8年度に実施する予定です。
- 生物多様性については、温室効果ガスと異なり、その状態を示す指標が様々存在しており、これらを統一的に定量評価できる手法が確立されていないことから、保全のための取組の実施数を基本として評価することとし、温室効果ガス削減貢献の見える化の追加的指標として、温室効果ガス削減貢献と合わせて表示することとします。

- 以下のことから、まずはコメを対象とする。
 - ① 水田が生物多様性に重要な役割を果たしていること
 - ② 水田における生物多様性保全の取組と効果に一定の知見があること
 - ③ 国内農地面積に占める水田の割合が高く、全国で取り組みやすいこと
- 環境保全型農業直接支払交付金及び多面的機能支払交付金の取組を基本に取組数に応じて評価。
- 温室効果ガス削減貢献の見える化の追加的指標として、温室効果ガス削減貢献と合わせて表示。

水田における生物多様性保全の取組一覧

化学農薬・化学肥料の低減・不使用
冬期湛水
中干し延期または中止
江の設置等
魚類の保護
畦畔管理

19

2-2. 生物多様性保全の見える化の基本的な考え方

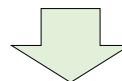
(2) 見える化の流れ

- 生物多様性の保全のためには、実施地域における生物の生息状況や環境条件等を考慮し、適切な手法を検討することが必要となります。
- 取組実施についての確実性や信頼性の確保等のため、実施時期等を生産記録簿等により確認できるようにします。

生産現場における見える化の実施の流れ

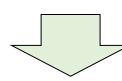
【生物多様性の保全手法の検討】

- 生物の生息状況や環境条件等の地域の特性を考慮して、生物多様性保全のために取り組む手法を検討



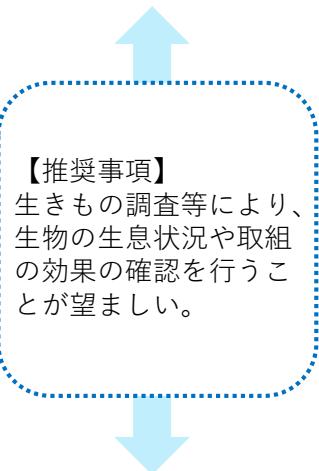
【生物多様性保全の実施・記録】

- 評価対象取組毎に定められた取組内容を確認の上、取組を適切に実施
- 取組実績を生産記録簿等へ記録



【取組の見える化】

- 取組数に応じた等級のついたラベルを表示



2-3. 等級ラベル表示

2-3. 等級ラベル表示

チヨイスター

(1) ラベル表示 (愛称：みえるらべる、ChoiSTAR)

- 本ガイドでは、農産物の環境負荷低減の「見える化」の手法として、その取組の程度を消費者に伝えるため、製品包装や店頭のPOP等での商品説明などへ表示するものとしています。
- 農産物の環境負荷低減の評価では、工業製品のような厳密な算定は困難であること、日々購入するものであり、消費者への説明の容易さや視認性の高さが重要であること等から、3段階の等級表示としています。
- 等級ラベル表示は任意の取組であり、厳密な製品間比較のためではなく、温室効果ガス削減や生物多様性保全の取組を行った製品を消費者が選択できる環境づくりの一環として用います。

見る × 選べる
みえるらべる



・英語版

Your Choice boosts
SusTainable AgRiculture
～あなたの選択が持続可能な農業を後押しします～
ChoiSTAR

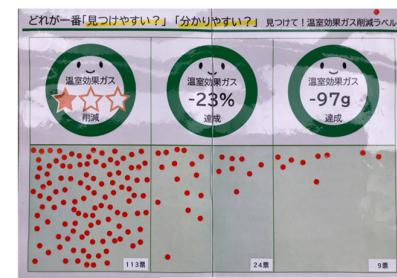


等級表示の考え方

- 等級表示★3つで表示
- 小数点表記なしの3段階表示
- ※等級表示の★は1つでも高く評価される
- ※温室効果ガス削減と生物多様性保全の等級に優劣はない。
- ※各評価は評価軸が異なり、それら等級数を合計して評価することは適当ではない。

(参考) 「見える化」の表示方法と消費者の認知

2022年度に実施したアンケート調査では、削減への貢献率、量よりも、等級で示すことが最も「見つけやすい」「分かりやすい」との結果。



22

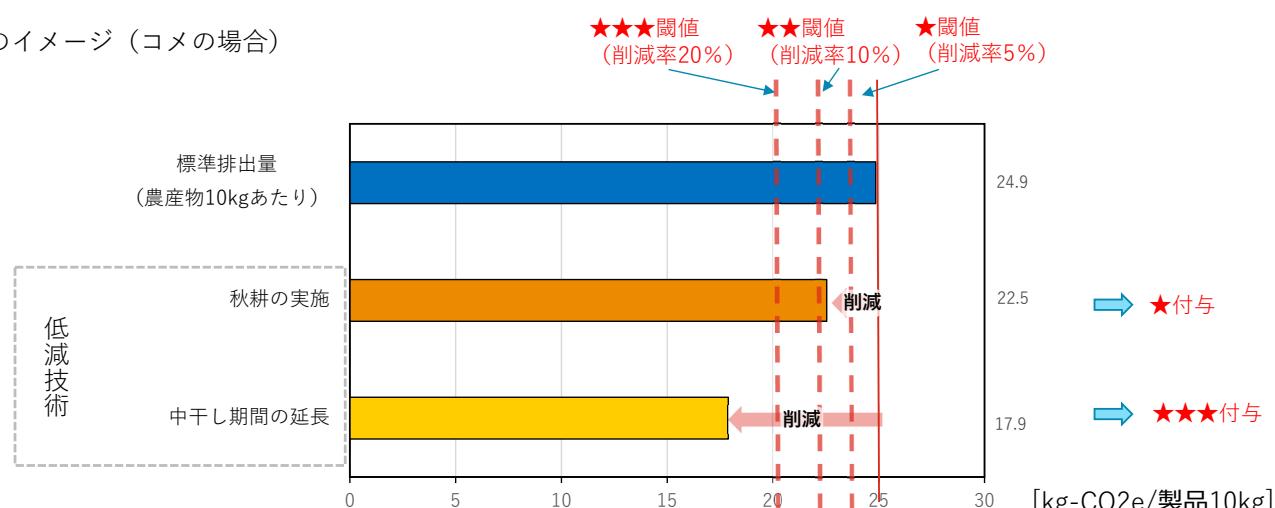
2-3. 等級ラベル表示

(2) ラベル表示 (等級の確定方法 ~温室効果ガス削減~)

- 生産者の削減努力を反映するため、品目ごとに生産者が個別に算定した温室効果ガス排出量と標準値（標準的な栽培方法を想定した場合の排出量）を比較し、標準値からの削減への貢献率を計算します。（温室効果ガス排出量を算定する簡易算定ツールの説明は後述）
- 計算した削減への貢献率を、各等級の閾値と比較し、閾値より高い場合には等級を付与できます。

$$\text{地域慣行と比較した削減貢献率} = \{ 1 - \frac{\text{(対象とする農産物の排出量)}}{\text{(当該地域・品目の標準排出量)}} \} \times 100$$

等級確定のイメージ (コメの場合)



※ 上記は一定の仮定の下での試算であり、実際の算定結果は入力値と標準値により変動する。

23

2-3. 等級ラベル表示

(3) ラベル表示（等級の確定方法～生物多様性保全～）

- 温室効果ガス削減への貢献の算定・等級表示を行ったコメについて、追加的指標として表示する。
- 対象とするほ場での取組実施数を基本に得点化し、得点に応じた等級とする。

見える化の評価

得点	なし	1	2	3以上
等級	-	★	★★	★★★

評価対象の取組

対象取組	得点
化学農薬・化学肥料の不使用	2
化学農薬・化学肥料の5割以上10割未満低減	1
冬期湛水	1
中干し延期または中止	1
江の設置等	1
魚の保護	1
畦畔管理	1

評価例

冬期湛水のみ	★ 1点
化学農薬・化学肥料の5割低減	★ 1点
化学農薬・化学肥料の不使用※	★★ 2点
魚の保護（魚道の設置）+畦畔管理	★★ 2点
化学農薬・化学肥料の不使用+畦畔管理	★★★ 3点
化学農薬・化学肥料の5割低減+畦畔管理+冬期湛水	★★★ 3点

※有機農業は、化学肥料・化学農薬を使用しないことから、これを選択可能。

24

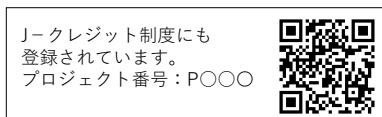
2-3. 等級ラベル表示

(4) ラベル表示（J-Credit制度に参加する場合の取り扱いについて）

- みえるらべるで算定している「削減貢献量」とJ-Credit制度の「排出削減量」とは異なる主張であるため、以下の点を満たす場合、J-Credit制度にも参加していた場合でも算定・評価を行うことが可能です。
- 消費者の誤解を招かないよう、等級ラベル表示と合わせて、パッケージ等にJ-Credit制度にも参加していることの併記を必須とします。
- プロジェクトの詳細情報（プロジェクト番号、登録申請日、プロジェクトの概要）について、パッケージ、POP等の他、デベロッパーのホームページまたは、J-Credit制度のホームページ等に誘導することで開示することも可能です。

- 誘導先のホームページでは、J-Credit制度のどのプロジェクトに参加しているかを特定できる内容を開示すること（消費者が誤解しないよう留意してください）。
- なお、農産物の生産・販売の時間軸と、J-Credit制度の認証タイミングにズレがあることから、具体的なクレジットの発行量を表示することまでは不要です。

【表示のイメージ】



(1) パターン1（事業者のホームページに誘導）

- ・事業者（取りまとめ事業者等）HPで、プロジェクト番号、登録申請日、プロジェクト概要などがわかるように開示し、HPに誘導

(2) パターン2（J-Credit制度ホームページに誘導）

- ・J-Credit制度のHPで参加しているプロジェクトの概要がわかるよう、検索画面に誘導

【QRコード（注）により誘導するウェブサイト（例）】

（パターン2 J-Credit制度HP プロジェクト検索画面）

ホーム	J-Credit制度について	申請手續	登録・認証情報	クレジット売買	クレジット活用	問合せ・資料等
検索結果						
		通常型	プログラム型			
プロジェクト番号	登録申請日	運営管理者 ・法人番号	実施地域	クレジット取得予定者 ・法人番号	プロジェクト概要	認証期間の開始日
P114	2021/11/29	一般社団法人 日本クレジット協会 3120905005319	全国	一般社団法人 日本クレジット協会 3120905005319	農業におけるバイオ炭の 農地施肥	2021/11/29 AG-004 Ver.1.2
P155	2023/02/01	株式会社 8010001034740	全国	株式会社 8010001034740	事業所におけるアミノ酸 バランス改善肥料の施用	2023/04/01 AG-001 Ver. 3.0
P175	2023/03/29	株式会社 TOWING 1180001140248	全国	株式会社 TOWING 1180001140248	農地におけるバイオ炭の 施肥	2023/04/01 AG-004 Ver. 1.5

（注）QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

25

（※）実際の表示にあたっては、J-Creditに関する記載（QRコード等を含む。）が、みえるらべるについての説明や補足であるかのような誤解を招かないよう、留意して表示を行う必要があります。

2. 環境負荷低減の見える化の基本的な考え方

(参考) 消費者への「見える化」の認知度向上に向けて

- 等級ラベル表示による訴求に加え、消費者に環境配慮の意識啓発を行うことが重要です。農林水産省は、消費者庁・環境省と連携し、生産側と消費側それぞれの取組を促進し、互いに意識・行動を変えていくことで、新たな市場の創出を目指す「あふの環2030プロジェクト」を進めています。
- 環境負荷低減を「見える化」した商品を選択してもらうためには、消費者への直接的なベネフィットを提供する方法なども検討することが求められます。そのためには、ポイント制度や広告など、小売店事業者等の協力を得て進めることが必要と考えられます。
- 農林水産省は、環境省の主導するデコ活（脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動）と連携するなど、食の分野を中心に消費者の行動変容を促していきます。

あふの環2030プロジェクト～食と農林水産業のサステナビリティを考える～

持続可能なサプライチェーンの確立に向けて



「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動」とは

- G7広島サミットも見据え、脱炭素につながる新しい豊かな暮らしの実現に向けた国民の行動変容、ライフスタイル転換のうねり・ムーブメントを起こすべく、新しい国民運動を開始し、世界に発信します。

脱炭素の実現に向け、暮らし、ライフスタイルの分野でも大幅なCO2削減が求められます



しかし、国民・消費者の行動に具体的に結びついているとは、まだ言えない状況です



- 1 例えば10年後など、脱炭素につながる将来の豊かな暮らしの全体像、絵姿をお示します



- 2 国、自治体、企業、団体等で共に、国民・消費者の新しい暮らしを後押しします



- G7やG20等において、
 - 我が国から製品・サービスをパッケージにした新しいライフスタイルの提案
 - 官民連携によるライフスタイル・イノベーションの国際協調を提案・発信することも視野

↓
国内での新たな消費・行動の喚起とグローバルな市場創出・マーケットインを促します

出典：環境省「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動」（2023年1月）



26

3. 農産物の温室効果ガス簡易算定シートの概要

27

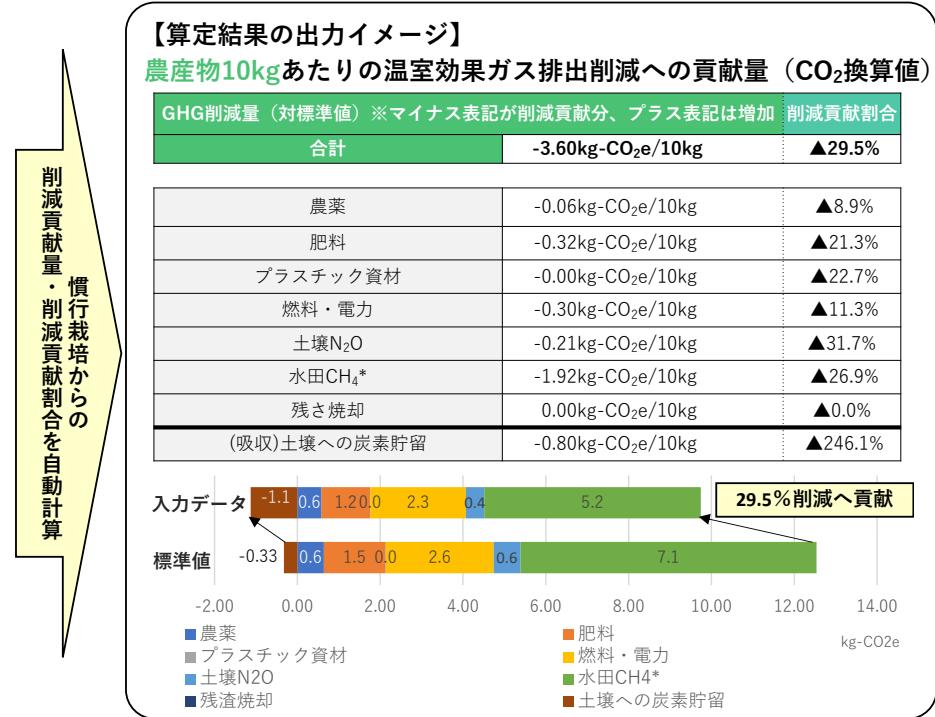
3. 農産物の温室効果ガス簡易算定シートの概要

(1) 簡易算定シートとは

- 農産物の温室効果ガス簡易算定シートは、農業者等が生産にかかるGHG排出量や削減率を簡易に算定するためのエクセルを利用したツールであり、農林水産省が作成したもので、農林水産省に利用者登録することにより、誰でも利用することができます。
- 温室効果ガス排出原単位は、IDEA（イデア）v2.3データベース等を利用しています。

【入力シート 選択・入力項目の例】

基本情報	
農産物	農薬使用量
栽培都道府県	殺虫剤
栽培面積	殺菌剤
収穫量（年間）	その他農薬
農産物残さの取扱い	除草剤
作物残さの取扱い方法	肥料使用量
水田の湛水方式	窒素肥料
湛水方式	リン肥料
中干し延長	カリ肥料
秋耕の実施	堆肥
あり/なし	プラスチック資材
土壤への炭素貯留の取り組み	農業用塩化ビニルフィルム
バイオ炭の施用	その他プラスチック類
バイオ炭の種類	燃料・電力使用量
バイオ炭年間施用量	ガソリン
緑肥の使用	軽油
緑肥の種類	灯油
	A重油
	LPG
	都市ガス
	系統電力



IDEA：産業技術総合研究所で開発された国内最大級のライフサイクルインベントリデータベース。積み上げ法で作成されており、産業連関法で作成されたデータベースに比べ、物量ベース单位でより多くのデータ項目を有する。

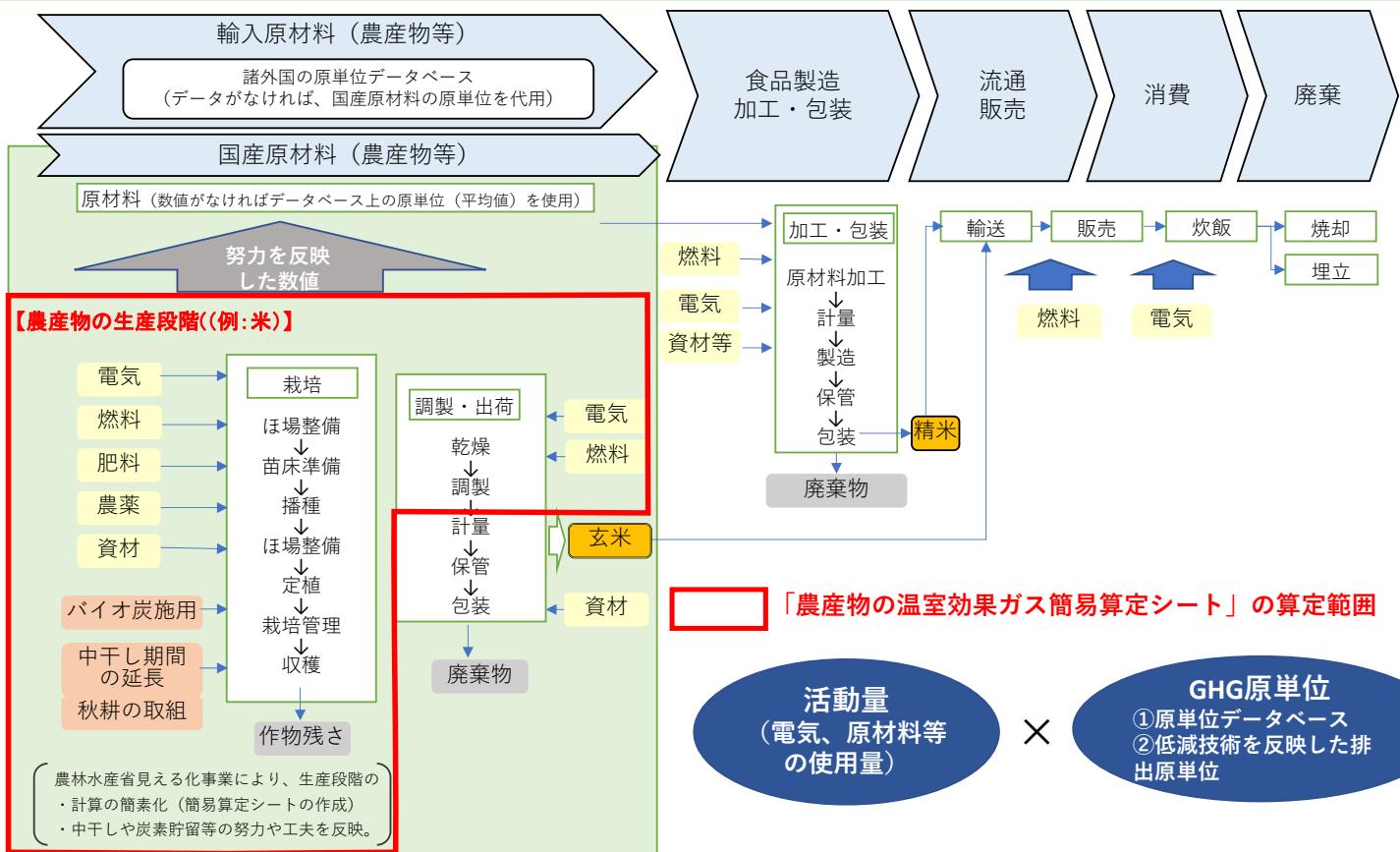
(注)農林水産省は、IDEAv2.3の特殊ライセンスを取得しています。

28

3. 農産物の温室効果ガス簡易算定シートの概要

(2) 簡易算定シートの算定範囲

- 簡易算定シートは、農産物の生産段階を算定範囲としています。
- 製品の原材料調達から廃棄に至る全ての段階（ライフサイクル）で評価する場合は、このほかに、食品製造、流通、消費、廃棄・リサイクルの全工程から排出される温室効果ガス排出量を算定する必要があります。



29

3. 農産物の温室効果ガス簡易算定シートの概要

(3) 簡易算定シートで取り扱うデータ（栽培情報①）

- 利用者は、「データ入力シート」に該当する農産物の栽培期間中の収穫量、農薬、肥料、電気、燃料等の使用量等を入力します。
- 農薬、肥料などの入力項目には、地域の標準活動量が初期設定されており、入力項目のデータが不明な場合はこの値を参照することができます。

【入力項目】

基本情報	
品目	米（露地）、トマト（露地または施設）、きゅうり（露地または施設）、なす（露地または施設）、ほうれんそう（露地）、白ねぎ（露地）、たまねぎ（露地）、はくさい（露地）、キャベツ（露地）、レタス（露地）、だいこん（露地）、にんじん（露地）、アスパラガス（露地）、ミニトマト（施設）、いちご（施設）、ピーマン（露地または施設）、りんご（露地）、みかん（露地または施設）、ぶどう（露地または施設）、日本なし（露地）、もも（露地）、ばれいしょ（露地）、かんしょ（露地）、茶（露地）から選択。
栽培都道府県	栽培した都道府県を選択。
栽培延べ面積	栽培期間中に対象農産物を作付けした延べ面積を記入（単位：アール（a））。
延べ収穫量	栽培期間中に収穫した対象農産物の延べ収穫量を記入（単位：kg）。
収穫量の形態（茶のみ）	荒茶／生葉から選択。
算定実施日	当該算定シートの入力が終了した日を入力。算定実施日から1年が経過した場合は、再算定が必要。
栽培期間	前作（品目は問わない）の最後の収穫の直後を起点とし、当該作の最後の収穫調製までを栽培期間（最大1年間）として記入。
作物残さの取扱い（農産物が米の場合）	
前作の米の作物残さの取扱方法	前作の米の作物残さの取扱いについて、すき込み／焼却／残さ持ち出し（圃場外での利活用等（ただし焼却は除く））から選択。
前作の米の栽培延べ面積と延べ収穫量	前作の米の延べ収穫量、栽培延べ面積がわかる場合は「データを入力」を選択。前作の米の延べ収穫量、栽培延べ面積の入力が難しい場合は、「不明」を選択。
前作の米の栽培延べ面積	前作の米を作付けした延べ面積を入力。二毛作や輪作をしており、前作が米以外（二毛作で麦や大豆などを作付けしている）の場合は、その前作以前、直近で米を作付したときまで遡り、作付けした圃場の延べ面積を入力。
前作の米の延べ収穫量	前作の米の延べ収穫量を入力。二毛作や輪作をしており、前作が米以外（二毛作で麦や大豆などを作付けしている）の場合は、その前作以前、直近で米を作付したときまで遡り、その米の延べ収穫量を入力。
作物残さの取扱い（農産物が野菜の場合）	
作物残さの取扱方法	作物残さの取扱いについて、すき込み／焼却／残さ持ち出し（圃場外での利活用等（ただし焼却は除く））から選択します（野菜は当該作の作物残さの取扱を入力）。

30

3. 農産物の温室効果ガス簡易算定シートの概要

(3) 簡易算定シートで取り扱うデータ（栽培情報②）

【入力項目】

水田の湛水方式（農産物が米の場合のみ）	
湛水方式	間断灌漑／常時湛水から選択します。栽培期間中に中干しした場合は間断灌漑、中干しなかった場合は常時湛水を選択。
中干し期間の延長	J A の栽培暦や、都道府県等が発行する栽培技術情報等に示されている、当該作を行う地域で慣行とされている中干しの日数に対し、中干し期間を7日間以上延長した場合に「中干し延長」を選択。
土壌への炭素貯留の取り組み	
バイオ炭の施用	土壌へのバイオ炭の施用の有無（あり・なし）を選択します。
バイオ炭の種類	白炭、黒炭、竹炭、粉炭、オガ炭、家畜糞尿由来（熱分解、ガス化）、木材由来（熱分解、ガス化）、草本由来（熱分解、ガス化）、もみ殻・稻わら由来（熱分解、ガス化）、木の実由来（熱分解、ガス化）、製紙汚泥・下水汚泥由来（熱分解、ガス化）から選択*。
バイオ炭施用量	栽培期間中に土壌へ施用したバイオ炭の量を入力。（単位：kg/10a）
緑肥の施用（米、野菜）	
緑肥の種類	投入なし、トウモロコシ、ソルゴー、エンバク、ライムギ、その他ムギ、シロカラシ、キカラシ、レンゲ、ダイズ、クローバ、ルーピン、その他から選択。 緑肥を使用した場合は使用した緑肥を選択（緑肥は圃場全体に作付けしている必要があり、作物体は全量すき込む必要がある）、実施しなかった場合は「投入なし」を選択。選択項目にない種類の緑肥を使用した場合は「その他」を選択。
果樹園の草生栽培の有無（果樹のみ）	
草生栽培の有無	あり／なしから選択（果樹園の一部ではなく、全体が下草で覆われている必要がある）。
秋耕（米）	
秋耕の取組	あり／なしから選択。何の作物残さかに関わらず、当該作を実施する前年の秋までに作物残さをすき込んだ場合は「あり」、前年の冬以降に作物残さをすき込んだ場合は「なし」を選択。

31

3. 農産物の温室効果ガス簡易算定シートの概要

(3) 簡易算定シートで取り扱うデータ（標準活動量）

【入力項目】

農薬使用量		栽培期間中に対象農産物に使用した殺虫剤、殺菌剤、その他農薬（殺虫殺菌剤等）、除草剤について、10a当たりの使用量（kg）又は使用金額（円）を入力。液体・固体・粉体などの性状の違いに依らず、10a当たりの使用量もしくは使用量に対応した購入金額を入力。	
殺虫剤			
殺菌剤			
その他農薬（殺虫殺菌剤等）			
除草剤			
硝化抑制剤入り化学肥料（N成分量）（茶のみ）			
肥料使用量			
窒素肥料（N成分量）		化学肥料については、栽培期間中に対象農産物に使用した窒素（N成分量）、リン（P ₂ O ₅ 成分量）、カリ（K ₂ O成分量）の10a当たりの使用量（kg）を入力。	
リン肥料（P ₂ O ₅ 成分量）		堆肥（その他有機質肥料含む）については、10a当たりの使用量（kg）を入力（堆肥は、毎年連用していることを想定）。	
カリ肥料（K ₂ O成分量）			
堆肥（その他有機質肥料含む）		茶の場合のみ、栽培期間中に使用した硝化抑制剤入り化学肥料の10a当たりの使用量（kg）又は使用金額（円）を入力。	
プラスチック資材			
農業用塩化ビニルフィルム		栽培期間中に対象農産物に使用した「農業用塩化ビニルフィルム」、「その他プラスチック類」について、10a当たりの使用量（kg）または使用金額（円）を入力。	
その他プラスチック類			
化石燃料・電力使用量			
ガソリン		栽培期間中に対象農産物に使用したガソリン、軽油、灯油、A重油、LPG、都市ガス、系統電力について、10a当たりの使用量（L, m ³ , kWh）または使用金額（円）を入力。 ※施設栽培においてはハウス暖房で使用する燃料・電力によるGHG排出量の割合が大きいことが予想されますので、入力値の転記ミスや用途の不一致がないかご確認の上、入力してください。	
軽油			
灯油			
A重油			
LPG（液化石油ガス）			
都市ガス			
系統電力			

32

3. 農産物の温室効果ガス簡易算定シートの概要

(3) 簡易算定シートで取り扱うデータ（温室効果ガスに関する原単位（排出係数））

- 簡易算定シートでは、温室効果ガスに関する標準的な原単位(排出係数)を設定しています。
- 肥料、農薬等の製造時の二酸化炭素排出量には、各資材の製造段階のほか、原材料の調達段階（輸送含む資源採掘から原材料製造まで）における排出量も含まれます。

【原材料の製造時の二酸化炭素排出量の原単位】

農薬使用量	IDEA名称
殺虫剤	殺虫剤
殺菌剤	殺菌剤
その他農薬（殺虫殺菌剤等）	その他の農薬
除草剤	除草剤, 2,4-PA, ソーダ塩
肥料使用量	IDEA名称
窒素肥料（N成分量）	肥料（窒素質分）
リン肥料（P ₂ O ₅ 成分量）	肥料（りん酸質分）
カリ肥料（K ₂ O成分量）	肥料（カリ質分）
堆肥	有機質肥料
プラスチック資材	IDEA名称
農業用塩化ビニルフィルム	農業用塩化ビニルフィルム
その他プラスチック類	梱包資材, LDPE
燃料・電力使用量	IDEA名称
ガソリン	ガソリンの燃焼エネルギー
軽油	軽油の燃焼エネルギー
灯油	灯油の燃焼エネルギー
A重油	A重油の燃焼エネルギー
LPG	液化石油ガス（LPG）の燃焼エネルギー
都市ガス	都市ガス13Aの燃焼エネルギー
系統電力	電力, 日本平均

【水田からのメタン排出量の原単位】

$$\text{メタン排出係数} = aX + b$$

a* : 傾き (kg-CH₄/kg-C)*, b** : 切片 (kg-CH₄/ha)
(有機物施用量と DNDC-Rice モデルで算出されたCH₄排出量の回帰式より)

X : 堆肥、緑肥、作物残さのすき込み由来の有機物施用量(kg-C/ha)

注1：間断灌漑における中干し期間の延長による水田メタン削減貢献率は、文献データから30%に設定。

注2：農林水産省参考資料をもとに、秋耕による水田メタン削減貢献率は10%に設定。

出典：日本国温室効果ガスインベントリ報告書(2023年)

a*,b** : Katayanagi et al. (2016)、"Development of a method for estimating total CH₄ emission from rice paddies in Japan using the DNDC-Rice model", Science of the Total Environment, 547, 429-440 (2016)

【窒素肥料の施用による土壌からの一酸化二窒素排出量の原単位】

kg-NあたりN ₂ O排出量		
直接排出	水稻	その他共通
一酸化二窒素 (kg-N ₂ O/kg-N)	0.00487	0.00974
CO ₂ 換算値 (kg-CO ₂ e/kg-N)	1.29	2.58
間接排出（大気沈降）		共通（化学肥料）
一酸化二窒素 (kg-N ₂ O/kg-N)	0.00242	
CO ₂ 換算値 (kg-CO ₂ e/kg-N)	0.641	
間接排出（溶脱・流出）		共通
一酸化二窒素 (kg-N ₂ O/kg-N)	0.00414	
CO ₂ 換算値 (kg-CO ₂ e/kg-N)	1.10	

出典：日本国温室効果ガスインベントリ報告書(2023年)

出典：IDEAv2.3データベース

(注)農林水産省は、IDEAv2.3の特殊ライセンスを取得しています。

33

3. 農産物の温室効果ガス簡易算定シートの概要

(4) 簡易算定シートで低減技術として採用している項目

- 簡易算定シートでは、温室効果ガス排出／吸収について、農業に特有の7つの項目を採用しています。

選択項目	対象品目	効果
水稻栽培における中干し期間の延長	コメ	水田からのメタン排出量の削減
秋耕	コメ	水田からのメタン排出量の削減
堆肥の連用	野菜・果実・茶	連用による土壤炭素貯留効果 ^{*1} (CO2見える化サイト参照)
バイオ炭の農地施用	農業全般	土壤炭素貯留効果 ^{*2} (J-クレジット制度方法論参照)
(残さ) すきこみ	野菜	土壤炭素貯留効果 ^{*1} (CO2見える化サイト参照)
緑肥（カバークロップ）・草生栽培	野菜・果実	土壤炭素貯留効果 ^{*1} (CO2見える化サイト参照)
茶園土壤への硝化抑制剤入り化学肥料の施肥	茶	窒素肥料由来のN2O排出量の削減 (日本国GHGインベントリ報告書参照)

*1 農研機構が公開している「土壤のCO2吸収見える化サイト」(<https://soilco2.rad.naro.go.jp/>)を利用し、農地土壤への炭素貯留量を算出。

*2 J-クレジット制度における方法論「バイオ炭の農地施用」：<https://japancredit.go.jp/about/methodology/>に基づいて、農地土壤への炭素貯留量を算出。

34

3. 農産物の温室効果ガス簡易算定シートの概要

(5) 簡易算定シートの利用の流れ

- 簡易算定シートを利用するにあたっての基本的な流れと主な留意事項の概要は下記のとおりです。
- 各項目の入力方法等の詳細は、「農産物の温室効果ガス簡易算定シート簡易操作マニュアル」を参照ください。

入力データの収集

- ✓ 算定シートでの計算に必要な各種データを収集



データの入力

- ✓ 品目、地域を選択
- ✓ 収穫量、農薬、肥料、エネルギー使用量など計算に必要なデータを該当部分に入力



算定の実行

- ✓ 入力データに基づく実績の計算結果と地域の標準値を自動表示



算定経緯の記録・保管

- ✓ 入力データと結果を逐次保管
- ✓ 算定根拠について所定の期間^{*1}保管

^{*1} 詳細は本ガイドラインの第2部を参照

【排出量算定における主な留意事項】

- 算定シートへの入力の前に、農業日誌等を確認して、入力に必要となる数値を準備・記録してください。
- 直近1年間のデータを準備することが望まれますが、営農方法に大きな変更がないという条件のもと、期間を明示することで、過去のデータや数年分のデータの平均値等を使用することもできます。
- また、栽培管理計画等に基づく算定も可能です。詳しい手順についてはラベル表示運用ガイドラインを参照ください。
- 算定シートへの入力の際には、入力する数値の単位に十分注意してください。
- 算定シートで計算した際には、入力済みの算定シート及び入力データの根拠となる情報を逐次保管し、必要に応じて確認できるようにしてください。

経年での削減への貢献量を算定する場合

- ✓ 基準値に過去のデータを入力し、今作の計算結果と比較

35

3. 農産物の温室効果ガス簡易算定シートの概要

(6) 簡易算定シートの算定結果①

- 本シートの結果から、以下のような把握・分析を行い、消費者へのアピールや自らの生産活動に活かすことができます。
 - ・ 単位面積(10 a)当たり及び単位収穫量(10 kg)当たりの排出量の把握や、温室効果ガスの排出量が特に多い工程の特定
 - ・ 地域内の慣行的な栽培と比較した、自らの生産活動による温室効果ガス排出量の相対値（削減貢献量・削減貢献率）の把握
 - ・ 地域の標準値と比較し、今後取り入れることで温室効果ガス排出低減が見込まれる技術や、使用量低減が可能な資材等の把握
 - ・ 前作と今作の排出量を比較した増減の把握
- なお、算定結果は一定の仮定のもとに算出されたものであること、ライフサイクルのうち農産物の生産段階に限った排出量であり、ライフサイクル全体を包含するものではないことに留意が必要です。

農地面積10aあたりの温室効果ガス排出削減量 (CO₂換算値)

GHG削減量 (対標準値) *マイナス表記が削減分、プラス表記は増加		割合
合計	-321.13 kg-CO ₂ e/10a	-31.38%
農薬	0.00 kg-CO ₂ e/10a	0.0%
肥料	-13.65 kg-CO ₂ e/10a	-16.9%
プラスチック資材	0.00 kg-CO ₂ e/10a	0.0%
燃料・電力	0.00 kg-CO ₂ e/10a	0.0%
土壤N ₂ O	0.00 kg-CO ₂ e/10a	0.0%
水田CH ₄ *	-300.44 kg-CO ₂ e/10a	-37.0%
残渣焼却	0.00 kg-CO ₂ e/10a	0.0%
土壤への炭素貯留 (マイナス分) *	-25.98 kg-CO ₂ e/10a	-127.3%

*水田由来CH₄は米のみに反映される項目で、その他の農作物には計上されません。
**土壌への炭素貯留 (マイナス分)には、バイオ炭、たい肥の施用による効果が含まれます。
たい肥の施用による土壌への炭素貯留の算定式は、簡易に試算するため、圃場場所等について特定の条件を仮定しています。

農地面積10aあたり



農産物10kgあたりの温室効果ガス排出削減量 (CO₂換算値)

GHG削減量 (対標準値) *マイナス表記が削減分、プラス表記は増加		割合
合計	-4.35 kg-CO ₂ e/10kg	-23.67%
農薬	+0.09 kg-CO ₂ e/10kg	+11.2%
肥料	-0.11 kg-CO ₂ e/10kg	-7.5%
プラスチック資材	+0.00 kg-CO ₂ e/10kg	+11.2%
燃料・電力	+0.21 kg-CO ₂ e/10kg	+11.2%
土壤N ₂ O	0.00 kg-CO ₂ e/10kg	0.0%
水田CH ₄ *	-4.37 kg-CO ₂ e/10kg	-29.9%
残渣焼却	0.00 kg-CO ₂ e/10kg	0.0%
土壤への炭素貯留 (マイナス分) *	-0.56 kg-CO ₂ e/10kg	-152.9%

*水田由来CH₄は米のみに反映される項目で、その他の農作物には計上されません。
**土壌への炭素貯留 (マイナス分)には、バイオ炭、たい肥の施用による効果が含まれます。
たい肥の施用による土壌への炭素貯留の算定式は、簡易に試算するため、圃場場所等について特定の条件を仮定しています。

農作物10kgあたり



3. 農産物の温室効果ガス簡易算定シートの概要

(6) 簡易算定シートの算定結果②

- 簡易算定シートの結果から、化学肥料の低減や省エネなどの農業者等の温室効果ガス削減の努力・工夫を見える化することができます。
- また、温室効果ガスの排出量が多い工程や、土壌への炭素貯留の効果などを把握することができます。

○算定シートで評価可能な低減対策

低減対策例	低減効果
化学肥料の低減	化学肥料の生産段階等で排出される二酸化炭素や土壌中の窒素肥料分からの一酸化二窒素の排出が低減する。
農薬の低減	農薬の生産段階等で排出される二酸化炭素が低減する。
省エネ農業機械の導入	農業機械で使用するエネルギー（燃料・電気）から排出される二酸化炭素が低減する。
ハウスでのヒートポンプの導入	ハウス暖房機に使用する重油等から排出される二酸化炭素が低減する。
ハウスでの多層被覆導入	保温効果向上により燃料又は電気使用量が低減され、排出される二酸化炭素が低減する。
単位面積あたり収穫量の向上	同じ排出量に対し出荷量が増加するため出荷量当たり排出量が低減する。（農地面積あたり排出量は不变）
栽培用プラスチック資材の削減	資材の生産段階や廃棄段階等で排出される温室効果ガスが低減する。
水田での中干し期間の延長	水田由来のメタン排出量が低減する。
バイオ炭の施用	バイオ炭に含まれる難分解性の炭素が土壌に貯留することで、吸収量（土壌炭素貯留量）として評価される。
作物残さのすき込み	作物残さに含まれる炭素が土壌に貯留することで、吸収量（土壌炭素貯留量）として評価される。
堆肥等有機質肥料の施用	堆肥等の有機質肥料に含まれる炭素が土壌に貯留することで、吸収量（土壌炭素貯留量）として評価される。
緑肥の利用	緑肥に含まれる炭素が土壌に貯留することで、吸収量（土壌炭素貯留量）として評価される。
水田での秋耕の取組	稻わらを秋のうちに土壌中にすき込むことで、好気的な条件下で稻わらの分解を促進し、翌春の湛水時にメタンの発生が減少する。

※ 残さすきこみや堆肥施用、緑肥の利用については、土壌からの一酸化二窒素の排出や水田からのメタン排出もあわせて算定されます。

4. サプライチェーン全体での 温室効果ガス削減の実現に向けて (簡易算定シートの更なる活用方策)

38

4. サプライチェーン全体での温室効果ガス削減の実現に向けて

SCOPE 3 算定への活用に向けて 一次データとしての活用

- 生産者が生産現場等のデータを用いて簡易算定ツールにより算出した温室効果ガス排出量（一次データ）は、食品加工事業者・流通事業者のScope3カテゴリ1※1データ（原材料等）として利用することが考えられます。
- この場合、生産者の温室効果ガス削減努力（生産性の向上を含む）による効果が事業者の算定に反映できるようになります。

※1 Scope3カテゴリ1：GHGプロトコルのScope 3基準ではScope 3を15のカテゴリに分類。ここでのカテゴリ1データとは食品加工事業者の原材料の調達など「購入した製品・サービス」を指します。

- Scope3の各カテゴリの排出量の算定方法には以下の2種がある。

- a. 簡易算定シートにより算定した温室効果ガス排出量（一次データ）を活用した場合

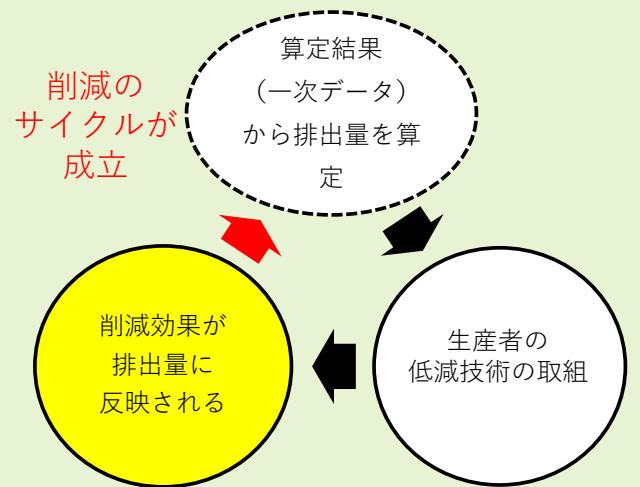
- 取引農業者等から「@@年度の貴社向け生産に係る総排出量は**トンでした」のような報告を受ける。

- b. 一次データを活用しない場合

- 「排出量 = 活動量 × 排出原単位」という算定式から導出
 - 活動量を自社で収集
 - 排出原単位は、外部データベースや取引先から得る (= 削減努力が反映できない)

● 簡易算定シートによる算定結果を活用した場合

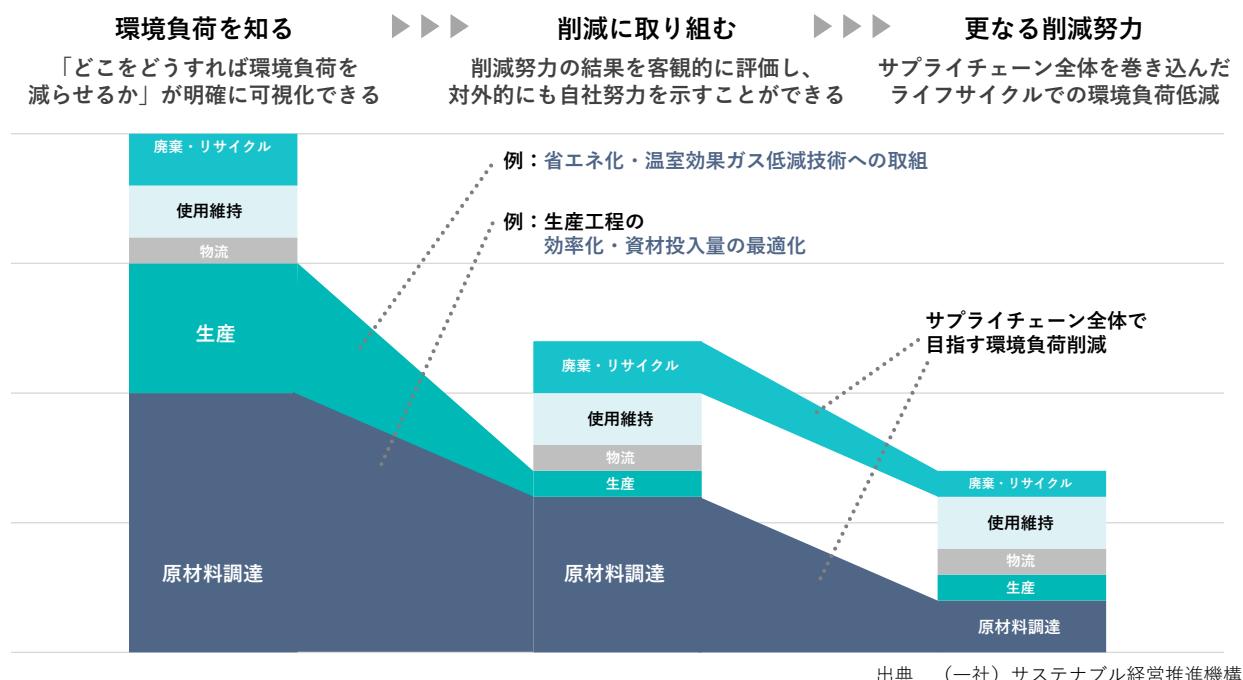
- 簡易算定シートにより算出した温室効果ガス排出量（一次データ）を食品加工事業者等が利用した場合、**生産者による温室効果ガス低減技術の効果が反映された温室効果ガス排出量をScope3に反映できる**。



4. サプライチェーン全体での温室効果ガス削減の実現に向けて

(参考) 農産物のGHG簡易算定と事業者単位のGHG算定の関係

- 事業者が調達する個々の農産物の簡易算定の積み上げで、事業者視点でサプライチェーン全体での環境負荷の「見える化」と「削減」に向けた取り組みの優先度付けが可能です。
- 環境負荷がどこで発生しているのかを把握することは、削減余地を把握することにつながります。削減活動には相応の労力が必要ですが、客観的な情報把握は、合理的に削減努力を継続するためにも重要なポイントです。



40

5. 水田における生物多様性保全の取組内容と記録方法

41

5. 水田における生物多様性保全の取組内容と記録方法

(1) 化学農薬・化学肥料低減・不使用の取組

取組概要		取組要件
取組説明		<ul style="list-style-type: none"> 化学農薬及び化学肥料を地域の慣行使用量から低減し、又は化学農薬及び化学肥料を使用せず、水田における環境への負荷を減少させることで生物多様性を保全する
項目		詳細要件
保全が期待される生物種		<ul style="list-style-type: none"> 鳥類、無脊椎動物、植物など
実施時期		<ul style="list-style-type: none"> 春期～秋期（苗床準備～収穫）
留意事項		<ul style="list-style-type: none"> 地域・近隣圃場との協力

取組イメージ



出典：有機栽培水田（宮城県大崎耕土にてPwCが撮影）

取組の記録

記録方法/内容	取組の記録
	<ul style="list-style-type: none"> 生産記録簿への記帳 <ul style="list-style-type: none"> 化学農薬の使用日及び使用成分 化学肥料の施用日及び投入窒素成分量（肥料名・窒素成分割合・施用量等） 防除作業の実施日、実施内容



出典：宮城県「宮城県産特別栽培農産物推進店の紹介」

出典：石川県「特別栽培農産物認証制度について」

42

5. 水田における生物多様性保全の取組内容と記録方法

(2) 冬期湛水（別名：ふゆみずたんぼ）

取組概要	
項目	詳細要件
取組説明	<ul style="list-style-type: none"> 栽培期間外に水田を湛水させること 冬場に水場に来る生きものの生態系を向上させる
保全が期待される生物種	<ul style="list-style-type: none"> 鳥類、無脊椎動物など
実施時期	<ul style="list-style-type: none"> 秋期～冬期（収穫後～春耕前）
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> 水源の確保（冬期の水利、雨水・積雪利用） 畦畔の補強（他圃場への浸水防止）

取組イメージ



出典（左）：農林水産省「環境保全型農業直接支払交付金の取組事例」

出典（右）：宮城県大崎市 蕪栗沼（本調査時の受領資料より）

項目	詳細要件
湛水期間	<ul style="list-style-type: none"> 刈り取り後、栽培期間外に2か月以上湛水すること
湛水状態	<ul style="list-style-type: none"> ほ場全体に水が溜まり、湿地状態または湛水状態であること
管理	<ul style="list-style-type: none"> 【推奨事項】 <ul style="list-style-type: none"> ほ場全体が湛水状態であること

取組の記録

記録方法/内容	取組の記録
	<ul style="list-style-type: none"> 生産記録簿への記帳 <ul style="list-style-type: none"> 湛水期間（湛水開始日、終了（排水）日） 湛水状態確認日
	<ul style="list-style-type: none"> 【推奨事項】 <ul style="list-style-type: none"> 写真による記録をすること <ul style="list-style-type: none"> 湛水されている圃場の様子（湛水開始直後、湛水開始30日後）

43

5. 水田における生物多様性保全の取組内容と記録方法

(3) 中干し延期または中止

取組概要	
取組説明	<ul style="list-style-type: none"> 中干しの開始を延期または中止させ、水生生物の成長する期間に湛水状態を維持すること
保全が期待される生物種	<ul style="list-style-type: none"> 両生類、無脊椎動物など
実施時期	<ul style="list-style-type: none"> 自治体・農業団体の中干し時期
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> 稻の生育や農産物の品質に影響がないよう留意

取組イメージ



出典：栃木県「エコ農業とちぎカタログ」

取組要件	
項目	詳細要件
中干し時期	<ul style="list-style-type: none"> ヤゴ・オタマジャクシなどの水生生物の生育を妨げないよう、例えば、ヤゴの羽化、オタマジャクシの変態を確認した上で、中干しを実施する又は中干しを行わないこと 地域で設定されている中干し期間から遅らせることを基本とする

取組の記録	
確認方法/内容	【推奨事項】
	<ul style="list-style-type: none"> 生産記録簿への記帳 <ul style="list-style-type: none"> 中干し開始日、終了日 成長を確認した生物種と確認日

※参考「鳥類に優しい水田がわかる生物多様性の調査・評価マニュアル」P25

5. 水田における生物多様性保全の取組内容と記録方法

(4) 江の設置等（江、深溝、ビオトープ）による湛水場所の確保

取組概要	
取組説明	<ul style="list-style-type: none"> 水田内に、江、深溝、ビオトープを設置し、中干しや落水の際に、魚類や水生昆虫等の退避場所を作り、生態系を保護する（畦畔の外に設置する場合は、水田と連結され生物が行き来できる状態にすること）
保全が期待される生物種	<ul style="list-style-type: none"> 鳥類、魚類、両生類、無脊椎動物など
実施時期	<ul style="list-style-type: none"> 通年、または中干し・落水時期
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> 地域・近隣圃場との協力 設置場所の考慮（実施圃場に隣接する圃場の作物の作付け等に影響させない）

取組イメージ

取組要件	
項目	詳細要件
位置/面積	<ul style="list-style-type: none"> 概ね幅20cm以上、深さ10cm以上、ほ場区画10aあたり長さ5m以上を目安とし、1辺の畦畔に沿って湛水が保たれる溝を設置すること ほ場と連結され生物が行き来できる状態であること
湛水期間	<ul style="list-style-type: none"> 【推奨事項】 <ul style="list-style-type: none"> 多面的機能支払交付金の要件等、地域で推奨される形態が設定されている場合は、それに従うこと 中干し期間中、湛水すること
管理	<ul style="list-style-type: none"> 【推奨事項】 <ul style="list-style-type: none"> 通年での湛水 【推奨事項】 <ul style="list-style-type: none"> 劣化しないよう作溝作業を実施すること

取組の記録	
確認方法/内容	【推奨事項】
	<ul style="list-style-type: none"> 生産記録簿への記帳 <ul style="list-style-type: none"> 江等の長さ、幅、深さ（大体の大きさが分かれば写真による記録で可）

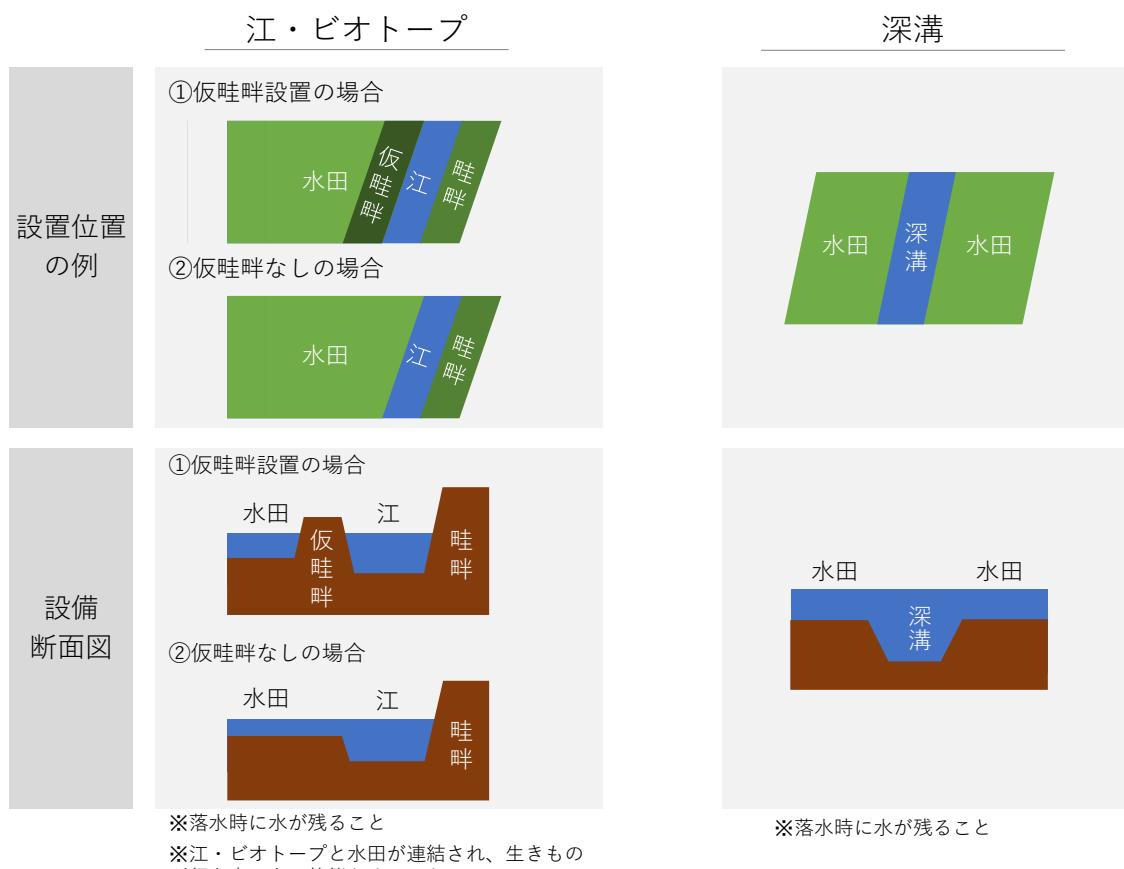


出典（左）：農林水産省「環境保全型農業直接支払交付金の取組事例」

出典（右）：新潟県「新潟県環境保全型農業直接支援事業に係る田んぼの生き物調査」

5. 水田における生物多様性保全の取組内容と記録方法

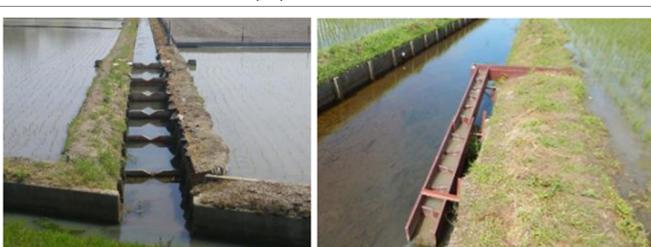
(参考) 江等の解説



46

5. 水田における生物多様性保全の取組内容と記録方法

(5) 魚の保護

取組概要		取組要件
取組 説明	<ul style="list-style-type: none"> 水田と取水／排水路間に魚道を設置すること等により魚類等の水生生物の往来を確保する 	項目 詳細要件
保全が期待される 生物種	<ul style="list-style-type: none"> 鳥類、魚類など 	設備 <ul style="list-style-type: none"> ・環境
実施 時期	<ul style="list-style-type: none"> 水田の湛水期間 	設置 期間
留意 事項	<ul style="list-style-type: none"> 河川・湖・ため池・用水等と水田のつながりがあること 保全対象とする生物を特定し、当該生物が利用可能な構造とする必要 	管理 <p>【推奨事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> 中干し前に作溝などにより魚が排水路へ流下しやすくすること
取組イメージ		取組の記録
		<ul style="list-style-type: none"> 生産記録簿への記帳 <ul style="list-style-type: none"> 魚道の設置位置、構造／土水路と水田の連結部分の状態（写真による記録で可） 除草・泥上げ等の魚道又は土水路の管理作業の実施日、実施内容
出典：滋賀県「魚のゆりかご水田プロジェクト -2. 湖岸と水田と魚の関係の移り変わり」		

47

5. 水田における生物多様性保全の取組内容と記録方法

(6) 畦畔管理

取組概要

取組説明	<ul style="list-style-type: none">・ 畦畔に除草剤を使用せず、機械除草等の管理で草地植生を維持することにより、畦畔に生息する生物を保護する
保全が期待される生物種	<ul style="list-style-type: none">・ 両生類、無脊椎動物、植物など
実施時期	<ul style="list-style-type: none">・ 通年
留意事項	<ul style="list-style-type: none">・ 土地形状（平地向き）

取組イメージ



出典：京丹後市「6月3日 田んぼの草刈りは大切です」

取組要件

項目	詳細要件
除草剤	<ul style="list-style-type: none">・ 1年を通じて対象の水田に接する畦畔へ除草剤を使用しないこと
除草方法	<p>【推奨事項】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 根元（3cm以上）を残して高刈すること

取組の記録

確認方法/内容	<ul style="list-style-type: none">・ 生産記録簿への記帳<ul style="list-style-type: none">・ 畦畔の除草の実施日、実施範囲
	<p>【推奨事項】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 写真による記録をすること<ul style="list-style-type: none">・ 除草後の畦畔の様子

（参考資料）

参考1：表示に関する一般的な留意事項

(1-1) 景品表示法に定める「不当な表示」

- 我が国では、景品表示法において、事業者が自己の供給する商品又は役務の取引について、実際のものよりも又は事実に相違して競争業者に係るものよりも著しく優良であると一般消費者に示す不当な表示を禁止しており、本ガイドラインにおける表示も規制の対象となっています。
- 本ガイドラインにおける表示を行う際には、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠に基づいて適切に行う必要があります。

○ 不当景品類及び不当表示防止法（景品表示法）（昭和37年法律第134号）

（不当な表示の禁止）

- 第五条 事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、次の各号のいずれかに該当する表示をしてはならない。
- 一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示し、又は事実に相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であると示す表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
 - 二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
 - 三 前二号に掲げるもののほか、商品又は役務の取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがある表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認めて内閣総理大臣が指定するもの

50

参考1：表示に関する一般的な留意事項

(1-2) 商標登録に伴う不当表示への対処

- 我が国では、商標法において、商標権者は、指定商品又は指定役務について登録商標の使用をする権利を専有するとしています。
- 本ガイドラインにおけるラベル表示のデザインは、農林水産省の登録商標となつたため、農林水産省は商標権者として本ガイドラインに基づき登録番号を付与した者にのみ「通常使用権」を許諾することとなります。
- 許諾を得ていない場合や、許諾を得ていても本ガイドラインに基づかない方法で等級ラベル表示のデザインを使用した場合、農林水産省が行為の差止請求をする可能性があります。

○ 商標法(昭和34年法律第127号)

（商標権の効力）

第二十五条 商標権者は、指定商品又は指定役務について登録商標の使用をする権利を専有する。ただし、その商標権について専用使用権を設定したときは、専用使用権者がその登録商標の使用をする権利を専有する範囲については、この限りでない。

（通常使用権）

第三十一条 商標権者は、その商標権について他人に通常使用権を許諾することができる。

2 通常使用権者は、設定行為で定めた範囲内において、指定商品又は指定役務について登録商標の使用をする権利を有する。

3 通常使用権は、商標権者（専用使用権についての通常使用権にあつては、商標権者及び専用使用権者）の承諾を得た場合及び相続その他の一般承継の場合に限り、移転することができる。

4 通常使用権は、その登録をしたときは、その商標権若しくは専用使用権又はその商標権についての専用使用権をその後に取得した者に対しても、その効力を生ずる。

5 通常使用権の移転、変更、消滅又は処分の制限は、登録しなければ、第三者に対抗することができない。

6 特許法第73条第1項（共有）、第94条第2項（質権の設定）及び第97条第3項（放棄）の規定は、通常使用権に準用する。

（差止請求権）

第三十六条 商標権者又は専用使用権者は、自己の商標権又は専用使用権を侵害する者又は侵害するおそれがある者に対し、その侵害の停止又は予防を請求することができる。

51

参考1：表示に関する一般的な留意事項

(2) 国際規格（タイプII規格）

- 事業者等の自己宣言による環境主張は、ISO 14021タイプII環境ラベル表示（我が国ではJIS Q 14021）として国際的にルール化されており、わが国では、「環境表示ガイドライン～消費者にわかりやすい適切な環境情報提供のあり方～」（平成25年3月環境省改訂）が発行されています。

○ 主張は正確で、実証されており、検証可能であること

- ・ タイプII規格では、主張を作成する以前に主張内容が実証され、それを検証するための評価方法の準備や、評価は完全に文書化すること、そして、その文書は情報公開の対象であることなどが規定されています。主張内容の事前実証については、前述したとおり、景品表示法に規定されています。主張内容が正確であるかについて、第三者の認証機関等から確認を得る義務はありませんが、事業者内での十分な議論や関係機関及び事業者団体等との事前確認や表現の適切さ等について協議されることが望まれます。

○ あいまいな表現や主張の対象が特定されない表示は行わない

- ・ タイプII規格は、「環境に安全」、「環境にやさしい」、「地球にやさしい」、「無公害」、「グリーン」、「自然にやさしい」、「オゾンにやさしい」などのあいまいな表現によって、環境への配慮を大まかにはほのめかす主張をしてはならない、としています。このような漠然とした主張、あるいは美しい自然の映像やデザイン、シンボルマークなどを、その根拠を示さずに使用すると、消費者にあたかも環境に配慮したものであるかのような印象を与える可能性があります。そのような弊害を避けるためにも、環境配慮の内容（独自又は共通の基準及び適合状態や改善状況など）を、具体的に説明することが必要です。

○ 主張内容は、製品のライフサイクルにおける関連する環境側面のすべてを考慮したものでなければいけない

- ・ 最終製品の性能や仕様、製品やサービスの環境表示への適合性、基準の達成状況等に関する主張内容は、真実であること、また、製品やサービスのライフサイクルに関連するあらゆる環境側面を考慮したものでなければなりません。つまり、製品やサービスのライフサイクルを総合的かつ定量的に評価し、環境負荷の改善程度や優位性を判断することが必要となります。なお、タイプII規格では、必ずしもライフサイクルアセスメント（LCA）の実施を要求していませんが、例えば、一つの環境影響を減少させる過程で、他の環境影響を増大させる（トレードオフ）可能性があるため、ライフサイクル全体でトレードオフのないことを確認することが望ましく、特定のライフサイクルの段階で、環境負荷が低減できたことだけを誇張して主張することはできません。

○ 環境ラベルの国際規格における分類



出所：一般社団法人サステナブル経営推進機構資料

52

参考2. 温室効果ガス排出量の低減技術について

(1-1) 水稲栽培における中干し期間の延長（対象品目：コメ）

- 中干し期間を通常よりも延長することで土壤中により多くの酸素を供給するとメタン生成菌の活動が抑制され、メタン排出量が低減します。簡易算定シートにおいて、中干しを7日間以上延長をした場合、30%のメタン削減効果があるとみなしています。

- ・ 水田土壤内にはメタン生成菌が存在し、嫌気条件下で稻わらなどの有機物をエサに温室効果ガスであるメタンを発生させる。中干しとはイネの生育調整を目的として一時的に水田から水を抜く従来からの水管理技術である。
- ・ 中干し期間を通常よりも延長することで土壤中により多くの酸素を供給するとメタン生成菌の活動が抑制され、メタン排出量が低減する。
- ・ 全国8県の試験結果から、慣行の日数に対して中干しを一週間程度延長することでメタンの発生量が約30%減少することが示されており、簡易算定シートに反映している。

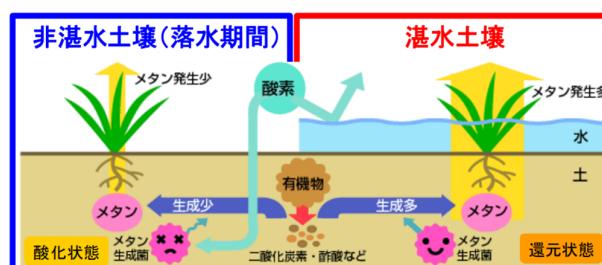


図 メタンが水田で発生するしくみ

出典：水田メタン発生抑制のための新たな水管理技術マニュアル
((国研)農研機構 農業環境変動研究センター, 平成24年)

53

参考2. 温室効果ガス排出量の低減技術について

(1-2) 中干し期間の延長による水生生物への影響と対策

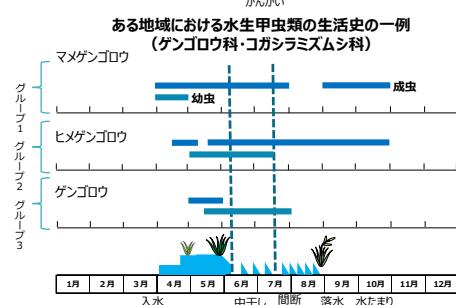
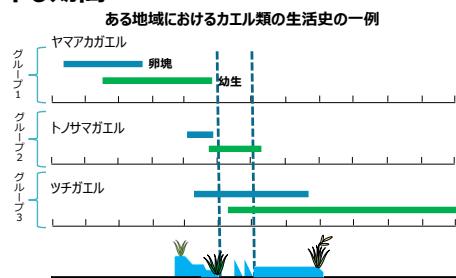
- 中干し期間を延長することで、水生生物への影響が生じる可能性がある。
水生生物（飛翔や歩行による移動が困難な幼虫・幼生）の出現時期に、中干し時期が重なることで、生息への影響が想定される。また、地域全体で中干し期間が重なる圃場が多いと、水生生物への影響が大きくなる可能性。
- 水生生物への影響が想定される場合は、地域の実情に応じて対策を検討。

○ 水生生物の生活史と中干し期間

グループ1：中干し前に変態を終えるため、中干しの直接的な影響は受けにくいと考えられるグループ。

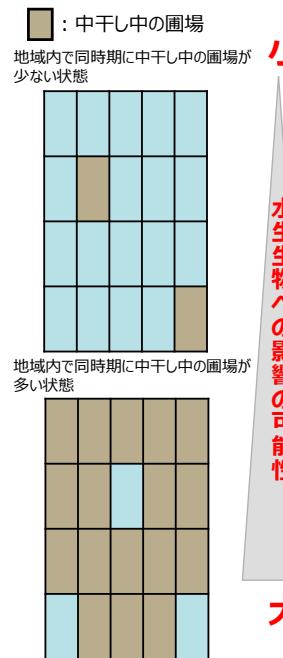
グループ2：中干しと幼虫・幼生出現期の一部が重複するため、中干しの影響を受けやすいグループ。

グループ3：中干しと幼虫・幼生出現期が大きく重複するため、中干しの影響を特に受けやすいグループ。



⇒ 各地域の水生生物の生息状況等を理解することで、中干し期間を延長した時に起こり得る影響を評価することが可能。

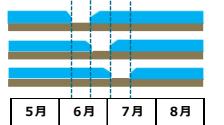
○ 水生生物への影響の可能性



水生生物への影響を緩和する取組

地域単位の対策

- ・ ビオトープや中干ししない水田の確保
- 中干しをする水田
- 中干ししない水田



圃場単位の対策

生物の避難場所となる江の設置



参考2. 温室効果ガス排出量の低減技術について

(2) 秋耕 (対象品目：コメ)

- 秋耕については、農林水産省の実証事業で取得したデータから、翌年の水田から発生するメタンの排出を低減できる技術として搭載しています。

- ・ 秋耕とは、米の収穫後秋のうちに稻わらをすきこみ、酸素が供給される条件下で土壤中の稻わら分解を進める技術。
- ・ 稻わらを代かき直前にすきこんだ場合（春耕）と比較して、湛水時のメタン発生を低減できるとされているほか、根を痛める「ワキ」（硫化水素）の発生防止や土づくりの効果といった営農上の利益もある。
- ・ 我が国における秋耕によるメタンの経験的削減効果を把握するため、農林水産省の実証事業で発生量のデータを取得している。現時点では、秋耕によるメタンの削減効果として少なくとも10%程度が見込まれている。
- ・ 我が国における営農上の温室効果ガス削減の取組を総合的に推進する観点から、10%の削減への貢献率として、簡易算定シートに反映する。実証事業が完了し、より精度の高いデータが得られ次第、見直すこととする。



秋耕の実施イメージ

出典：農林水産省 令和4年度農地土壤炭素貯留等基礎調査事業の成果

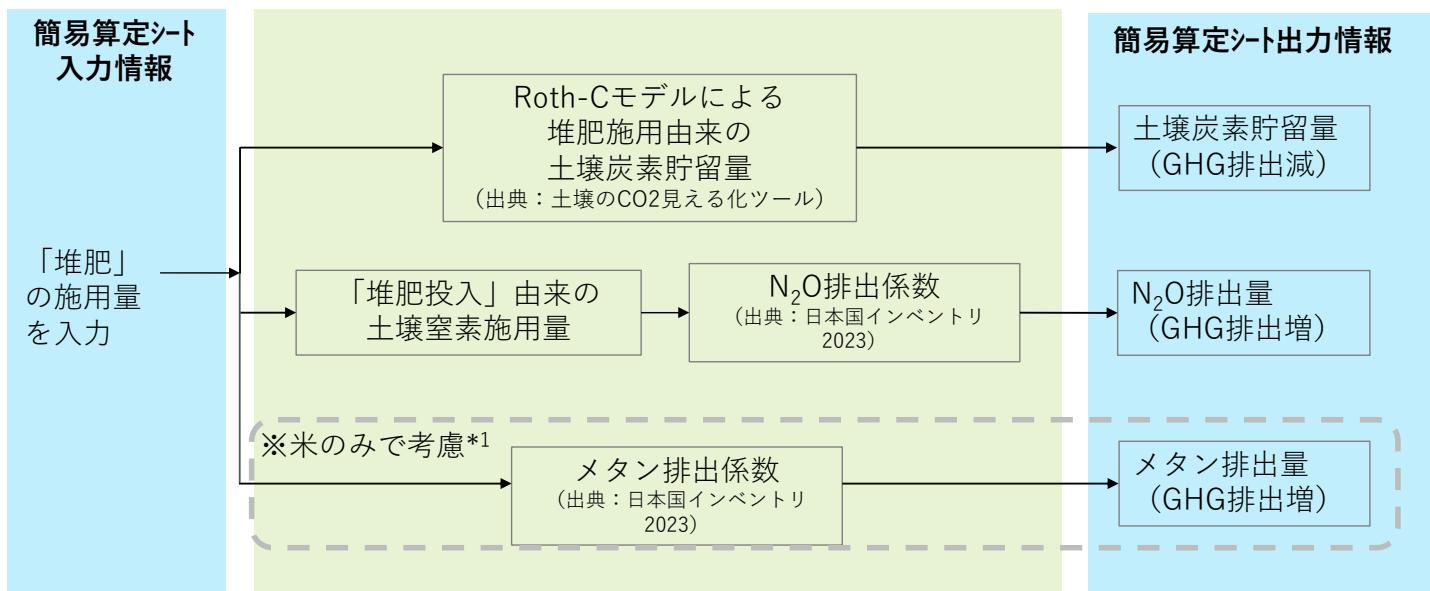
参考2. 温室効果ガス排出量の低減技術について

(3) 堆肥の炭素貯留効果 (対象品目: 野菜・果実・茶)

- 「堆肥の炭素貯留効果」については、農研機構が公開している算定ツールを活用したデータを用いています。N₂O排出量は日本国インベントリに整合しています。



・農研機構「土壤のCO₂吸収見える化サイト」に基づき、10aあたり1tの堆肥施用における土壤炭素貯留量を計算。
・堆肥施用量と土壤炭素貯留量が比例すると仮定し、堆肥施用による土壤炭素貯留量を算定。



*1: 米では、堆肥施用した場合、有機物增加によるメタン排出量が大きいため、純排出量は低減しない。

56

参考2. 温室効果ガス排出量の低減技術について

(4) バイオ炭 (農業全般)

- バイオ炭の炭素貯留効果については、J-クレジットの方法論と共に係数を用いています。

表 J-クレジット方法論概要 (バイオ炭の農地施用)

バイオ炭による炭素貯留量の算定式

[バイオ炭による炭素貯留量] (CO₂換算)

$$=[\text{バイオ炭施用量}] \times [\text{バイオ炭の炭素含有率}] \times [\text{バイオ炭の炭素残存率(100年後)}] \times 44 \div 12$$

出典: J-クレジットの方法論 AG-004 Ver.2.4

※簡易算定シートでは、算定で考慮すべきとされている付随的な排出活動については以下のとおりとする。

①バイオ炭原料の運搬、バイオ炭製造設備の使用

1) インベントリ報告書算定対象のバイオ炭

⇒ 既存データベース（木炭）から影響度を推計し、バイオ炭による貯留量から差し引く。

2) 自家製品等その他のバイオ炭

⇒副産物もしくは廃棄物としての取り扱いを想定し、排出量を考慮しない。

②バイオ炭の運搬

・運搬距離を10km、方法論に準じて運搬車両の最大積載量を2トンとしてCO₂排出量を推計したところ、影響度1%未満のためカットオフとする。

③バイオ炭施用設備の使用

・バイオ炭を従前に施用していた堆肥に混ぜ込み、従前と同様に機械で施用する等、取組前後で機械の使用実態に変更がない場合は、本項目の算定を省略することができる。

57

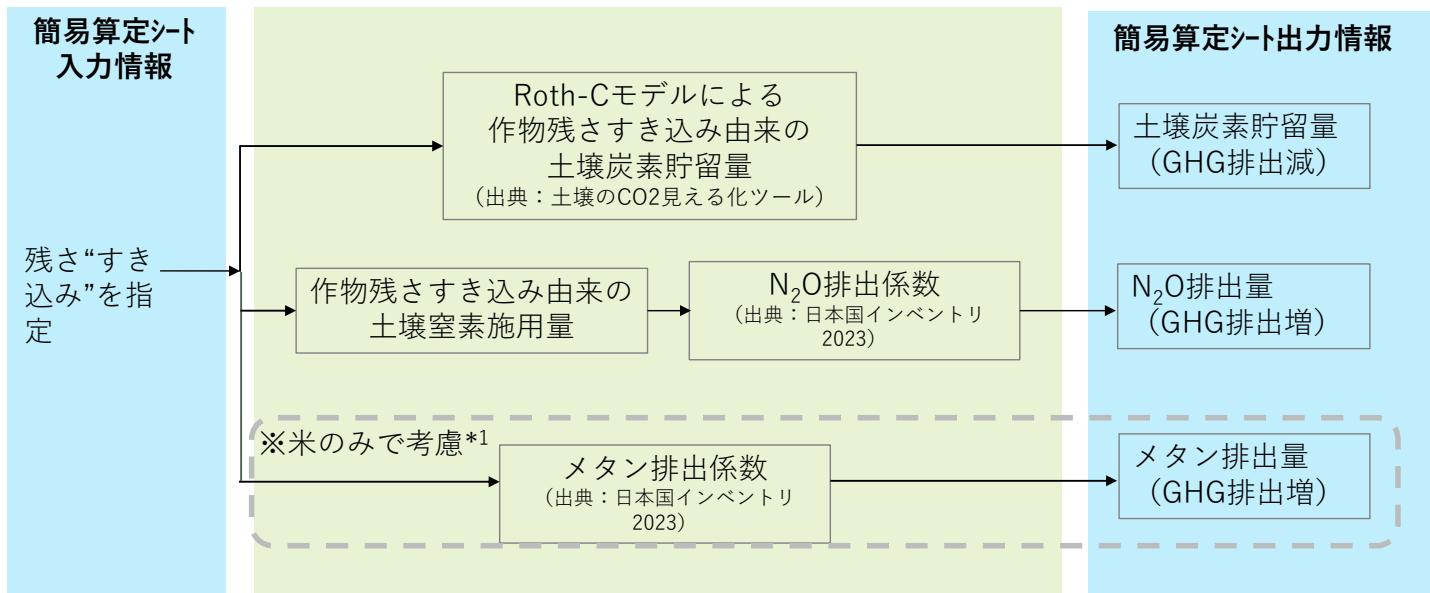
参考2. 温室効果ガス排出量の低減技術について

(5) 作物残さすきこみによる炭素貯留効果（対象品目：野菜）

- 「作物残さすき込みの炭素貯留効果」については、農研機構が公開している算定ツールを活用したデータを用いています。N₂O排出量は日本国インベントリに整合しています。米では水田からのメタン排出量が考慮されます。



- ・農研機構「土壤のCO₂吸収見える化サイト」に基づき、作物残さすき込みによる炭素貯留量を計算。
- ・収量と炭素貯留量が比例すると仮定し、作物残さすき込みによる土壤炭素貯留量を算定。



*1：米では、作物残さすき込みの場合、有機物增加によるメタン排出量が大きいため、純排出量は低減しない。

58

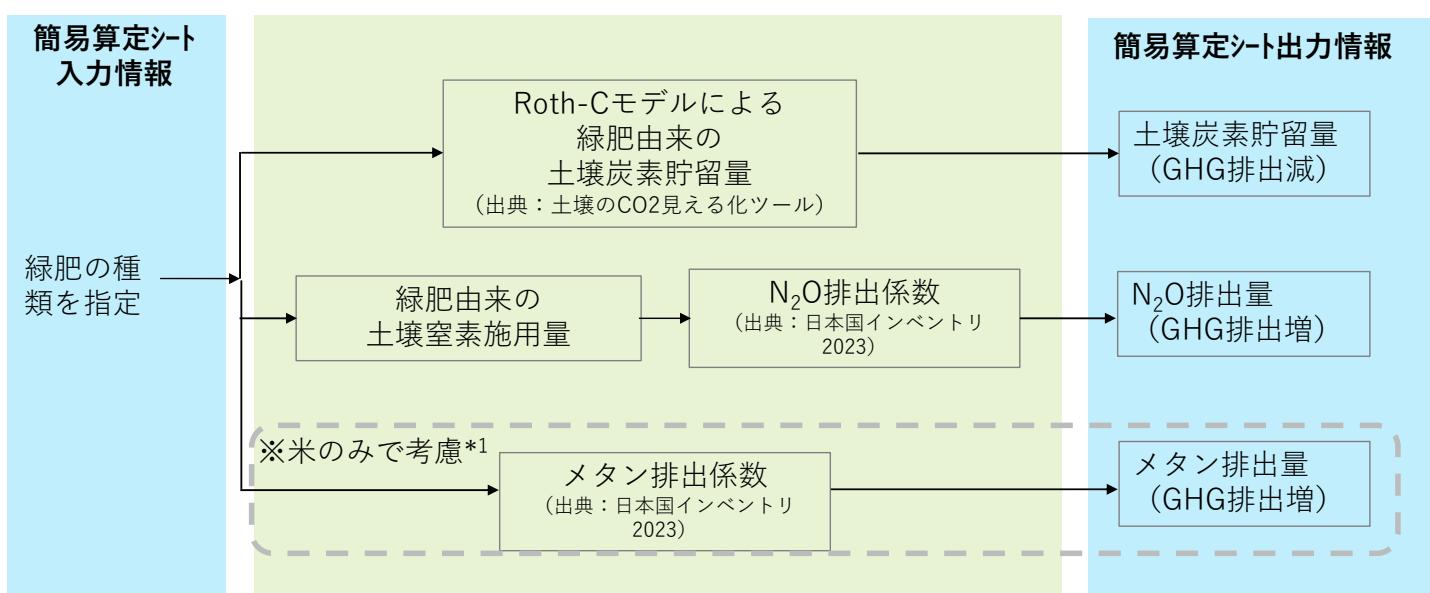
参考2. 温室効果ガス排出量の低減技術について

(6-1) 緑肥（カバークロップ）による炭素貯留効果（対象品目：野菜）

- 「緑肥の炭素貯留効果」については、農研機構が公開している算定ツールを活用したデータを用いています。N₂O排出量は日本国インベントリに整合しています。米では水田からのメタン排出量が考慮されます。



- ・農研機構「土壤のCO₂吸収見える化サイト」の中で、文献に基づき設定された土壤投入量等の条件に従い、窒素施用量・炭素貯留量を計算。
- ・算定結果を算定シートに固定値として組み込む。



*1：米では、緑肥をした場合、有機物增加によるメタン排出量が大きいため、純排出量は低減しない。

59

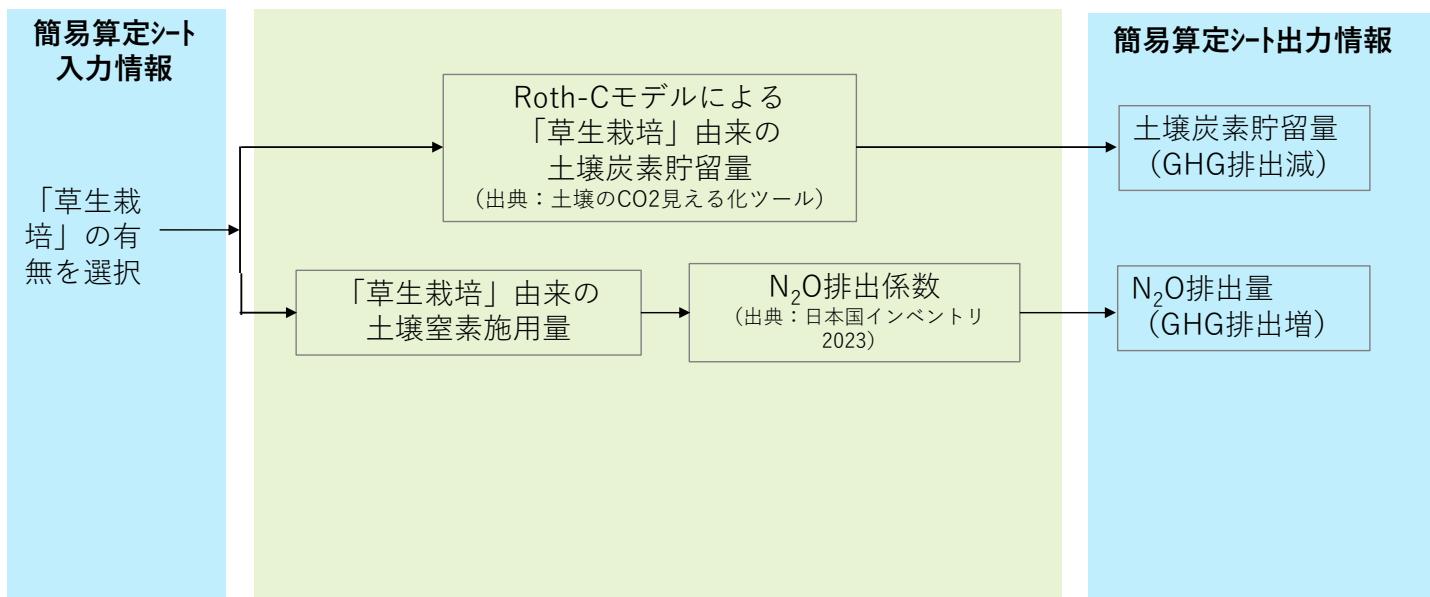
参考2. 温室効果ガス排出量の低減技術について

(6-2) 果樹の草生栽培による炭素貯留効果（対象品目：果実）

- 「草生栽培」については、農研機構が公開している算定ツールを活用したデータを用いています。N₂O排出量は日本国インベントリに整合しています。



・農研機構「土壤のCO₂吸収見える化サイト」の中で、文献に基づき設定された土壤投入量等の条件に従い、窒素施用量・炭素貯留量を計算。
・算定結果を算定シートに固定値として組み込む。



60

参考2. 温室効果ガス排出量の低減技術について

(7) 硝化抑制剤入り肥料を投入することによるN₂O直接排出抑制効果（対象品目：茶）

- N₂O排出低減技術：硝化抑制剤入り化学肥料を投入した際のN₂Oの低減率は既往文献の下限値である26%として設定しています。

簡易算定シート入力情報

硝化抑制剤入り複合肥料の施用量を入力

N₂O排出係数
・直接排出係数
(出典: 日本国インベントリ
報告書2023)

N₂Oの低減率26%
(出典: J-クレジット方法論
2022, AG-003 Ver.2.2
日本国インベントリ報告書
2023)

簡易算定シート出力情報

N₂O排出量
(GHG排出減)

61

参考3：コミュニケーション・見える化の事例紹介

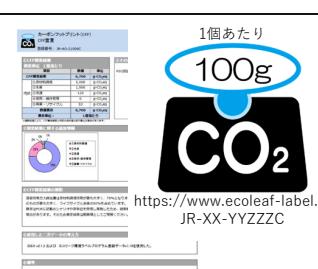
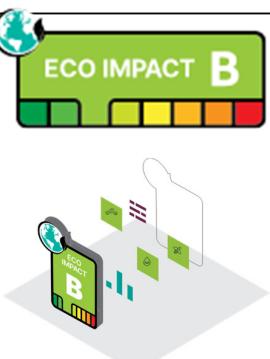
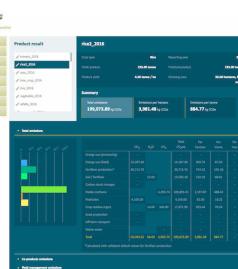
- 温室効果ガス排出量を含む環境負荷量について、国内外で様々な見える化の取組が実施され、新たな方法について検討が進められています。
- 国内外の主な見える化の制度等についてご紹介します。

名称	Agribalyse	Eco-score	Etiquettable	Bon Pour le Climate
運営	ADEME・INRAE*中心に策定 (仏・国)	Eco-score (仏・民間)	ECO2 Initiative (仏・民間)	BONPOUR LE CLIMAT (仏・民間)
開始	2009年(リリース2014)	2021年	2015年	2014年(設立)
概要	仏の代表的数値としての食品の 食品部門のLCAデータベース。 栄養成分表示に整合して作成。	仏で導入された等級表示指標シス テム。Agribalyseのデータに加え、 生物多様性等のLCAではカバーし きれない環境への影響も加味。	Eco-Coreを活用したモバイルアプ リ。「エコ電卓」	Etiquettableのレシピ作成メ ニューを活用して、外食産業・ ケータリングサービスで低炭素の レシピを提供。
活用場面	B to C	B to C	B to B (レストラン経営者向け)	B to C
表示	レシピの排出量等数値(平均 値) webサイトでの表示	AからEの評価を製品に表示 アプリ・Webサイトでの表示	レシピの排出量等数値(平均値) アプリ上での表示	レシピの排出量等数値(平均値) webサイトでの表示
				

* ADEME : フランス環境エネルギー管理庁、INRAE : 国立農業・食料・環境研究所

62

参考3：コミュニケーション・見える化の事例紹介

名称	エコリーフ/ カーボンフットプリント(CFP)	Foundation Earth	Foodsteps	The Cool Farm tool
運営	一般社団法人サステナブル経営推進機構(日本・民間)	Foundation Earth (英国・民間)	Foodsteps (英国・民間)	Sustainable Food Lab (英国・民間)
開始	2002年(エコリーフ)、2012年(CFP) 国のCFP試行事業2009-11年	パイロットが2021年秋に開始	2019年	2008年設立
概要	ISOに準拠した算定・“宣言”PDFの 公開	環境影響情報を提供し、購入食品決 定を助ける。87製品公開(2021年10 月)	ソフトウェア提供、食品業界の環境 影響の測定、削減、伝達を目的	農家は無料でツール使用、算定 結果使用者が会費を支払う
活用場面	B to B、B to C	B to C	B to B、B to C	B to B
表示	排出量等数値を製品・ウェブサイ トに表示 (自社製品比較による削減率も可)	A+からGの評価を製品に表示	AからEの評価・排出量等数値を製品 に表示	排出量等数値を算出(経年比較) ※表示は意図していない
				

63

農産物の環境負荷低減に関する評価・表示ガイドライン
～第2部 等級ラベル表示の運用

本ガイドライン第2部は、以下の1～4により構成されています。各生産現場において、環境負荷低減の「見える化」に取り組まれる場合、まず3をご覧いただきだけでも何をしたらよいか理解いただけるようになっています。さらに農業分野の特殊性を踏まえた理論的な整理や参考となる取組事例等を確認されたい場合には、3以外もご覧下さい。

- 1 本ガイドラインの趣旨
- 2 環境負荷低減の取組の評価と等級ラベル表示にかかる原則
- 3 環境負荷低減の取組の評価と等級ラベル表示の手順
- 4 信頼確保に向けた取組

目次

1. 本ガイドラインの趣旨	3
(1) 本ガイドラインの目的・背景	3
(2) 本ガイドラインを利用するメリット	3
(3) 用語の定義	3
(4) 適用の範囲	5
(5) 対象品目	5
①GHG 削減貢献	5
②生物多様性保全 (GHG 削減貢献と合わせて表示)	5
(6) 対象取組及び評価範囲	6
①GHG 削減貢献	6
②生物多様性保全	7
2. 環境負荷低減の取組の評価と等級ラベル表示にかかる原則	7
(1) GHG 排出量算定の基礎及び本ガイドラインにおける原則	7
①GHG 排出量評価の方法 (簡易算定シートの考え方と算定方法等)	7
②標準値の設定	8
③GHG 削減貢献とその他の環境保全機能等との関係への留意	9
(2) 生物多様性保全の取組評価の基礎及び本ガイドラインにおける原則	9
①生物多様性保全の取組の実施	9
②取組評価の考え方	9
③保全効果の確認 (生物調査)	9
(3) 本ガイドラインにおける等級ラベル表示の原則	10
①ラベル表示の概要	10
②加工食品への等級ラベル表示の利用	10
③等級表示ラベルとJ-クレジット制度への参加を両方行う場合の取扱い	10
④等級ラベル表示の特性	11
3. 環境負荷低減の取組の評価と等級ラベル表示の手順	13
(1) GHG 排出削減の取組評価	13
①データ取得	13
②簡易算定シートの取得	17
③簡易算定シートへのデータ入力	17
④GHG 排出量削減貢献率の算定	18
⑤算定結果の分析	18
⑥等級の確定	19
⑦栽培管理計画等に基づく算定とその検証	19
⑧地域の取組として認める範囲	20
⑨複数の起源の製品をブレンドする場合の扱い	20

(2) 生物多様性保全の取組評価	21
①生物多様性の取組評価の考え方	21
②取組の実施と記録	21
③等級の確定	23
④地域の取組として認める範囲	24
⑤複数の起源の製品をブレンドする場合の扱い	24
(3) 算定結果の農林水産省への報告	24
(4) ラベル表示	25
①ラベルの使用条件	25
②ラベル表示の形	25
③加工食品や外食におけるラベル表示と留意点	26
④ラベル表示に併記可能な情報	26
⑤ラベル表示に併記できない情報	27
⑥その他留意事項	27
(5) 付与した等級の適用とデータ保管期間	27
①付与した等級の適用	27
②データ保管期間	27
(6) 農業者等によるデータの信頼性および取組の透明性確保	28
①データの信頼性	28
②取組の透明性	28
(7) 取組者へのサポート体制	29
4. 信頼確保に向けた取組	29
(1) 情報の検証及び改善指導	29
(2) 不当表示に対する対処	29
別記 1 ラベルデザイン使用ルール	32
別記 2 ラベル表示例	47
別記 3 農産物の環境負荷低減に関するラベル表示運用ガイドライン・プライバシーポリシー	50
(参考資料)	52
(1) 関連URL集	52
(2) 本ガイドラインの担当部署	52
(3) 改定履歴	52
(4) フードサプライチェーンにおける脱炭素化の実践とその可視化の在り方検討会 委員名簿	53
(5) 生物多様性保全の見える化技術検討会 委員名簿	56

1. 本ガイドラインの趣旨

(1) 本ガイドラインの目的・背景

環境負荷低減に貢献する製品・サービス等の消費を促し、地域における農業者等¹の温室効果ガス（Greenhouse Gas: GHG）の排出削減貢献や生物多様性保全の継続的な活動への意欲に繋げるため、GHG の削減貢献効果を把握するための簡易算定シートの作成及び環境負荷低減の努力を消費者にわかりやすく伝達するための等級ラベル（愛称：みえるらべる）を通じ、フードサプライチェーンにおける環境負荷低減の実践とその可視化（見える化）を推進します。本ガイドラインは、令和2年度より実施してきたフードサプライチェーンにおける脱炭素化の実践とその可視化の在り方検討会及び令和5年度に実施した生物多様性保全の見える化技術検討会での議論を基に、農業者等が見える化を実践するために必要な情報を整理したものです。

本ガイドラインに基づく環境負荷低減の見える化の取組は、農業者等の自己宣言による環境表示としています。第三者による認証を必要とするものではありません。

(2) 本ガイドラインを利用するメリット

農業者等が温室効果ガス低減や生物多様性保全に取り組むことによる環境負荷低減への貢献を自ら把握することができるとともに、その結果を自らの環境負荷低減の取組の深化、販路の拡大、商品の差別化、投資の呼び込み、消費者へのアピールに活用することができます。取組のご参考として、ぜひ「[みえるらべる優良事例集](#)」をご覧ください。

(3) 用語の定義

本ガイドラインにおいて、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりです。

表1 用語

用語	定義
温室効果ガス (GHG)	気候変動に影響を与える温室効果ガスを示す。自然起源か人為起源かを問わず、大気を構成する気体で、地球の表面、大気及び雲によって放射される赤外線スペクトルの内、特定波長の放射線を吸収及び放出するもの。 本ガイドラインでは、水田等によるメタン (CH_4) の排出や、窒素肥料の施肥等による一酸化二窒素 (N_2O) の排出、化石燃料・電力の使用等による二酸化炭素 (CO_2) の排出を算定対象としている。
温室効果ガス削減貢献	本ガイドラインでは、地域の慣行的な栽培による温室効果ガス

¹ 農業者等：本ガイドラインにおいて、環境負荷低減の取組を実施する農業者や、そのGHG削減貢献率を算定・表示する農業者や事業者等をいう。

	排出量と比較して個別の農業者の生産活動による温室効果ガスの排出量が低い場合、当該生産活動が地域の排出削減にどれだけ貢献したか（削減貢献量 ² ）が定量化されると判断されることから、ラベル表示において「温室効果ガス削減」と表現している。
環境負荷低減の見える化	本ガイドラインにおいて、フードサプライチェーンにおける環境負荷低減の実践とその可視化を「見える化」と表現している。見える化は、農業者等による環境負荷低減の努力の評価とそのラベル表示のこと。
生物多様性	生物多様性とは、生きものたちの豊かな個性とつながりのこと。地球上の生きものは 40 億年という長い歴史の中で、さまざまな環境に適応して進化し、3,000 万種ともいわれる多様な生きものが生まれた。これらの生命は一つひとつに個性があり、全て直接に、間接的に支えあって生きている。生物多様性条約では、生態系の多様性・種の多様性・遺伝子の多様性という 3 つのレベルで多様性があるとしている。
ライフサイクルアセスメント（LCA）	製品・サービスについてライフサイクル全体における環境負荷を評価する考え方。 本ガイドラインでは、LCA の考え方を踏まえ、農産物の生産に伴い直接排出される GHG のみならず、農業資材（農薬・肥料等）の原料生産・製造時や、電力等のエネルギー調達時における GHG も含むこととしている。
簡易算定シート（農産物の温室効果ガス簡易算定シート）	本ガイドラインに基づく環境負荷低減の評価にあたり利用する、農林水産省が開発したツール。個別の農業者の生産活動による温室効果ガスの排出量を簡易に算定し、また、算定した排出量を当該地域の慣行的な栽培による温室効果ガス排出量と比較することで、栽培面積又は農産物の重量当たりの削減貢献率を算定するもの。生物多様性の評価についても、このツールを用いて行う。
カーボン・クレジット	温室効果ガス削減のプロジェクトを対象に、そのプロジェクトが実施されなかった場合の排出量等をベースライン排出量として、実際の排出量等の差分について国や企業の間で取引できるよう認証したもの。
活動量	簡易算定シートの「データ入力シート」に入力する農産物の収穫量、及び農薬、肥料、電気、燃料等の使用量等。

² 削減貢献量：温室効果ガス削減貢献定量化ガイドラインを参照

(<https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11402477/www.meti.go.jp/press/2017/03/20180330002/20180330002-1.pdf>)。

原単位（排出係数）	簡易算定シートでは、GHG に関する標準的な原単位（排出係数）を設定。農薬・肥料等の製造時の二酸化炭素排出量には、各資材の製造段階のほか、原材料の調達段階（資源採掘から原材料製造まで、輸送含む）における排出量も含まれる。
標準値	標準値には、当該地域における農薬や肥料の散布、は種などといった個別の生産活動毎の標準的な活動量を意味する標準値（標準活動量）と、当該地域内の標準的な 1 農場における活動量から算出した GHG 排出量を一定の条件の下で積み上げた 1 年間の GHG 総排出量を意味する標準値（標準排出量）がある。簡易算定シートでは、地域の慣行に基づく標準排出量と自らの排出量実績値を比較することで、自らの農産物の相対的な環境負荷低減への貢献度を把握することができる。

（4）適用の範囲

本ガイドラインは、（5）に定める農産物であって、販売又は譲渡等されるものに適用するものとします。

本ガイドラインで評価対象とする環境負荷低減の取組は GHG 削減貢献と生物多様性保全にかかるもので（6）に定めるとおりです。

（5）対象品目

対象品目は以下のとおりです。ただし、生物多様性保全の取組評価は追加的指標として、GHG 削減貢献の見える化等級が付与される農産物に対し、GHG 削減貢献の等級と合わせて表示するものとします。

①GHG 削減貢献

穀 物：米（露地）

野 菜：トマト（露地・施設）、きゅうり（露地・施設）、なす（露地・施設）、
ほうれんそう（露地）、白ねぎ（露地）、たまねぎ（露地）、はくさい（露地）、
キャベツ（露地）、レタス（露地）、だいこん（露地）、にんじん（露地）、
アスパラガス（露地）、ミニトマト（施設）、いちご（施設）、ピーマン（露地・施設）

果 実：りんご（露地）、温州みかん（露地・施設）、ぶどう（露地・施設）、日本なし（露地）、
もも（露地）

い も：ばれいしょ（露地）、かんしょ（露地）

その他：茶（露地）

②生物多様性保全（GHG 削減貢献と合わせて表示）

穀 物：米（露地）

(6) 対象取組及び評価範囲

評価対象は、農産物の生産に係る過程を基本とし、1年間を最長とする当該作一作分³の栽培期間を基本とします。ただし、同一品目を連続して多期作している場合で、複数作分をまとめて評価したい場合、複数作分の栽培期間を評価対象として設定することも可能とします（最長1年間）。

評価は農林水産省の簡易算定シートを用いて行い、具体的な対象取組と評価範囲は以下のとおりです。

①GHG 削減貢献

(ア) 対象とする低減技術

本ガイドラインにおける GHG 排出量の算定は、収穫量等の基本情報や、農薬や肥料等の生産資材の使用量、エネルギー使用量等のデータに加え、地域の GHG 排出量の削減に貢献する技術（低減技術）として以下の取組を考慮して算定します。今後、科学的知見の蓄積を踏まえて追加を検討します。

農業全般：堆肥施用（連用による土壤炭素貯留効果）、バイオ炭の農地施用（土壤炭素貯留効果）、残さのすきこみ（土壤炭素貯留効果）、緑肥施用（土壤炭素貯留効果）

米：中干し期間の延長・間断灌漑（水田からのメタン排出量の削減）、秋耕（水田からのメタン排出量の削減）

茶：硝化抑制剤⁴入り化学肥料（窒素肥料由来一酸化二窒素排出量の削減）

なお、GHG 削減に係る定量的かつ科学的な証拠が不十分な低減技術については、推奨する技術としつつ、日本国温室効果ガスインベントリ報告書やJ-クレジット制度の方法論へ反映される、査読論文や国際的な刊行物により GHG の削減に貢献すると客観的に認められる等の科学的な証拠が得られるまで、簡易算定シートへの追加は行いません。

(イ) 温室効果ガス算定の範囲（システム境界）

共通：前作の終わり以降に当該ほ場で生産にかかった一切の資材、エネルギーを算定範囲とする。ほ場での収穫終了までの工程は全ての品目について算定範囲とし、収穫後の工程については各品目の特性を踏まえ、以下のとおりとする。

米：収穫後、もみを乾燥・もみすりをして玄米とするまでを範囲とする。包装、出荷以降の工程は算定範囲に含まない。

野菜、果実、いも：収穫終了し、倉庫等に移動するまでを算定範囲とする。保管・調製、包装、出荷以降の工程は算定範囲対象に含まない。

簡易算定シートに入力する収穫量は収穫重量。

³ 前作の収穫終了後から当該作の収穫終了までの期間。

⁴ 肥料成分の流亡を防ぐため、化成肥料と混合して、窒素成分の土壤中の硝酸化成を抑制する剤。

茶 : 算定範囲は使用する出力結果により異なる。単位面積当たり（農地面積 10a 当たり）の排出量は、生葉として倉庫等に移動する段階までの範囲を対象として算出される。単位重量当たり（荒茶換算 10 kg当たり）の排出量は、荒茶加工段階までの範囲を対象として算出される。ただし、簡易算定シート入力の際は、燃料・電力使用量については、荒茶加工までの算定を選択する場合でも、生葉生産段階までに使用した燃料・電力使用量を入力する。仕上げ茶製造工程以降の流通販売工程は算定範囲に含まない。

簡易算定シートでは、収穫量については生葉収穫量か荒茶重量のいずれかを選択の上、入力。

②生物多様性保全

考慮可能な取組は以下のとおりです。今後、科学的知見の蓄積を踏まえて追加を検討します。

米 : 化学農薬・化学肥料の低減、冬期湛水、中干し延期又は中止、江や深溝等の設置、魚の保護、畦畔管理

2. 環境負荷低減の取組の評価と等級ラベル表示にかかる原則

(1) GHG 排出量算定の基礎及び本ガイドラインにおける原則

① GHG 排出量評価の方法（簡易算定シートの考え方と算定方法等）

農産物の温室効果ガス簡易算定シート（簡易算定シート）は、農業者等が生産に係る GHG 排出量や削減貢献率を簡易に算定するためのエクセルを利用したツールであり、農林水産省に利用者登録することで、誰でも利用することができます。

簡易算定シートでは、電力・燃料や資材の使用量、すなわち「活動量」と IDEA⁵を始めとしたデータベースや実際の削減データに基づいた「温室効果ガス排出原単位」を掛け合わせることにより GHG 排出量を算定します。算定では二酸化炭素のみならず、肥料に含まれる窒素分が土壤中で変化して生成する一酸化二窒素や、水田から排出されるメタン等も二酸化炭素換算値として加味されます。

算定手法については今後、科学的知見の蓄積、品目の拡大、操作性等を検証し、更新していきます。

【GHG 排出量の算定方法】

農家の活動量（例：肥料〇kg/10a 施用）×原単位（例：肥料 1kg 当たり〇kgCO₂排出）

=GHG 排出量（例：肥料施用により 10a 当たり〇kgCO₂排出）

⁵ IDEA: IDEA は、産業技術総合研究所で開発された国内最大級のライフサイクルインベントリ（LCI）データベース。積み上げ法で作成されており、産業連関法で作成されたデータベースに比べ、物量ベース単位でより多くのデータ項目を有する。

②標準値の設定

標準値には、当該地域の慣行的な栽培における農薬や肥料の施用量といった個別の生産活動の活動量を意味する標準活動量（以下「標準活動量」という。）と、標準的な1農場における活動量から算出したGHG排出量を一定の条件の下で積み上げた1年間のGHG総排出量を意味する標準排出量（以下「標準排出量」という。）があります。

これら標準値は、データの代表性に配慮しつつ、統計値や、特別栽培農産物に係る表示ガイドラインに基づき都道府県が策定する慣行レベル、研究機関のデータ等を活用し、栽培地域の違いを反映しています。なお、標準値は、データの入手可能性に応じ、表2のとおり、全国農業ブロック別、東日本／西日本別、又は全国一律の標準値として設定されています。

簡易算定シートを用いて各農場のGHG排出量を求め、これと当該地域における標準排出量、すなわち地域の慣行的な栽培に基づくGHG総排出量と比較して削減貢献率を算定することにより、自らの生産活動の環境負荷低減への貢献度を相対的に把握することができます。

表2 標準活動量地域分類

品目		標準活動量算定地域								
		北海道	東北	関東・東山	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州・沖縄
穀物	米	北海道	東北	関東・東山	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州・沖縄
野菜	トマト（露地）	全国	全国	全国	全国	全国	全国	全国	全国	全国
	トマト（施設）	東日本	東日本	関東・東山	東日本	東日本	西日本	西日本	西日本	九州・沖縄
	キュウリ（露地）	東日本	東日本	東日本	東日本	東日本	全国	全国	全国	全国
	キュウリ（施設）	東日本	東日本	関東・東山	東日本	東日本	西日本	西日本	西日本	九州・沖縄
	なす（露地）	東日本	東日本	関東・東山	東日本	東日本	西日本	西日本	西日本	西日本
	なす（施設）	全国	全国	全国	全国	全国	西日本	西日本	西日本	西日本
	ほうれんそう	東日本	東日本	関東・東山	東日本	東日本	全国	全国	全国	全国
	白ネギ	東日本	東北	関東・東山	東日本	東日本	全国	全国	全国	全国
	たまねぎ	北海道	東日本	東日本	東日本	東日本	西日本	西日本	西日本	九州・沖縄
	はくさい	東日本	東日本	関東・東山	東日本	東日本	全国	全国	全国	全国
	キャベツ	東日本	東日本	関東・東山	東日本	東日本	西日本	西日本	西日本	九州・沖縄
	レタス	東日本	東日本	関東・東山	東日本	東日本	西日本	西日本	西日本	西日本
	だいこん	東日本	東日本	関東・東山	東日本	東日本	西日本	西日本	西日本	西日本
	にんじん	北海道	東日本	関東・東山	東日本	東日本	西日本	西日本	西日本	九州・沖縄
	アスパラガス	全国	全国	全国	全国	全国	全国	全国	全国	全国
	ミニトマト（施設）	東日本	東日本	東日本	東日本	東日本	西日本	西日本	西日本	九州・沖縄
	いちご（施設）	東日本	東日本	関東・東山	東日本	東海	西日本	西日本	西日本	九州・沖縄
	ピーマン（露地）	全国	全国	全国	全国	全国	全国	全国	全国	全国
	ピーマン（施設）	全国	全国	全国	全国	全国	西日本	西日本	西日本	九州・沖縄
果実	りんご	東日本	東北	関東・東山	東日本	東日本	全国	全国	全国	全国
	みかん（露地）	東日本	東日本	東日本	東日本	東海	近畿	中国	四国	九州・沖縄
	みかん（施設）	全国	全国	全国	全国	全国	全国	全国	全国	全国
	ぶどう（露地）	東日本	東北	関東・東山	東日本	東日本	西日本	西日本	西日本	西日本
	ぶどう（施設）	全国	全国	全国	全国	全国	全国	全国	全国	全国
	日本なし	東日本	東日本	関東・東山	東日本	東日本	西日本	西日本	西日本	西日本
	もも	東日本	東北	関東・東山	東日本	東日本	西日本	西日本	西日本	西日本
いも	ばれいしょ	北海道	東日本	東日本	東日本	東日本	西日本	西日本	西日本	九州・沖縄
	かんしょ	東日本	東日本	関東・東山	東日本	東日本	西日本	西日本	西日本	九州・沖縄
その他	茶	全国	東日本	東日本	東日本	東海	近畿	西日本	西日本	九州・沖縄

③GHG削減貢献とその他の環境保全機能等との関係への留意

生産段階におけるGHG削減対策は、他の環境負荷とトレードオフの関係となる可能性があることに留意が必要です。例えば、水田において、GHG削減のために中干し期間の延長を行ったことにより、当該地域の生物の保全に悪影響が起きる場合があります。このような場合、地域の生物相を踏まえ、地域内でビオトープや江を設置することや、作期分散により中干し時期を分散するなど、トレードオフの解消のための対策を検討することが推奨されます。

また、食品安全の観点から、カドミウム濃度の高い地域では、出穂期前後各3週間における湛水管理等を行うことが重要であり、中干しは7日から10日前後にとどめる必要があることから、こうした地域での中干し期間の延長の取組の可否については、地域の実情等に応じて慎重に判断する必要があります。

(2) 生物多様性保全の取組評価の基礎及び本ガイドラインにおける原則

①生物多様性保全の取組の実施

生物多様性保全の取組については、実施区域における生物の生息状況や環境条件等を考慮し、適切な手法を検討してください。

その際、地域内で保全対象としている生物種がある場合は当該生物種の特性を考慮してください。また、生産活動を実施する地域において、市町村等が作成した地域の環境保全に関する計画がある場合は当該計画に沿ったものとなるよう留意をお願いします。

②取組評価の考え方

本ガイドラインでは、農産物の生産段階における生物多様性保全の取組として、一定の効果が検証されているものを評価の対象としています。しかし、生物多様性は様々な環境の作用を受ける上、現時点では、生物多様性の保全効果は、その状態を示す指標が様々存在しており、GHG算定のように統一的に定量評価できる手法が確立されておらず、標準値を設定することも困難です。また、各取組は、実施する区域の環境や生息する生物種等によってその効果が異なる場合も考えられます。

こうした生物多様性に係る特性を考慮し、本ガイドラインでは、当該農産物の生産場当たりの対象取組を実施した数を基本として評価します。

③保全効果の確認（生物調査）

生物多様性保全のためには、取組の実施区域における生物の生息状況や環境条件等を把握することが重要です。また、取組を行った際の保全効果は、こうした生物の生息状況や環境条件等に左右される場合があります。

そのため、農業者等が自ら実施区域の生物の生息状況を確認することが推奨されます。こうした確認は、より効果的な取組に繋げることや、環境負荷低減の見える化に対する消費者、流通事業者等の信頼確保に有効です。

【参考文献】

- ・農業に有用な生物多様性の指標生物調査・評価マニュアル（平成24年3月農研機構発行）

<<https://www.naro.affrc.go.jp/archive/niaes/techdoc/shihyo/>>

- ・鳥類に優しい水田がわかる生物多様性の調査・評価マニュアル（平成30年3月農研機構発行）

<https://www.naro.go.jp/publicity_report/publication/pamphlet/tech-pamph/080832.html>

（3）本ガイドラインにおける等級ラベル表示の原則

①ラベル表示の概要

農産物の環境負荷低減の等級ラベル表示の運用は、取組の裾野を広げる観点から、第三者による判定や検証を必要としない自己宣言表示としています。

自己宣言による環境主張は、ISO14021 タイプII環境ラベル表示としてルール化されており、環境省が発行した「環境表示ガイドライン⁶」（平成25年3月環境省改訂）に要件が整理されています。

また、GHG 算定にあたって使用する簡易算定シートは、日本国温室効果ガスインベントリ報告書や IDEA 等の信頼性の高い算定式・データを用いて作成しています。

②加工食品への等級ラベル表示の利用

本ガイドラインに基づく等級ラベルは、評価対象の農産物を生鮮食品として販売する場合にも、当該農産物を原材料として加工食品を製造した場合にも利用できることとしています。加工食品に等級ラベルを表示する場合には、生産段階より後の段階、すなわち加工・流通、消費及び廃棄・リサイクルの段階においても GHG 排出等の環境負荷が生じていることに留意し、ラベル表示の評価対象範囲が農産物の生産段階に限定されていることを消費者に誤解なく伝える必要があります。具体的な留意事項については3（4）をご参照ください。

③等級表示ラベルとJ-クレジット制度への参加を両方行う場合の取扱い

本ガイドラインで算定しているGHG 「削減貢献量」と、J-クレジット制度等のカーボン・クレジット制度で算定しているGHG 「排出削減量」は異なる主張であるため、同じGHG排出削減の活動（中干し期間の延長、バイオ炭の農地施用等）を行った場合においても、本ガイドラインで算定しているGHG 「削減貢献量」と、J-クレジット制度で算定しているGHG 「排出削減量」の両方で算定を行うことが可能です。

一方で、J-クレジット制度により創出した（創出する予定も含め）GHG排出削減に伴う環境価値は、自己償却する場合を除き、基本的に、他者に移転するものです。

以上のことから、等級ラベル表示とJ-クレジット制度への参加を両方行う場合には、消費者の誤解を招かないように表示を行う必要があります。

具体的には、等級ラベル表示を行う製品パッケージや店頭POP等で、当該表示と併せて、J-クレジット制度のどのプロジェクトに参加しているかを特定できるように、プロジェクト

⁶ 環境表示ガイドライン【平成25年3月版】（環境省）：

<https://www.env.go.jp/policy/hozon/green/ecolabel/guideline/guideline.pdf>

ト番号・登録申請日・プロジェクトの概要を記載してください。

その際、プロジェクトの概要是、運営管理者、実施地域、プロジェクト概要（プロジェクト名称）、認証期間の開始日、適用方法論が分かるようにしてください。プロジェクト番号以外の情報の記載は、これらの情報が掲載されたプロジェクト実施者、農業者、農産物の販売者等の自社ホームページやJ-クレジット制度のホームページ⁷等のQRコード⁸等で代替することも可能です。なお、実際の表示にあたっては、J-クレジットに関する記載（QRコード等を含む。）が、みえるらべるについての説明や補足であるかのような誤解を招かないよう、留意して表示を行う必要があります。

具体的な表示のイメージは、本ガイドライン別記2ラベル表示例に記載しています。

④等級ラベル表示の特性

本ガイドラインに基づく等級ラベル表示は、環境側面のうち気候変動と生物多様性のみを考慮したものであり、総合的な環境優位性を示したものではありません。

また、等級ラベル表示は厳密な製品間の比較のためではなく、農業者等の環境負荷低減の努力を消費者にわかりやすく伝達するためのものです。

GHG削減貢献の等級ラベル表示については、2(1)②に示すように、地域内の慣行的な栽培と比較した自らの生産活動によるGHG排出量の相対値（全国農業ブロック別、東日本／西日本別又は全国一律の標準排出量に対する割合）として評価するものであり、当該生産活動が地域の排出削減にどれだけ貢献したか（削減貢献量）の度合いを等級で示すものです。

⁷ J-クレジット制度のホームページのプロジェクト登録一覧：<https://japancredit.go.jp/project/>

⁸ QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

図1 見える化フローチャート



3. 環境負荷低減の取組の評価と等級ラベル表示の手順

本章に記載の手順を進めるにあたってわかりやすいよう、手順の概要を図1（見える化フローチャート）にまとめました。併せて活用してください。

（1）GHG排出削減の取組評価

①データ取得

簡易算定シートへの入力の前に、農業日誌等を確認して、入力に必要となる情報（表3）を準備・記録してください。算定に用いるデータは、評価対象とする栽培期間中の栽培に係る資材やエネルギーの使用量等を基本とします。ただし、米の作物残さと秋耕は前作の取扱について、野菜の作物残さは当該作の取扱についての情報を用います。また、各品目における温室効果ガス算定範囲（1（6）①（イ）参照）を踏まえ、米についてはほ場から乾燥・調製を行う場所までの移動、及び乾燥・調製に係る電気や燃料も含むこととします。同様に、野菜・果実・いも・茶については、倉庫等までの移動に係る燃料も含むこととします。

また、外部に委託している作業があれば（例：米の調製管理）、受託業者にその作業で生じる環境負荷データ（例：化石燃料使用量）を確認して、できるだけ簡易算定シートに入力しましょう。この際に確認書類（口頭での確認であれば、メモ等で構いません。）をきちんと保管しましょう。

算定に用いるデータは、当該栽培期間における実際の使用量等とすることが望ましいですが、農産物生産においては、収穫後に算定を行うこととなり出荷までに等級ラベル表示が整わないといった場合も考えられることから、過去のデータの平均値を使用するなどにより栽培管理計画を策定し、これに基づき算定を行うことも可能です（詳しくは3（1）⑦参照）。

表3 取得するデータの種類

基本情報	
品目	米（露地）、トマト（露地または施設）、きゅうり（露地または施設）、なす（露地または施設）、ほうれんそう（露地）、白ねぎ（露地）、たまねぎ（露地）、はくさい（露地）、キャベツ（露地）、レタス（露地）、だいこん（露地）、にんじん（露地）、アスパラガス（露地）、ミニトマト（施設）、いちご（施設）、ピーマン（露地または施設）、りんご（露地）、温州みかん（露地または施設）、ぶどう（露地または施設）、日本なし（露地）、もも（露地）、ばれいしょ（露地）、かんしょ（露地）、茶（露地）から選択。
栽培都道府県	栽培した都道府県を選択。
栽培延べ面積	栽培期間中に対象農産物を作付けした延べ面積を記入（単位：

	アール (a))。
延べ収穫量	栽培期間中に収穫した対象農産物の延べ収穫量を記入（単位：kg）。
収穫量の形態（茶のみ）	荒茶／生葉から選択。
算定実施日	当該算定シートの入力が終了した日を入力。算定実施日から1年が経過した場合は、再算定が必要。
栽培期間	前作（品目は問わない）の最後の収穫の直後を起点とし、当該作の最後の収穫調製までを栽培期間として記入（最大1年間）。
作物残さの取扱い方法と量（農産物が米の場合）	
前作の米の作物残さの取扱方法	前作の米の作物残さの取扱いについて、すき込み／焼却／残さ持ち出し（圃場外での利活用等（ただし焼却は除く））から選択。
前作の米の栽培延べ面積と延べ収穫量	前作の米の延べ収穫量、栽培延べ面積がわかる場合は「データを入力」を選択してください。前作の米の延べ収穫量、栽培延べ面積の入力が難しい場合は、「不明」を選択。
前作の米の栽培延べ面積	前作の米を作付けした延べ面積を入力してください。二毛作や輪作をしており、前作が米以外（二毛作で麦や大豆などを作付けしている）の場合は、その前作以前、直近で米を作付したときまで遡り、作付けした圃場の延べ面積を入力。
前作の米の延べ収穫量	前作の米の延べ収穫量を入力してください。二毛作や輪作をしており、前作が米以外（二毛作で麦や大豆などを作付けしている）の場合は、その前作以前、直近で米を作付したときまで遡り、その米の延べ収穫量を入力。
作物残さの取扱い方法（農産物が野菜の場合）	
作物残さの取扱方法	作物残さの取扱いについて、すき込み／焼却／残さ持ち出し（圃場外での利活用等（ただし焼却は除く））から選択します（野菜は当該作の作物残さの取扱を入力）。
水田の湛水方式（農産物が米の場合のみ）	
湛水方式	間断灌漑／常時湛水から選択。栽培期間中に中干しした場合は間断灌漑、中干ししなかった場合は常時湛水を選択 ⁹ 。
中干し期間の延長	J Aの栽培暦や、都道府県等が発行する栽培技術情報等に示されている、当該作を行う地域で慣行とされている中干しの日数に対し、中干し期間を7日間以上延長した場合に「中干し延長」とみなす。
土壤への炭素貯留の取組	

⁹ 本ガイドラインにおける湛水方式の区分「間断灌漑」と「常時湛水」は、日本国温室効果ガスインベントリ報告書2023における水田の区分、すなわち「間断灌漑水田（中干しされる水田）」と「常時湛水田」にそれぞれ準ずる。

バイオ炭の施用	土壤へのバイオ炭の施用の有無を選択（あり・なし） ¹⁰ 。
バイオ炭の種類	白炭、黒炭、竹炭、粉炭、オガ炭、家畜糞尿由来（熱分解、ガス化）、木材由来（熱分解、ガス化）、草本由来（熱分解、ガス化）、もみ殻・稲わら由来（熱分解、ガス化）、木の実由来（熱分解、ガス化）、製紙汚泥・下水汚泥由来（熱分解、ガス化）から選択 ¹¹ 。
バイオ炭施用量	栽培期間中に土壤へ施用したバイオ炭の量を入力（単位：kg/10a）。
緑肥の施用（米、野菜）	
緑肥の種類	投入なし、トウモロコシ、ソルゴー、エンバク、ライムギ、その他ムギ、シロカラシ、キカラシ、レンゲ、ダイズ、クローバ、ルーピン、その他から選択。 緑肥を使用した場合は使用した緑肥を選択（緑肥は圃場全体に作付けしている必要があり、作物体は全量すき込む必要がある）、実施しなかった場合は「投入なし」を選択。選択項目にない種類の緑肥を使用した場合は「その他」を選択。
果樹園の草生栽培の有無（果実のみ）	
草生栽培の有無	あり／なしから選択（果樹園の一部ではなく、全体が下草で覆われている必要がある）。
秋耕（米）	
秋耕の取組	あり／なしから選択。圃場の作物残さのすき込みの時期について、何の作物残さかに関わらず、当該作を実施する前年の秋までに作物残さをすき込んだ場合は「あり」、前年の冬以降に作物残さをすき込んだ場合は「なし」を選択。
農薬使用量	
殺虫剤	栽培期間中 ¹² に対象農産物に使用した殺虫剤、殺菌剤、その他農薬（殺虫殺菌剤等）、除草剤について、10a当たりの使用量(kg) ¹³ 又は使用金額(円) ¹⁴ を入力。液体・固体・粉体などの性状の違いに依らず、10a当たりの使用量もしくは使用量に対応した購入金額を入力。
殺菌剤	
その他農薬（殺虫殺菌剤等）	
除草剤	

¹⁰ 本ガイドラインにおけるバイオ炭の施用による農地土壤への炭素貯留量の算出は、J-クレジット制度における方法論「バイオ炭の農地施用」(<https://japancredit.go.jp/about/methodology/>)に基づく。

¹¹ 選択項目にない種類のバイオ炭は現時点では対応していない。

¹² 購入種苗（自らの栽培期間より以前に使用された量も含む）に含まれる使用量が把握できる場合はその量を含む。

¹³ 農薬の使用量は購入時の重量ベースで入力してください。

¹⁴ 「使用量」及び「使用金額」の両方の数値が手元にある場合には、誤差の小さい「使用量」を入力しましょう。

肥料使用量	
窒素肥料 (N 成分量)	化学肥料については、栽培期間中 ¹² に対象農産物に使用した窒素 (N 成分量)、リン (P_2O_5 成分量)、カリ (K_2O 成分量) の 10a 当たりの使用量 (kg) を入力。
硝化抑制剤入り化学肥料 (N 成分量) (茶のみ)	
リン肥料 (P_2O_5 成分量)	堆肥 (その他有機質肥料含む) については、10a 当たりの使用量 (kg) を入力。(堆肥は、毎年運用していることを想定)
カリ肥料 (K_2O 成分量)	
堆肥 (その他有機質肥料含む)	茶の場合のみ、栽培期間中に使用した硝化抑制剤入り化学肥料 (N 成分量) の 10a 当たりの使用量 (kg) を入力。
プラスチック資材	
農業用塩化ビニルフィルム	栽培期間中 ¹⁵ に対象農産物に使用した「農業用塩化ビニルフィルム」、「その他プラスチック類」について、10a 当たりの使用量 (kg) または使用金額 (円) ¹⁴ を入力。
その他プラスチック類	
化石燃料・電力使用量	
ガソリン	栽培期間中 ¹⁶ に対象農産物に使用したガソリン、軽油、灯油、A 重油、LPG、都市ガス、系統電力について、10a 当たりの使用量 (L、m ³ 、kWh) または使用金額 (円) ¹⁴ を入力 ¹⁷ 。
軽油	
灯油	
A 重油	
LPG (液化石油ガス)	
都市ガス	
系統電力	

表4 簡易算定シートにおける用語の説明

用語	説明
中干し	水稻の栽培期間中、出穂前に一度水田の水を抜いて田面を乾かすことで、過剰な分けつを防止し、成長を制御する作業をいう。
間断灌漑 ¹⁸	田植え後中干しまでは連続湛水で管理したうえで、6月中旬頃に約1週間程度中干しを実施し、7月以降、2~3日周期で湛水と落水を繰り返す水管理をいう。(中干しの時期・日数や湛

¹⁵ 購入苗の育苗ポット容器等を含む（自らの栽培期間より以前に使用された量も含む）。ハウス用ビニルシートや運搬用のプラケースなど、自らの圃場において数年にわたって繰り返し使用するプラスチック資材は含まれない。

¹⁶ 栽培に先立ち農薬・肥料等の資材を購入するための移動や、収穫後の倉庫等への移動に係る燃料も含む。米については、3(1)①の記載に基づく乾燥・調製に係る電気や燃料も含む。

¹⁷ 施設栽培においては、ハウス暖房で使用する燃料・電力によるGHG排出量の割合が大きいことが予想されるので、入力値の転記ミスや用途の不一致がないか確認の上、入力してください。

¹⁸ 本ガイドラインにおける湛水方式の区分「間断灌漑」は、日本国温室効果ガスインベントリ報告書2023における水田の区分「間断灌漑水田（中干しされる水田）」に準ずる。

	水・落水の時期・周期については地域間差があり、概ね地域の栽培暦にしたがって水管理を実施していればこれに限らない。)
秋耕	稻わらの秋すき込みのことをいう。代かき直前ではなく、米の収穫後秋のうちに稻わらをすき込み、酸素が供給される条件下で土壤中の稻わら分解を進めること。
バイオ炭	燃焼しない水準に管理された酸素濃度の下、350°C超の温度でバイオマスを加熱して作られる固形物 ¹⁹ 。
すきこみ	作物残さをほ場にすきこむこと。
緑肥（カバークロップ）	栽培している作物を収穫せずにそのまま田畠にすき込み次に栽培する作物の肥料にすること、又は そのために栽培する作物のこと。
草生栽培	樹園地にカバークロップを生育させ地表面を管理すること。

②簡易算定シートの取得

農林水産省のウェブサイト²⁰から温室効果ガス簡易算定シートの利用者登録を行い、農林水産省で開発した「農産物の温室効果ガス簡易算定シート」を取得してください。簡易算定シートの利用は無料です。

③簡易算定シートへのデータ入力

各項目の入力方法等の詳細は、「[農産物の温室効果ガス簡易算定シート簡易操作マニュアル](#)」をご参照ください。入力する数値の単位が正しいか十分に注意してください。

また、過去の栽培データと比較する場合は、当該作のデータを入力したファイルとは別のファイルに過去のデータを入力し、当該作の計算結果と比較してください。

入力にあたり、使用量が不明な場合には、事前に簡易算定シートに保存されている標準値の使用を選択することも可能ですが、ただし、基本的には自らのデータの入力が望ましく、特に GHG 排出量の寄与が大きく、生産者自身のデータの入力が困難でないと判断される以下の項目については、極力、自らのデータを入力することが望まれます。

(ア) 品目共通

- ・ 農薬使用量（殺虫剤、殺菌剤、除草剤、その他農薬）
- ・ 肥料使用量（窒素肥料（N 成分量）、リン肥料（P₂O₅ 成分量）、カリ肥料（K₂O 成分量））

¹⁹ 本ガイドラインにおけるバイオ炭の考え方は、J-クレジット制度における方法論「バイオ炭の農地施用」(<https://japancredit.go.jp/about/methodology/>) に準ずる。

²⁰ 温室効果ガス簡易算定シートの利用者登録（農林水産省）：

https://www.contactus.maff.go.jp/j/form/kanbo/b_kankyo/santeiapply.html

(イ) 施設栽培野菜・果実

(ア) に加えて、以下の項目へのデータ入力推奨。

- ・ 燃料・電力使用量（軽油、A重油、LPG、都市ガス、系統電力）

④ GHG排出量削減貢献率の算定

農業者等が対象農産物について算定した GHG 排出量と標準排出量を比較し、削減貢献率を求めます。品目が複数ある場合、GHG 排出量は品目ごとに算出する必要があります。算定は以下の式により、簡易算定シートに必要項目を入力することで自動的に行うことができます。

$$\text{地域慣行と比較した削減貢献率(%)} = \left\{ 1 - \frac{\text{(対象とする農産物の排出量)}}{\text{(当該地域・品目の標準排出量)}} \right\} \times 100$$

算定にあたっては、以下の点に注意してください。

- ・ 入力ミスがないか確認してください。
- ・ 入力を用いた簡易算定シートの対象品目と算定対象の品目が同一であるか確認してください（例：トマト（露地）の算定を行いたいにも関わらず、トマト（施設）の簡易算定シート上にデータを入力していないか）。

⑤算定結果の分析

簡易算定シートの算定結果から、単位面積（10a）当たり及び単位収穫量（10kg）当たりの排出量を把握し、自らの現状を分析できます。

例えば、化学肥料の使用量低減や省エネなどの効果の定量化、GHG の排出量が特に多い工程の特定、土壤への炭素貯留の効果の把握等が可能です。

具体的には以下のようないくつかの分析を行い、消費者へのアピールや自らの生産活動に活かすことができます。

- ・ 自らの生産活動による GHG の排出量を把握する。
- ・ 地域内の慣行的な栽培と比較した自らの生産活動による GHG 排出量の相対値を把握する。
- ・ 地域内の標準値と比較し、自らが今後取り入れることで、効果が見込まれる低減技術を把握する。
- ・ 地域内の標準値と比較し、使用量を低減することが可能な資材等を把握する。
- ・ 過去の自らの算出結果と比較して、経年変化を把握する。また、その要因を把握する。

なお、算定結果は一定の仮定の下に算定された値であること、ライフサイクルのうち農産物の生産段階に限った排出量であり、ライフサイクル全体を包含するものではないことに留意する必要があります。

⑥等級の確定

簡易算定シートにおいて、自らの経営における対象農産物生産に伴う温室効果ガス排出量と標準排出量から算定した削減貢献率を、下表の閾値と比較し、この削減貢献率が閾値より高い場合には等級を付与することができます。削減貢献率5%以上で星1つ、10%以上で星2つ、20%以上で星3つをGHG削減貢献の等級ラベルとして表示することができます。²¹

閾値	等級
5%未満	なし
5%以上 10%未満	★
10%以上 20%未満	★★
20%以上	★★★

⑦栽培管理計画等に基づく算定とその検証

本ガイドラインに基づく表示は、原則として、評価対象とする栽培期間（1（6）参照）の生産過程等における実際の栽培データを用いた算定結果を基に等級ラベル表示を行うこととしています。

しかし、実際の農産物生産においては、算定から表示までの手続きに一定の時間を要することから、収穫終了後に算定を行うと、当該の農産物の出荷までに等級ラベル表示が整わない場合も考えられます。そのため、次のように、栽培管理計画等に基づき、収穫終了前の情報で算定と表示を行うことを可能とします。

(ア) まず、前作の最後の収穫の直後を起点とし、当該作の最後の収穫までを「生産過程等」として、確実に実施する見込みであるGHGの低減技術を設定する（バイオ炭○kg/10a施用 等）。

(イ) その上で、従来の栽培管理履歴等を踏まえ、作期における栽培管理計画（農薬・肥料量 等）や過去の平年値等を活用した予定収穫量を設定し、これらを用いた算定結果から等級を確定し、今作の農産物のラベル表示に用いる。

(ウ) (イ)によりラベル表示をおこなった場合でも、本来は、栽培管理記録等の実績値を用いて算定することが望ましいため、最低限、収穫開始～収穫終了の間及び収穫終了後の2回、実績値を用いて算定し、(イ)で確定した等級から変わらないか確認することとする。(イ)のラベル表示に用いた削減貢献率と実績値を用いた削減貢献率の間に乖離があった場合には、乖離があった要因を分析し、次期の栽培管理計画等に基づく算定の際には、実績値を踏まえて栽培管理計画等を見直し、計画と実績値に乖離が生じないように努める。

なお、算定に用いた入力データと結果の保管期間は3年間（詳しくは3（5）②参照）であること、また算定結果について説明できるようにしておくことが重要（3（6）②）であることに留意してください。

²¹ 閾値については、GHG排出削減の貢献への難易度が品目によって異なることを踏まえ、今後、品目（群）に応じて閾値を調整することがあります。

⑧地域の取組として認める範囲

環境負荷低減の取組を含む栽培基準を有する地域的なまとまりを持つ共同出荷グループ²²の場合、次の3つの方法での算定も可能です。ただし、中干し期間の延長や秋耕など環境負荷低減に寄与する取組については、その実施の有無が重要となるため、グループ全体として実施方針を統一していただく必要があります。

(ア) 基準順守方式

グループの構成員が栽培基準を順守していることを担保した上で、その栽培基準値を基に算定を行い、その結果をグループ全体の評価とすることができます。

(イ) サンプル抽出方式

構成員数や取組面積の規模に応じて代表性を担保する栽培データを基に算定を行い、その結果をグループ全体の評価とすることができます。

(ウ) 積上げ方式

グループ全構成員の個別の栽培記録を確認できる場合、それらの合算値から単位面積当たりの入力値を計算して簡易算定シートで評価することができます。その場合は、合算値の基となった個別の栽培記録等を保管しておく必要があります。

⑨複数の起源の製品をブレンドする場合の扱い

複数起源の製品のブレンドについては、単位収穫量（10kg）当たりGHG排出量について、加重平均（図2）を認めますが、等級自体の加重平均はできません（10kgのCO₂を排出した製品と20kgのCO₂を排出した製品を等量ブレンドしたものは15kgのCO₂を排出した製品とみなすが、星3つと星1つの等量ブレンドで星2つとはしない）。

複数起源の製品をGHG排出量の加重平均によりブレンドする場合、製品に単一の等級を付与することが可能なのは、ブレンドするすべての製品が標準排出量の同じ地域に由来する場合に限ります。

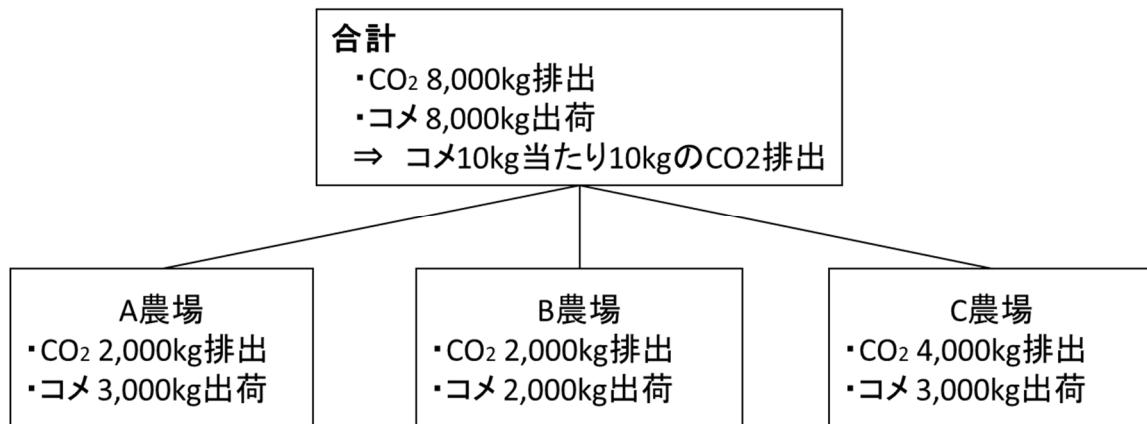
ブレンドするすべての製品について等級評価を行った上で、最も低い評価を表示することも可能ですが²³。この場合、各製品の由来が同一の標準排出量地域である必要はありません。

²² 複数の農業者により共同で農産物を出荷する集団（JAの生産部会など）

²³ 等級が付かないものが含まれる場合、等級ラベル表示を行うことはできません。

図2 ブレンド（排出量の加重平均）のイメージ

（以下の排出量等は仮想の数字であり、実際の算定結果とは一切関係ありません。）



（2）生物多様性保全の取組評価

①生物多様性の取組評価の考え方

生物多様性保全の効果は、温室効果ガス削減の取組と異なり、その状態を示す指標が様々存在しており、これらを統一的に定量評価できる手法が確立していません。そのため、本ガイドラインにおける取組に対する評価は、農産物の生産場における保全の取組の実施数に応じて評価することとします。また、生物多様性保全は環境負荷低減の見える化における温室効果ガス削減貢献の追加指標とし、温室効果ガス削減貢献と合わせて表示することとします。

②取組の実施と記録

地域における生物の生息状況や保全対象としている生物の特性、環境条件等を考慮し、適切な保全の取組を検討し、実施してください。

また、取組内容を適切に記録することが重要です。温室効果ガス簡易算定シートに含まれる入力シートに、各取組について必要な内容を入力してください。取組内容及び入力内容は、表5及び本ガイドライン第1部のとおりです。

表5 生物多様性保全の取組内容

取組名	取組内容	確認・記録事項
化学農薬・ 化学肥料低 減・不使用 の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・化学農薬（※）の成分使用回数、化学肥料の窒素成分量を都道府県が定めた地域の慣行レベルから低減すること ※「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」で定める節減対象農薬 【推奨事項】 <ul style="list-style-type: none"> ・有機質肥料の施用等により土づくり 	<ul style="list-style-type: none"> 生産記録簿への記帳 ➤ 化学農薬の使用日及び使用成分 ➤ 化学肥料の施用日及び投入窒素成分量（肥料名・窒素成分割合・施用量等） ➤ 防除作業の実施日、実施内容

	<p>を行うこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定の保全対象生物がある場合には、それへの影響に応じて農薬成分を削減すること 	
冬期湛水 (別名:ふゆみずたんぼ)	<ul style="list-style-type: none"> ・刈り取り後、栽培期間外に2か月以上湛水すること ・ほ場全体に水が溜まり、湿地状態又は湛水状態であること <p>【推奨事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ほ場全体が湛水状態であること ・湛水管理を確保するための適切な取水措置及び漏水防止措置が講じられていること ・有機質肥料を投入すること 	<ul style="list-style-type: none"> ・生産記録簿への記帳 <p>➢ 湛水期間(湛水開始日、終了(排水)日)</p> <p>➢ 湛水状態確認日</p> <p>【推奨事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・写真による記録をすること <p>➢ 湛水されているほ場の様子(湛水開始直後、湛水開始30日後)</p>
中干し延期 又は中止	<ul style="list-style-type: none"> ・ヤゴ・オタマジャクシなどの水生生物の生育を妨げないよう、例えば、ヤゴの羽化、オタマジャクシの変態を確認した上で、中干しを実施する又は中干しを行わないこと ・地域で設定されている中干し期間から遅らせることを基本とする 	<ul style="list-style-type: none"> ・生産記録簿への記帳 <p>➢ 中干し開始日、終了日</p> <p>➢ 成長を確認した生物種と確認日</p> <p>【推奨事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・写真による記録をすること <p>➢ 成長(変態)をした生き物の様子 例) カエル(成体)・トンボ(成虫)、ヤゴが羽化した抜け殻(※)等</p> <p>※参考「鳥類に優しい水田がわかる生物多様性の調査・評価マニュアル」P25</p>
江の設置等 (江、深溝) による湛水場所の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・概ね幅20cm以上、深さ10cm以上、ほ場区画10aあたり長さ5m以上を目安とし、1辺の畦畔に沿って湛水が保たれている溝を設置すること ・ほ場と連結され生物が行き来できる状態であること ・中干し期間中、湛水すること <p>【推奨事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多面的機能支払交付金の要件等、地域で推奨される形状が設定されている 	<ul style="list-style-type: none"> ・生産記録簿への記帳 <p>江等の長さ、幅、深さ(大体の大きさが分かれば写真による記録で可)</p> <p>【推奨事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・写真による記録をすること <p>➢ 中干し期間中に江等が湛水状態である様子</p>

	<p>場合は、それに従うこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通年での湛水 ・劣化しないよう作溝作業を実施すること 	
魚の保護	<ul style="list-style-type: none"> ・水田と取水／排水路間に魚道等を設置すること、もしくは水田と取水／排水路の高低差が少ない土水路を設けていること ・魚類の生活史を考慮し設置すること ・魚道内又は出入り口／土水路と水田の連結部分を板や泥、雑草等で塞がないこと ・魚道又は土水路が破損していないこと、漏水させないこと ・水田排水時に適切な魚類の退避策を講じること <p>【推奨事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中干し前に作溝などにより魚が排水路へ流下しやすくすること 	<p>生産記録簿への記帳</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 魚道設置位置、構造／土水路と水田の連結部分の状態（写真による記録で可） ➢ 除草・泥上げ等の魚道又は土水路の管理作業の実施日、実施内容
畦畔管理	<ul style="list-style-type: none"> ・1年を通じて対象の水田に接する畦畔へ除草剤を使用しないこと <p>【推奨事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・根元（3cm以上）を残して高刈すること 	<p>・生産記録簿への記帳</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 畦畔の除草の実施日、実施範囲 <p>【推奨事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・写真による記録をすること ➢ 除草後の畦畔の様子

③等級の確定

各取組について、表6に基づき点数換算を行い、点数に応じて、1点を★1つ、2点を★2つ、3点以上を★3つとして等級を確定してください。

表6 生物多様性保全の取組の点数

対象取組	得点
化学農薬・化学肥料の不使用	2
化学農薬・化学肥料の5割以上10割未満低減	1
冬期湛水	1
中干し延期又は中止	1
江の設置等	1
魚の保護	1

④地域の取組として認める範囲

生物多様性の保全は、地域全体で取り組む方が効果が高いと考えられています。しかし、本ガイドラインでは、個々の農産物について環境負荷低減の表示を行うこととし、評価の対象は、当該農産物を生産するほ場における取組としています。

地域内で異なる評価の農産物を共同で出荷する場合は、評価の平均をとることはできません。対象農産物すべてについて生物多様性の評価を行った上で、それらのうち最も低い評価の表示を行うことは可能です（例：星3つと星1つの農産物をブレンドした場合、星1つとして表示）。

また、特定の地域内で、異なる生物多様性保全の取組を行いながら生産された農産物を共同で出荷する場合は、評価結果（等級）が同じであれば、当該評価結果を表示することが可能です（例：地域内で冬期湛水を行っているほ場と中干しの延期を行っているほ場がある場合、それぞれのほ場で生産された農産物の評価は星1つであり、これらの農産物をブレンドした製品に対して星1つの表示が可能）。

⑤複数の起源の製品をブレンドする場合の扱い

3 (1) ⑨に従い複数起源の製品をブレンドする場合は、地域内の共同出荷と同様に、各農産物の生産ほ場における評価を基本として、低い評価に合わせた表示を行うこととしてください。

(3) 算定結果の農林水産省への報告

ラベル表示する場合には、簡易算定シートに情報を入力し、実際に等級ラベル表示に使用する簡易算定シートを農林水産省まで報告してください²⁴。農林水産省への報告は、ラベル表示する農産物について算定した農業者等が行ってください。なお、小売事業者等が、すでに農林水産省に報告済みの算定結果に基づいてラベル表示を行う場合には、改めて農林水産省に報告する必要はありません。

シートの入力項目は以下の情報を含みます。

- ・入力データ、算定結果及び算定結果に基づく等級
- ・算定者の氏名、住所、電話番号及びメールアドレス
- ・団体にあっては、団体の名称、代表者名又は担当部署名、所在地、電話番号及びメールアドレス
- ・生産者の氏名または団体名称
- ・品目名及び栽培面積²⁵

²⁴ 報告先については、利用者登録後に簡易算定シートを受け取った際のメールをご参照ください。

²⁵ 栽培面積はのべ栽培面積です。例えば、1年間に同じ土地で行った複数作分をまとめて評価対象とする場合、栽培面積は各作付けの実際の面積を足し上げたものになります。

- ・収穫量²⁶

報告いただいた情報の利用目的と公開の範囲は、以下のとおりです。

- ・報告いただいた情報は、ラベル表示とその算定根拠とのトレーサビリティ確保の観点から、報告いただいた算定結果に対して登録番号²⁷を付与するために使用します。

- ・登録番号と品目名は農林水産省のホームページで公表します。生産地（都道府県）及び農業者／団体の名称は、簡易算定シート上のチェック項目により公表の希望があらかじめ確認された場合、農林水産省のホームページで公表します。その他、全国や地域単位等で集計したデータを公表することがある（農林水産省が個別の情報がわかる形での情報の公開を希望する場合には、許可をいただいた上で、公表します。）ほか、今後の政策立案及びガイドラインの推進や改定にあたり参考とします。

- ・提出いただいた情報や算定結果に関して確認を要する場合など、ご連絡が必要な場合には連絡先情報（氏名、住所、電話番号及びメールアドレス、団体にあっては団体の名称、代表者名又は担当部署名、所在地、電話番号及びメールアドレス）を利用します。

- ・情報の取扱いについて、詳しくは別記3「プライバシーポリシー」をご参照ください。

なお、「4. 信頼確保に向けた取組」における「(1) 情報の検証と改善指導」に基づき、算定結果の根拠資料の提供をお願いする場合があります。

(4) ラベル表示

①ラベルの使用条件

等級ラベルは、本ガイドラインに従って等級が確定、(3)に従って報告し、登録番号が付与された農産物等にのみ使用が可能です。等級がつかない（削減貢献率が5%未満）場合、等級は取得できず、表示を行うことはできません。

情報開示が必要となる場合もありますので、ラベル表示をする前に、算定結果の保管状況を確認するとともに、表示者以外が算定を行った場合は算定結果の入手経路を確認しましょう。

ラベルは無償で使用することができます。また、ラベルの使用に関する一切の権利は農林水産省に帰属します。

等級ラベルの表示可能な範囲や留意事項については、本項に従い、等級ラベルのデザインや色等は、別記1「ラベルデザイン使用ルール」に従ってください。表示の具体例は、別記2「ラベル表示例」を参照してください。

②ラベル表示の形

ラベルを貼付・印刷することができる場所は以下のとおりで、実際に等級を取得した農産物を扱う場合に限ります。

- ・商品：農産物（本体）、パッケージ 等

²⁶ 収穫量情報がない場合は出荷量で代替可。

²⁷ あくまで、ラベル表示とその算定根拠のトレーサビリティを確保するための登録番号の付与であって、農林水産省が確定した等級を含む算定結果に対し、信頼性・妥当性を担保するものではありません。登録番号のラベルへの併記については3(4)④をご参照ください。

- ・店頭：値札、ポスター、POP、屋外用のぼり旗、メニュー（レストラン・外食）等
- ・その他：ホームページ、チラシ 等

なお、商品へのラベル表示に併せ、店頭POP等により、環境負荷低減の取組の「見える化」の表示であることを伝えるほか、興味を持った方が「見える化」の情報にアクセスしやすいよう、「見える化」のウェブサイト²⁸のアドレスをQRコードでラベルに併記すること等が推奨されます。

店頭その他、商品そのもの以外の場所で表示を行う際は、等級を取得した品目名を併記するなど、等級を取得した対象に照らして、語弊のない形で表示を行ってください。名刺へのラベル表示等、自社の取組として紹介する場合にあって、自社の生産する当該品目のうち一部のみが等級を取得している場合には、そのことが分かる併記をするといった工夫が必要です。等級を取得した品目が多数あり全て書ききれない等の場合は、ラベル表示への併記は一部のみとし、QRコード等のリンクにより全情報を記載した自社ホームページへ誘導する等も可能です。

③加工食品や外食におけるラベル表示と留意点

温室効果ガス簡易算定シートによる評価及び等級の付与対象は1次産品（農産物）ですが、当該1次産品を原材料とする加工食品や外食事業者が提供する調理食品等に対してラベルを表示することも可能です。

ただし、加工食品等に表示する際は、「この〇〇（加工食品名）に使用されている□□（原材料である1次産品名）は温室効果ガス削減貢献の取組により栽培されたものです」などの記載をラベル近傍に併記することとし、表示したラベルの対象の1次産品が何かが分かるようになるとともに、加工や調理のプロセスを含めた加工食品自体が評価を受けたものとの誤認を与えないようとする必要があります。また、表示したラベルの対象が、使用する一次産品の全量でない場合は、「この〇〇に使用されている□□の50%以上」などの記載により、消費者が誤認しないように留意してラベル表示する必要があります。

④ラベル表示に併記可能な情報

（ア）登録番号

本ガイドラインに基づき登録番号を付与された農産物（3（3））であることを明示するなどの目的で、農林水産省が発行した登録番号をラベルに併記することは可能です。この場合、ラベルの周辺に登録番号を表示することや、登録番号へ説明を付すことなどにより、ラベルと登録番号の関係を消費者が認識しやすいうようにしてください。

（イ）過去に取得した等級への言及

過去に取得した等級ラベルについての情報は、当該農産物（今作）の等級と同じ等級を取得していた場合に限り、その等級についてのみ併記できることとします。

²⁸ 見つけて！農産物の環境負荷低減の「見える化」～温室効果ガス削減への貢献と生物多様性保全への配慮（農林水産省）：https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/being_sustainable/mieruka/mieruka.html

(ウ) 実施した取組の具体的記載

実施した環境負荷軽減の取組の具体的な内容を併記場合は、簡易算定シートにある等級評価に寄与した取組についての記載を原則とします。本ガイドラインの評価対象ではない取組や、評価対象であっても当該算定に計上されていない取組が等級評価に反映されているかのような記述は避け、誤解が生じないようにしてください。

(エ) 他のロゴ等

異なるロゴ等を近傍に配置することは可能です。ただし、本ガイドラインに基づく等級ラベルが欠けたりさせない等、別記1 ラベルデザイン使用ルールに従ってください。

⑤ラベル表示に併記できない情報

本ガイドラインに基づく等級ラベル表示は、農業者等が自ら評価した結果に係る自己宣言表示であることから、「農林水産省公認」や「農林水産省認証」等の記載をラベルに併記することはできません。当該ラベル表示が農林水産省の施策に基づくものであることを示す場合は、「農林水産省見える化ガイドラインに基づく表示」等、誤解を生じない記載としてください。

⑥その他留意事項

化学農薬・化学肥料低減・不使用の取組については、「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」（平成19年3月23日農林水産省改定）に基づき、適切に表示する必要があります。

(5) 付与した等級の適用とデータ保管期間

①付与した等級の適用

等級は評価対象として算定シートに記載した栽培期間（1（6）参照）の生産活動による環境負荷に基づき付与され、当該期間に生産された製品に対して適用されます。

次作の農産物についても等級ラベルの表示を行うためには、次作の栽培データ（計画に基づく算定の場合は次作の栽培管理計画に基づくデータ）を入力した算定シートを、改めて農林水産省に提出する必要があります²⁹。環境負荷低減の取組を継続的に発信していくため、次作についても「見える化」の等級を取得することが推奨されます。

②データ保管期間

簡易算定シートで計算した際には、入力済みの簡易算定シート及び入力データの根拠となる情報を逐次保管し、必要に応じて確認できるようにしてください。保管方法は、紙媒体、電子媒体のいずれの方法でも構いません。保管期間は、当該データを用いてラベルを付与する農産物の翌生産年度から起算して3年間保存しましょう。ただし、「○年連続取得」や「○年、○年、○年に取得」など、過去の取得についてラベルに併記する場合には、併記対象の

²⁹ 登録番号の頭には、番号が付与された年（暦年）が含まれます。2024年に付与された番号は「2024-xxxx-xxxx」、2025年に付与された番号は「2025-xxxx-Exxxxx」です。

年度の等級の根拠となる資料も保管されている必要があります。

(6) 農業者等によるデータの信頼性および取組の透明性確保

①データの信頼性

GHG 排出量の算定にあたっては、合理的な努力の範囲で正確なデータを用いることが重要です。このため、データの品質を確保する仕組みを構築する必要があります。

具体的には、(i)体制の整備（プロセス品質の向上）と(ii)個々のデータチェック（結果品質の向上）の二つのアプローチを実施することでデータの品質向上が期待されます。

(i)体制の整備

データの漏れや不十分な確認等をなくすためには、データを正確に収集・入力する方法を確立し、そのための体制を整備することが有効です。

具体的には以下のようなことを実施することが望ましいと言えます。

- ・責任者や担当者の選定：「3. 環境負荷低減の取組の評価と等級ラベル表示の手順」に記載の必要な業務を把握し、業務ごとに担当者を定める。
- ・チェック体制の整備：収集・入力したデータを決められた担当者が必ず確認・記録・保存するような仕組みを構築する。誰がいつ何をするかを定め、誰でも取組を実施できるようマニュアルや手順書等を作成し、必要な作業を可視化する。
- ・教育・研修：業務マニュアルや排出量算定・報告に関する知識等を取組主体において継続的に普及する。

体制の整備の度合いは、ご自分の経営規模や収穫量等に応じて適宜判断してください。

(ii)データのチェック

データの信頼性を確保するためには、体制の整備だけでなくデータそのものをチェックすることが必要となります。このようなチェックに際しての留意点としては、例えば以下のようない方法が挙げられます。

- ・算定する項目の単位を確認（単位面積当たり（10a）、単位収穫量当たり（10kg）、使用量（kg、L、円）等）
- ・以下のような観点から、実際の生産活動と照らし合わせて算定結果に違和感がないかチェック
 - －他の関係データとの比較（時間当たり燃料消費量、燃料消費量当たりの生産量など）
 - －経年的なデータ変化（平年と同じ収穫量や資材投入量なのに、いつも以上に排出量が大きくなかったなど）
 - －標準値との比較（標準的な量の資材を投入しているはずなのに、算定した排出量の数値が標準排出量と比較して極端に大きく／小さくなかったなど）
- ・代表性のあるデータを取得しているか 等

②取組の透明性

透明性を確保し、本ガイドラインに基づく算定結果に対する消費者、流通事業者等からの信頼を確保するためには、見える化を実施する農業者等自らが、実施した取組について適切

に記録すること、また、算定結果及びその根拠となるデータに関する外部からの照会に対して、栽培管理記録等を基に、算定結果について説明できるようにしておくことが重要です。

取組について可能な範囲でホームページ等を通じて公表するとともに、ラベル表示にQRコードを併記する等により、それら公表情報へ誘導することも推奨されます。

なお、栽培ノウハウ等、農業者等が秘匿している情報の開示を求めるものではありません。

(7) 取組者へのサポート体制

農林水産省は本ガイドラインや「簡易算定シート」、「簡易操作マニュアル」の改定や充実等により算定やラベル表示等を行う取組者を支援しています。ご不明点があれば、お近くの地方農政局等・地域拠点等までご連絡ください。

4. 信頼確保に向けた取組

(1) 情報の検証及び改善指導

農林水産省は、報告された情報に疑義がある場合、農業者等に対し算定結果の根拠となったデータの提供を求めます。提供されたデータを検証した結果、等級ラベル表示に不備等があれば、所要の改善指導を行います。

(2) 不当表示に対する対処①

我が国では、景品表示法第5条第1号において、事業者が自己の供給する商品又は役務の取引について、実際のものよりも又は事実に相違して競争業者に係るものよりも著しく優良であると一般消費者に示す不当な表示を禁止しており、本ガイドラインにおける表示も規制の対象となっています。また、消費者庁は、同法第7条第2項により、優良誤認表示に該当するか否かを判断するために、当該表示を行う事業者に対して、表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができ、これに応じない場合や提出された資料が合理的な根拠と認められない場合は、当該事業者に対して、行為の差止め若しくはその行為が再び行われることを防止するために必要な措置を命じることができます。本ガイドラインに基づく表示を行う際には、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠に基づいて適切に行う必要があります。

不当景品類及び不当表示防止法

(不当な表示の禁止)

第五条 事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、次の各号のいずれかに該当する表示をしてはならない。

一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示し、又は事実に相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であると示す表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの

二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの

三 前二号に掲げるもののほか、商品又は役務の取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがある表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認めて内閣総理大臣が指定するもの

第二節 措置命令

第七条 内閣総理大臣は、第四条の規定による制限若しくは禁止又は第五条の規定に違反する行為があるときは、当該事業者に対し、その行為の差止め若しくはその行為が再び行われることを防止するために必要な事項又はこれらの実施に関連する公示その他必要な事項を命ずることができる。その命令は、当該違反行為が既になくなっている場合においても、次に掲げる者に對し、することができる。

- 一 当該違反行為をした事業者
- 二 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおける合併後存続し、又は合併により設立された法人
- 三 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人から分割により当該違反行為に係る事業の全部又は一部を承継した法人
- 四 当該違反行為をした事業者から当該違反行為に係る事業の全部又は一部を譲り受けた事業者
- 2 内閣総理大臣は、前項の規定による命令に関し、事業者がした表示が第五条第一号に該当するか否かを判断するため必要があると認めるときは、当該表示をした事業者に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。この場合において、当該事業者が当該資料を提出しないときは、同項の規定の適用については、当該表示は同号に該当する表示とみなす。

(引用：「不当景品類及び不当表示防止法 昭和37年法律第134号」)

(3) 不当表示に対する対処②

本ガイドラインにおけるラベル表示のデザインは、農林水産省が商標登録を受けています³⁰。そのため、商標権者である農林水産省は、商標法第25条に基づき、指定商品等について登録商標の使用をする権利を専有しています。その上で、農林水産省は、商標権者として、その商標権について本ガイドラインに基づき登録番号を付与した者にのみ通常使用権(同法第31条)を許諾しています(ただし、本ガイドラインの範囲内での使用に限ることとしています。)。

したがって、許諾を得ずに、又は、許諾を得ていても本ガイドラインに基づかない方法³¹により、ラベル表示のデザインを使用した者には、農林水産省が商標権者として、同法第36条

³⁰ 商標登録番号 日本語版ラベル：登録第6851903号～登録第6851920号、英語版ラベル：登録第6950487号～登録第6950504号

³¹ 算定・報告をせずにラベル(類似デザインを含む。以下同じ)を用いた場合、算定・報告結果と異なるラベルを用いた場合、算定・報告・ラベル利用は適切だが次期作以降に再算定なくラベル表示を継続した場合など。

第1項に基づき差止請求をする可能性があります。また、特に悪質な場合等においては、第78条又は第78条の2（商標権等侵害）の罰則が科される可能性があります。

商標法

（商標権の効力）

第二十五条 商標権者は、指定商品又は指定役務について登録商標の使用をする権利を専有する。ただし、その商標権について専用使用権を設定したときは、専用使用権者がその登録商標の使用をする権利を専有する範囲については、この限りでない。

（通常使用権）

第三十一条 商標権者は、その商標権について他人に通常使用権を許諾することができる。

- 2 通常使用権者は、設定行為で定めた範囲内において、指定商品又は指定役務について登録商標の使用をする権利を有する。
- 3 通常使用権は、商標権者（専用使用権についての通常使用権にあつては、商標権者及び専用使用権者）の承諾を得た場合及び相続その他の一般承継の場合に限り、移転することができる。
- 4 通常使用権は、その登録をしたときは、その商標権若しくは専用使用権又はその商標権についての専用使用権をその後に取得した者に対しても、その効力を生ずる。
- 5 通常使用権の移転、変更、消滅又は処分の制限は、登録しなければ、第三者に対抗することができない。
- 6 特許法第73条第1項（共有）、第94条第2項（質権の設定）及び第97条第3項（放棄）の規定は、通常使用権に準用する。

（差止請求権）

第三十六条 商標権者又は専用使用権者は、自己の商標権又は専用使用権を侵害する者又は侵害するおそれがある者に対し、その侵害の停止又は予防を請求することができる。

（侵害の罪）

第七十八条 商標権又は専用使用権を侵害した者（第37条又は第67条の規定により商標権又は専用使用権を侵害する行為とみなされる行為を行つた者を除く。）は、10年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第七十八条の2 第37条又は第67条の規定により商標権又は専用使用権を侵害する行為とみなされる行為を行つた者は、5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

（引用：「商標法 昭和34年法律第127号」）

別記1 ラベルデザイン使用ルール

ラベルデザイン使用ルール

農林水産省

ラベルの使用者はこの使用ルールを参考に
「明確な視認性」と「忠実な再現性」を厳守してください。

農林水産省

愛称「みえるらべる」について



より多くの生産者や販売事業者、消費者の皆様に環境負荷低減の取組の「見える化」のラベルに親しみを持っていただくため、本ラベルに「みえるらべる」という愛称をつけました。

この愛称は、文字を入れ替えると「みる」、「えらべる」になっており、消費者の皆様がこのラベルを「見て」、環境負荷低減に資する農産物を「選べる」ようにという願いが込められています。

当該「見える化」の取組であることが直感的に連想できるよう、また親しみを持っていただけれど、平仮名表記でかわいらしく、語感も軽やかで“シンプル イズザ ベスト”な名前に決めました。

本ラベルの愛称として広く活用していくこととしており、皆様のラベル利用の際にも「みえるらべる」の愛称をご活用ください。

※ 本資料中のみえるらべるの商標は農林水産省の登録商標です

英語ラベル：愛称「ChoiSTAR」について

ChoiSTAR



インバウンド需要への対応や輸出展開を見据え、英語版みえるらべるを作成し、「ChoiSTAR(チョイスター)」の愛称をつけました。

ChoiSTAR は、Choice (選ぶ) と STAR (星) を掛け合わせています。STAR には、SusTainable AgRiculture (持続可能な農業) とみえるらべるを特徴づける 星の意味が含まれています。消費者の皆様にみえるらべるの STAR (星) を目印に環境に配慮した農産物を選んでいただくことで、SusTainable AgRiculture (持続可能な農業) を後押ししてほしいという願いを込めました。

※ 本資料中の ChoiSTAR の商標は農林水産省の登録商標です。

01 ラベル

ラベルのデータは、変形・加工せず、そのまま使用することを原則とします。
必ず農林水産省から提供したデータを使用してください。

- 4色表示（一例）



- グレースケール（一例）



- 白黒（一例）



02 ラベルの種類

ラベルは、4色表示、グレースケール、白黒の中から、「農産物の環境負荷低減に関するラベル表示運用ガイドライン」に従い、決定された等級のものを使用してください。
英語版ラベル（ChoiSTAR）もガイドラインに従い、決定された等級のものを使用してください。

・4色表示



英語ラベル（一例）



・グレースケール



英語ラベル（一例）



・白黒



英語ラベル（一例）



03 カラー表示（4色表示、グレースケール、白黒）

ラベルは4色表示、グレー、白黒のいずれかの表示が可能です。

それぞれ、以下に示す色を使用してください。

・4色表示



- CMYK 100 0 0 0 | RGB 0 160 233 | HEX #00a0e9
- CMYK 100 90 0 0 | RGB 11 49 143 | HEX #0b318f
- CMYK 100 0 100 0 | RGB 111 186 44 | HEX #6fba2c
- CMYK 100 60 100 0 | RGB 0 94 60 | HEX #005e3c
- CMYK 0 15 50 0 | RGB 254 223 143 | HEX #fedf8f
- CMYK 20 50 100 0 | RGB 209 142 4 | HEX #d18e04
- CMYK 0 0 0 0 | RGB 255 255 255 | HEX #ffffff

・グレースケール



- CMYK 0 0 0 100 | RGB 30 30 30 | HEX #1e1e1e
- CMYK 0 0 0 65 | RGB 120 120 120 | HEX #787878
- CMYK 0 0 0 15 | RGB 222 222 222 | HEX #dedede
- CMYK 0 0 0 50 | RGB 128 128 128 | HEX #808080
- CMYK 0 0 0 0 | RGB 255 255 255 | HEX #ffffff

・白黒



● CMYK 0 0 0 100 | RGB 0 0 0 | HEX #000000

● CMYK 0 0 0 0 | RGB 255 255 255 | HEX #ffffff

04 最小表示サイズ

最小サイズには制限はありませんが、
印刷物等において文字要素の可読性が十分に確保できるサイズで
表示してください。



05 アイソレーション（保護エリア）

英語版ラベル（ChoiSTAR）は、文字を配置した以下の範囲について、
その他のデザイン要素や文字などを表示してはいけません。

（写真、色ベタ等はロゴ視認できる範囲で可とします。）

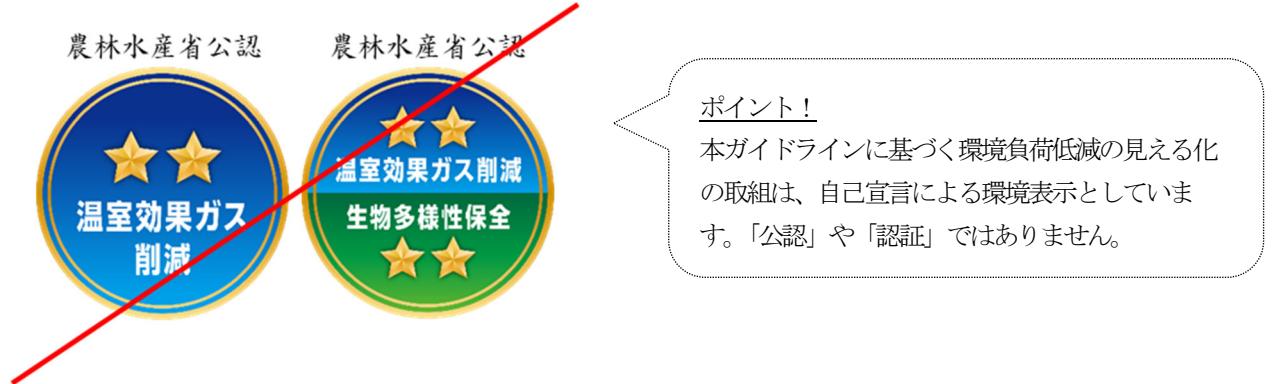
日本語版ラベル（みえるらべる）には、アイソレーションを設けません。



06 禁止事項

ラベルの一貫性を保ち、取組の知名度を向上していくために、認められていない色、形での表示・変更を行わないよう、禁止例を参考に使用してください。

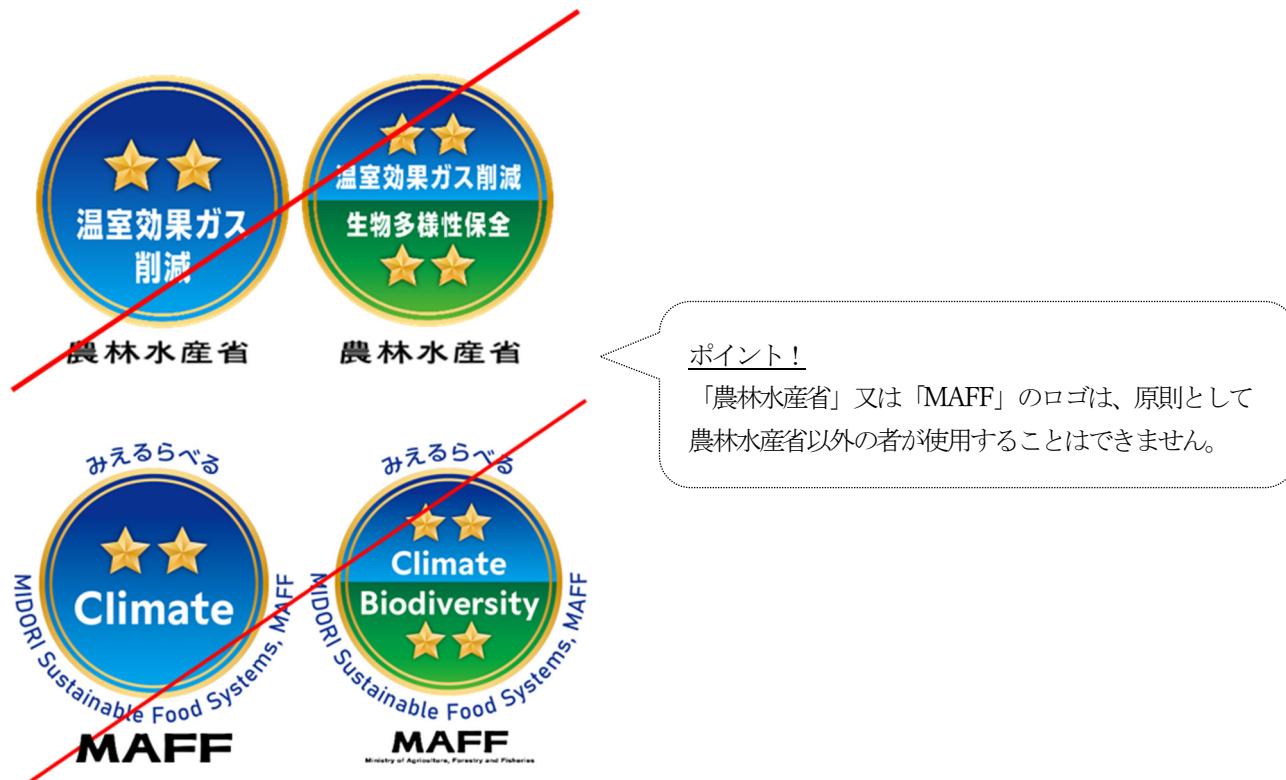
- ・「農林水産省公認」、「日本政府公認」等、誤解を与える可能性がある文言を添えない



ポイント!

本ガイドラインに基づく環境負荷低減の見える化の取組は、自己宣言による環境表示としています。「公認」や「認証」ではありません。

- ・農林水産省のロゴと一緒に使用しない



ポイント!

「農林水産省」又は「MAFF」のロゴは、原則として農林水産省以外の者が使用することはできません。

- ・拡張したり、押しつぶしたり、歪めたりしない



- ・指定以外の書体にしない



- ・色を変えない



- 省略・トリミングしない



- 要素を加えない



- 要素を変更しない



- ・ラベルの一部を隠したり欠けたりさせない
※ラベルの一部が欠けることがなければ異なるロゴ等を近傍
又は周辺に配置することは、妨げません。



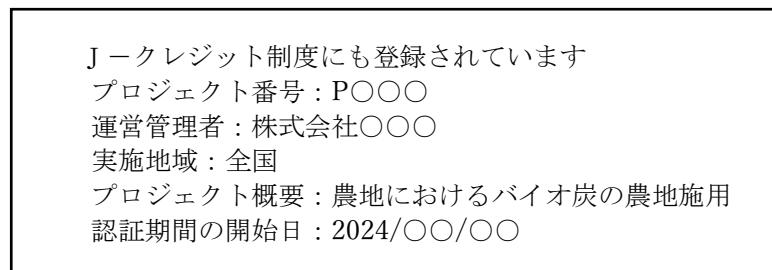
- ・視認性が悪い背景の上に表示しない



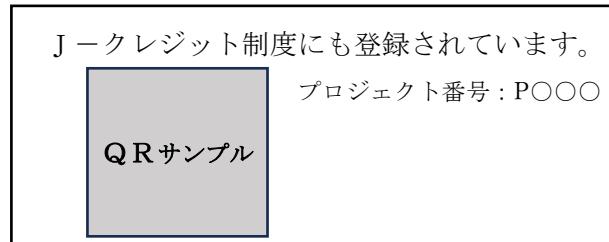
別記2 ラベル表示例

1. 等級ラベル表示とJ-クレジット制度への参加の両方を行う場合に表示が必要なもの
J-クレジット制度への参加の併記（第2部2（3）関係）

- ① J-クレジット制度のプロジェクト番号・概要を記載

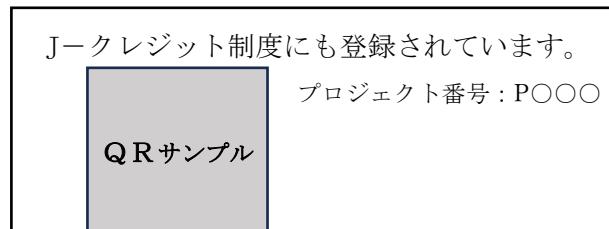


- ② J-クレジット制度のプロジェクト概要をQRコード等で代替



- ③ J-クレジット制度のプロジェクト概要をQRコード等で代替

（みえるらべるの紹介ホームページのQRコード等も併記する場合）



みえるらべるの紹介はこちら↑

（※）実際の表示にあたっては、J-クレジットに関する記載（QRコード等を含む。）が、みえるらべるについての説明や補足であるかのような誤解を招かないよう、留意して表示を行う必要があります。

2. 加工食品等への表示（第2部3（4）③）

等級が付与された1次産品を原材料とする加工食品等に表示をする際は、等級が付与された1次産品が何かが分かり、加工食品自体が評価を受けたとの誤認を与えないような表示が必要です。

① ラベル表示可能な加工食品例：

- ・1次産品が米の場合、おにぎりや米菓等への表示
- ・1次産品が野菜の場合、ミックスサラダ、野菜スープ等への表示
- ・1次産品が果実の場合、ジュース、ジャム等への表示
- ・レストラン、食堂、喫茶店等の外食事業者が提供する調理食品への表示



② 等級が付与された1次産品が何かが分かり、加工食品自体が評価を受けたとの誤認を与えないような表示の例：

- ・「この○○（加工食品名）に使用されている□□（「主な原材料」である1次産品名）は温室効果ガス削減貢献の取組により栽培されたものです」などの記載をラベル近傍に併記

3. 任意による表示（第2部3（4）関係）

（1）農林水産省が付与した登録番号の併記



ポイント！

「農林水産省への登録」であることのみを切り出した文言の併記はできません。他の農林水産省への登録の仕組みと混同しないよう、付与された「見える化」の登録番号を併記してください。

(2) 過去に取得した等級の併記

記載例：

- ・○年連続 1つ星取得
- ・○年、○年、○年に★★を取得



3年連続 1つ星取得

(3) 具体的取組の併記

① 併記する記述の例

- ・堆肥の施用により温室効果ガスの削減に貢献
- ・バイオ炭の農地施用などにより温室効果ガスの削減に貢献
- ・中干し期間の延長などにより温室効果ガス削減に貢献しながら栽培された米です
- ・コウノトリの保全のため冬期湛水に取り組んでいます

② 併記例



バイオ炭の農地施用などにより
温室効果ガスの削減に貢献



コウノトリの保全のため
冬期湛水に取り組んでいます

(4) 農林水産省のガイドラインに基づく表示であることの記載



別記3 農産物の環境負荷低減に関するラベル表示運用ガイドライン ・プライバシーポリシー

1. 基本的考え方

本プライバシーポリシーは、農林水産省が「農産物の環境負荷低減に関するラベル表示運用ガイドライン」（以下「ガイドライン」という）を円滑に運用し、ガイドラインに基づき収集した情報について、その取扱いを明確にすることを目的としています。収集した情報は利用目的の範囲内で適切に取り扱います。農業者等がガイドラインに基づき農林水産省へ報告を行った際は、報告された情報の取扱いについて本プライバシーポリシーに同意したものとみなします。

2. 収集する情報の範囲

農林水産省は、ガイドラインに基づき以下の情報を収集します。

- ・入力データ、算定結果、及び算定結果に基づく等級
- ・農業者の氏名、住所、電話番号、及びメールアドレス
- ・団体にあっては、団体の名称、代表者名又は担当部署名、所在地、電話番号、及びメールアドレス
- ・品目及び栽培面積
- ・収穫量

3. 情報の利用目的と公開の範囲

- ・報告いただいた情報は、ラベル表示とその算定根拠とのトレーサビリティ確保の観点から、報告いただいた算定結果に対して登録番号を付与するために使用します。
- ・登録番号と品目名は農林水産省のホームページで公表します。生産地（都道府県）及び農業者／団体の名称は、簡易算定シート上のチェック項目により公表の希望があらかじめ確認された場合、農林水産省のホームページで公表します。その他、全国や地域単位等で集計したデータを公表することがある（農林水産省が個別の情報がわかる形での情報の公開を希望する場合には、許可をいただいた上で、公表します）ほか、今後の政策立案及びガイドラインの推進や改定にあたり参考とします。
- ・提出いただいた情報や算定結果に関して確認を要する場合など、ご連絡が必要な場合には連絡先情報（氏名、住所、電話番号及びメールアドレス、団体にあっては団体の名称、代表者名又は担当部署名、所在地、電話番号及びメールアドレス）を利用します。

なお、ガイドライン「4. 信頼確保に向けた取組」における「(1) 情報の検証と改善指導」に基づき、算定結果の根拠資料の提供をお願いする場合があります。

4. 利用及び提供の制限

農林水産省では、法令に基づく開示要請があった場合、不正アクセス、脅迫等の違法行為があった場合その他特別の理由のある場合を除き、収集した情報を3の利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は第三者に提供いたしません。

5. 安全確保の措置

農林水産省は、収集した情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他収集した情報の適切な管理のために必要な措置を講じます。また、農林水産省はその業務の外部への委託に伴い、収集した情報の取扱いについても委託する場合があります。その場合には、委託先においても収集した情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の収集した情報の適切な管理がなされるよう、必要な措置を講じます。

6. 適用範囲

本プライバシーポリシーは、ガイドラインに基づき農林水産省が収集する情報にのみ適用されます。

7. その他

農林水産省は、本プライバシーポリシーを必要に応じて改定することがあります。

(参考資料)

(1) 関連URL集

- ・簡易算定マニュアル（農林水産省ホームページ）：

https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/being_sustainable/mieruka/input.html

- ・見つけて！農産物の環境負荷低減の「見える化」～温室効果ガス削減への貢献と生物多様性保全への配慮（農林水産省ホームページ）

https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/being_sustainable/mieruka/mieruka.html

- ・温室効果ガス簡易算定シートの利用者登録（農林水産省ホームページ）

https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/being_sustainable/mieruka/mieruka_santeiapply.html

(2) 本ガイドラインの担当部署

- ・農林水産省 大臣官房 みどりの食料システム戦略グループ[°]

(3) 改定履歴

2024年3月発行

2025年3月改定

2025年4月改定

2026年1月改定

(4) フードサプライチェーンにおける脱炭素化の実践とその可視化の在り方検討会 委員名簿

(令和2年度)

梶島 裕美枝	イオン株式会社 環境・社会貢献部 マネージャー
久保 正英	一般社団法人エコ食品健究会 代表理事
椎名 武夫	千葉大学 大学院園芸学研究科 園芸科学コース 教授
白戸 康人	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 農業環境変動研究センター温暖化研究統括監
須藤 重人	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 農業環境変動研究センター 上級研究員
鳴海 洋一	日本ハム株式会社 サステナビリティ部 プロモーター
西尾 チヅル	筑波大学 ビジネスサイエンス系 教授
夫馬 賢治	株式会社ニューラル 代表取締役 CEO
松原 稔	りそなアセットマネジメント株式会社 執行役員 責任投資部長
綿田 圭一	カゴメ株式会社 品質保証部 環境システムグループ 専任課長 (敬称略、50音順)

臨時委員	必要に応じて随时
事務局	農林水産省大臣官房環境政策室
委託事業者	一般社団法人サステナブル経営推進機構、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社

(令和3年度)

梶島 裕美枝	イオン株式会社 環境・社会貢献部 マネージャー
久保 正英	一般社団法人エコ食品健究会 代表理事
齋藤 雅典	東北大学 名誉教授
椎名 武夫	千葉大学 大学院園芸学研究院 先端園芸工学講座 教授
白戸 康人	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 農業環境研究部門 気候変動緩和策研究領域長
須藤 重人	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 農業環境研究部門 気候変動緩和策研究領域 緩和技術体系化グループ長
鳴海 洋一	日本ハム株式会社 サステナビリティ部 プロモーター
西尾 チヅル	筑波大学 ビジネスサイエンス系 教授
夫馬 賢治	株式会社ニューラル 代表取締役 CEO
松原 稔	りそなアセットマネジメント株式会社 執行役員 責任投資部長
綿田 圭一	カゴメ株式会社 品質保証部 環境システムグループ 専任課長 (敬称略、50音順)

臨時委員	必要に応じて随时
オブザーバー	環境省地球環境局地球温暖化対策課
事務局	農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課地球環境対策室
委託事業者	一般社団法人サステナブル経営推進機構 デロイト トーマツ コンサルティング合同会社

(令和4年度)

安 東赫	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 野菜花き研究部門 施設生産システム研究領域 施設野菜花き生育制御 グループ長
荻野 晓史	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 畜産研究部門 高度飼養技術研究領域 スマート畜産施設グループ 上級研究員
梶島 裕美枝	イオン株式会社 環境・社会貢献部 マネージャー
齋藤 雅典	東北大学 名誉教授
鈴木 貴博	株式会社鈴生 代表取締役社長 ((公財)日本農業法人協会 会員)
中野 勝行	立命館大学 政策科学部 准教授
鳴海 洋一	日本ハム株式会社 サステナビリティ部 プロモーター
西尾 チヅル	筑波大学 ビジネスサイエンス系 教授
夫馬 賢治	株式会社ニューラル 代表取締役 CEO 国立大学法人信州大学グリーン社会協創機構特任教授
綿田 圭一	カゴメ株式会社 品質保証部 環境システムグループ

(敬称略、50音順)

臨時委員	必要に応じて隨時
オブザーバー	環境省地球環境局地球温暖化対策課脱炭素ビジネス推進室、消費者庁食品表示規格課
事務局	農林水産省大臣官房みどりの食料システム戦略グループ地球環境対策室
委託事業者	一般社団法人サステナブル経営推進機構

(令和5年度)

荻野 晓史	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 畜産研究部門 高度飼養技術研究領域 スマート畜産施設グループ 上級研究員
草 明生	全国農業協同組合連合会 畜産対策部 統轄課 畜産サステナビリティ推進室 室長
齋藤 雅典	東北大学 名誉教授
清水 康男	明治ホールディングス株式会社 サステナビリティ推進部 環境グループ長
中野 勝行	立命館大学 政策科学部 准教授
鳴海 洋一	日本ハム株式会社 サステナビリティ部 プロモーター
西尾 チヅル	筑波大学 副学長 兼 ビジネスサイエンス系 教授
夫馬 賢治	株式会社ニューラル 代表取締役 CEO 国立大学法人信州大学グリーン社会協創機構特任教授
梶島 裕美枝	イオン株式会社 環境・社会貢献部 マネージャー (令和5年11月30日まで)
宮澤 正紀	イオントップバリュ株式会社 戰略本部 副本部長 兼 環境推進室長 (令和5年12月1日から)

(敬称略、50音順)

オブザーバー	環境省地球環境局地球温暖化対策課脱炭素ビジネス推進室、消費者庁食品表示規格課
事務局	農林水産省大臣官房みどりの食料システム戦略グループ地球環境対策室
委託事業者	一般社団法人サステナブル経営推進機構

(令和 6 年度)

荻野 晓史 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 畜産研究部門 高度飼養技術研究領域 スマート畜産施設グループ グループ長
草 明生 全国農業協同組合連合会 畜産対策部 統轄課 畜産サステナビリティ推進室 室長
齋藤 雅典 東北大学 名誉教授
清水 康男 明治ホールディングス株式会社 サステナビリティ推進部 環境グループ長
中野 勝行 立命館大学 政策科学部 准教授
鳴海 洋一 日本ハム株式会社 サステナビリティ部 プロモーター
西尾 チヅル 筑波大学 副学長 兼 ビジネスサイエンス系 教授
夫馬 賢治 株式会社ニューラル 代表取締役 CEO
国立大学法人信州大学グリーン社会協創機構特任教授
宮澤 正紀 イオントップバリュ株式会社 戰略本部 副本部長 兼 環境推進室長
(敬称略、50 音順)

オブザーバー 環境省地球環境局地球温暖化対策課脱炭素ビジネス推進室、消費者庁食品表示規格課
事務局 農林水産省大臣官房みどりの食料システム戦略グループ地球環境対策室
委託事業者 一般社団法人サステナブル経営推進機構

(令和 7 年度)

荻野 晓史 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 畜産研究部門 高度飼養技術研究領域 スマート畜産施設グループ グループ長
草 明生 全国農業協同組合連合会 畜産対策部 統轄課 畜産サステナビリティ推進室 室長
齋藤 雅典 東北大学 名誉教授
清水 康男 明治ホールディングス株式会社 サステナビリティ推進部 環境グループ長
中野 勝行 立命館大学 政策科学部 教授
鳴海 洋一 日本ハム株式会社 サステナビリティ部 プロモーター
西尾 チヅル 筑波大学 副学長 兼 ビジネスサイエンス系 教授
夫馬 賢治 株式会社ニューラル 代表取締役 CEO
国立大学法人信州大学グリーン社会協創機構特任教授
宮澤 正紀 イオントップバリュ株式会社 戰略本部 副本部長 兼 環境推進室長
(敬称略、50 音順)

オブザーバー 環境省地球環境局地球温暖化対策課脱炭素ビジネス推進室
事務局 農林水産省大臣官房みどりの食料システム戦略グループ地球環境対策室
委託事業者 一般社団法人サステナブル経営推進機構

(5) 生物多様性保全の見える化技術検討会 委員名簿

(令和5年度)

荒木 洋美	株式会社アレフ SDGs 推進部
石井 淳	たじま農業協同組合 営農企画課 副課長
井村 辰二郎	日本農業法人協会 理事株式会社金沢大地 代表
大久保 悟	国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構 農業環境研究部門 農業生態系管理研究領域生物多様性保全・利用グループ長
西尾 チヅル	筑波大学 副学長、附属図書館長、ビジネスサイエンス系・教授
橋本 禅	東京大学准教授
福永 庸明	イオングリ創造株式会社 代表取締役社長
夫馬 賢治	株式会社ニューラル 代表取締役 CEO 国立大学法人信州大学 グリーン 社会協創機構 特任教授
山口 力	株式会社サンプラザ 代表取締役社長

(敬称略、50音順)

事務局 農林水産省大臣官房みどりの食料システム戦略グループ